

尙

書

ぐるが如きなり、穉子は幼少の稱にして、稚子といふも同じ、大意は武王の喪禮既に終りて、周公は喪服を除きて、冢宰となりて政を攝す、時に管叔は其衆弟と國中に流言を放ちて曰く、周公は稚子成王の爲に不利なるを圖らんとすと、(但し管叔は、殷の舊法に、兄弟相及ぼすに據れば、已れ兄なれば、武王の後、我に及ぶべきに、既に殷を監せしめられて、周公獨攝位にあり故に、周公異圖あるを疑ひて、流言に及びしなり)

周公乃告二公曰、我之弗辟、我無以告我先王。 周公流言を聞き、乃ち太公召公に告げて曰く、我今此所を去りて他に行き、此嫌疑を避けずんば、義として我が先王に申しわけが立たぬとなり、辟の字に三説あり、其中孔傳の法と解して、三叔を誅するとするは不可なり、此時未だ流言者は誰なるか知れざるなり、流言の事を治め正すといふ説と、去るといふ説は、何れにしても可なれど、前後の關係よりいふ時は、去るといふ方最も穩かなるが如し、

周公居東二年、罪人斯得。 周公は攝位を去りて、東國に居ると二年にして、流言を放ちし罪人も、三叔と殷の遺民とにてありしと、朝廷に明かになりて、周公の嫌疑も稍うすらざたり、東とは魯を指す説を可とす、

于後公乃爲詩、以貽王、名之曰鷓鴣、王亦未敢誚公。 其後に至りて、周

尙

書

公は詩を作りて成王に贈れり、其詩篇を名づけて鷓鴣といふ、成王もまた左程に周公を勸め給はざりき、(鷓鴣は、詩經の幽風に載せたる鷓に似て、鷓鴣は、鷓鴣の名なり、無殺室とある室は、王室に比して云ふなり、詩の大意は、周の王業は先王の容易ならざる功徳に本づきしなれば、容易に毀るとはならずも、其艱難は、後世臣子の知悉して、大切に奉持せざるべし)

秋大熟、未穫、天大雷、電以風、禾盡偃、大木斯拔、邦人大恐。 周公出で、より二年後の秋に、大に穀物が實のりたるに、夫れを未だ收穫せざるに、天氣俄かに悪しくなりて、雷が鳴り、電が閃きて、其上に暴風が吹き來りて、能く實のりたる稻の穂は盡く地上に仆れ偃して、大木も根から抜けてしまふといふ程の風にて、國中の人は大に恐れたり、

王與大夫盡弁、以啓金縢之書、乃得周公所自以爲功、代武王之說。 弁は爵弁なり、皮弁にあらず、皮弁は日常の服なり、成王時に年十五、朝廷の大夫と共に盡く爵弁を冠し、以て其天變の因る所を占はんとて、金縢の匣中を啓きて、卜書を求めんとせしに、たましく、周公が武王の曾て病氣の時自ら己の事として、其死に代らんと祈りし祝辭の書まであるものを得たり、

二公及王、乃問諸史、與百執事。對曰、信、噫、公命我、勿敢言。王執書以泣、曰、其勿穆卜。昔公勤勞王家、惟予冲人弗及知。今天動威、以彰周公之德、惟朕小子其新逆、我國家禮亦宜之。王出郊、天乃雨、反風、禾則盡起。

二公及王、乃問諸史與百執事。對曰、信、噫、公命我、勿敢言。二公は成王と共に、諸の史官并に百の執事に審かにかゝる事を周公が嘗て爲したりしかを問ひしに、其場に周公の祝詞を讀み卜筮を爲したりし人もありしならん、對へて曰く然り、其は信に事實である、噫、周公は我等に命じて、敢て言ふとなからしめしと。

王執書以泣曰、其勿穆卜。昔公勤勞王家、惟予冲人弗及知。冲は幼冲にて年少きとなり、成王は其冊書を手に執りて泣いて曰く、最早穆卜するには及ばぬとである、昔周公は王室の事に勤勞せられて、斯く身を以て代らんとさせられたり、惟れ己れは年少くして斯る忠孝の周公たるを知るに及ばずして、妄りに之を疑ひしは實に相濟まぬわけである、以上は成王の疑念全く解けたる

書

尙

をいふ

尙

書

今天動威、以彰周公之德。今天が嚴しき威命を震ひ動かして、周公の勳功を彰はす、即ち此饑災は、全く天が周公の罪なきのみならず、功德あるとを明かにする爲である、穆卜するに及ばぬ所以なり。

惟朕小子、其新逆、我國家禮亦宜之。我小子、夫れ前時の疑心を改めて自ら周公を迎へ還さん、有徳者を尊崇するとは國家の禮に於ても宜しとする所である、新の字は親らといふ義に解すべし、新親古字通ず音疏には親に作る。

王出郊、天乃雨、反風、禾則盡起。郊は國城の外をいふ、成王周公を迎へんとて國城の外まで出でし時に、天乃ち雨ふりて又風が前の暴風の反對に吹き反して、穀の穂が盡く起き上りたり。

二公命邦人、凡大木所偃、盡起而築之。歲則大熟。二公は國中の人に命じて凡そ大木の仆れて偃さしめたる稻をは引き起し、其根の土を築き固めしかば、此歳、穀が大に實のりたり、豊穰でありしとなり。

以上周公の履歴の大半を擧げたり、周公疑似の間に處して終始至誠を以て其身

を持し、遂に成王をして自ら疑を解かしめたり、さて此篇は眞古文とはいへども、人の死に代るとか、或は周公を迎ふれば、直ちに風が反對に吹きて仆れたる穀禾を起すなど、随分奇怪なる話にして、古人も段々此篇に就ては疑を容れし所なり、

大誥

此篇は武王殷に克ちて、紂王の子武庚を其地の一邊に封じ、管蔡霍の三叔に命じて殷を監せしめしに、前篇にもありし如く、流言ありしにより、周公は其が爲に、去りて東に居ると二年、後に成王悟りて周公を迎へ歸し、かば、三叔懼れて武庚と叛きたり、故に成王は周公に命じて東征して之を討たしめんとて、先づ天下に告げし辭なり、大誥とは篇首の大に誥ぐといふ二字を取りたるなり、篇中に武庚をいひて管叔等の事を直接に言はざるは、親者の爲に諱みたる也、眞古文にして韓文にも周誥殷盤信屈荅牙とある如く、以下の諸篇と共に古來難解の篇なり、

王若曰、猷大誥爾多邦、越爾御事、弗弔天降割于我家、不少延、洪惟我幼冲人、嗣無疆大歷服、弗造哲迪、民康矧曰、其有能格、知天命、曰、予惟小子、若涉淵水、予惟往求朕攸濟、敷責敷前人受命、茲不忘大功、予不

敢閉于天降威、用寧王遺我大寶龜、紹天明、即命曰、有大艱于西土、西土人亦不靜、越茲蠶。

王若曰、猷大誥爾多邦越爾御事。王は成王なれども、周公攝位に居り大

事を命ずるに當りて、成王に代りて自ら王命としていふなり、多方篇には周公曰王若曰とあるにて知らるべし、猷を禁傳に發語の辭と見るは宜しからず、猷は道なり、道を以て衆國に誥ぐとなり、此猷の字、漢以前には誥の字の下にありき、馬融本には大誥、繇に作る、繇は道なり、又漢書に王莽位を攝して、東郡の大守翟義、兵を起して莽を誅せんとせし時、莽此篇に擬して大誥を作りしに、其文亦大誥道云々とあり、言の義となすに似たり、越は助字オヨビと讀むべし、御事は事を治むる臣なり、

弗弔天降割于我家、不少延。弔は恤なり、又善みするなり、割は害なり、言

は天は無情にも周室を恤み善せずして禍害を我家に降す、即ち武王遂に崩じて少らくも年を延べずして、頻年禍害の起るをいふ、鄭玄も害不少且延、長之と解せり、

洪惟我幼冲人、嗣無疆大歷服、弗造哲迪、民康矧曰其有能格、知天

命。洪惟は發語なり、猶ツラク考ふるにといはんが如し、幼冲人は周公が自

ら我れなりて成王といへるなり、歴は敷なり、服は事なり、造は遣と普通ず、出遣ふ

となり、有は讀んで又といふ、言は我は年尙幼冲にして先人武王より限りなき大

敷大事業を繼ぎながら賢哲の人に出遣ひて民を安き方に導くともかなはず、况

んや其れ又能く天命を度り知るとを得んやとなり、以上先づ已れを責むる辭な

り。

已予惟小子、若涉淵水、予惟往求朕收濟。己は熙と同じ、敷辭なり、嗚呼

我惟れ小子、先人の大業を受け繼ぎて、常に懼れ祇むと、深き淵の水を渉るが如し、

予は往きて道の宜しき所を求めて、受け繼ぎし事業を成し遂げん爲に、其濟る場

所を求むるとである。

敷賁敷前人受命、茲不忘大功、予不敢閉于天降威。敷は布なり、賁は

飾なり、敷賁は修め明かにする義なり、さて濟らん收を求むるには、先づ典章法度

を修め明かにして、前人文王武王の天より受けし基業の規模を布き陳べて益之

を大にすること、其第一着なれ、此の如くするは前人天下を安んぜし大功を忘れ
ざる所以である、故に若し敢て定め法度を亂し、前人の大業を妨げんとする人
ある時は、天必ず之に罰を命ずるに相違なし、故に予も亦天の降せる威命を、閉ぢ
抑へては置かれぬ、必ず天意に従ひて斯る人には誅戮を行ふべしとなり、

用寧王遣我大寶龜、紹天明即命。用の字は寧王の上につく方よろし、寧

王とは武王をいふ、寧は安んずるなり、武王般に克ちて天下を安んぜし故に當時

呼んで寧王といふ、大寶とは世々寶として用ゐる故にいふ、先人武王我に大寶の

龜を遣り置かれしを以て、疑はしき事及び大事ある時は、常に之によりて吉凶を

卜し、以て天の明かなる意に紹きて、其龜下の兆に就て天の命令に従ふとである

曰有大艱于西土、西土人亦不靜、越茲蠶。西土とは殷よりして周の都

をいふ、蠶は動く貌なり、嘗て大龜に命じて卜したるとありしに、其時の兆に曰く、

西土即ち周の京師に大なる艱難の事起らんとして、西土の人も其によりて靜か

ならずして爲に動き騒ぐのと著はれたり、此は天下に語ぐるより以前のことな

り、先づ之を言ひて下文般を伐つべきをいふ前あきとす。

殷小腆誕敢紀其叙。天降威知我。國有疵民不康。曰予復反鄙我周邦。今蠢今翼日民獻有十夫。予翼以于救寧武圖功。我有大事休朕。卜并吉。肆予告我友邦君。越尹氏庶士御事。曰予得吉。卜予惟以爾庶邦于伐殷通播臣。

(三九八)

殷小腆誕敢紀其叙。天降滅知我國有疵民不康。曰予復反鄙我周邦。腆は厚なり、小厚とは小國の謂ひなり、誕は大なり、紀は理むるなり、叙は緒なり、疵は病なり、言は武庚は小小の國を以て大に敢て其己に亡びたる緒業を紀し理めて、天が一旦威を降して殷を亡びせりといへども、今我が國(周)にも亦三叔の如き病をなすものありて、民の安んぜざるを知りて、予は此際に殷の業を恢復せんとしひて反つて我周の邦を鄙しむとなり。

今蠢今翼日民獻有十夫。予翼以于救寧武圖功。獻は賢なり、予は往くなり、救は撫なり、武は繼ぐなり、圖は謀なり、今天下蠢動す是れ武庚が叛きしを聞く日なり、されば今の明日民の賢者凡そ十人ありて、來りて予を翼けて、往いて民の心を撫で寧んじて、先人が謀り定めし功を引繼がしめんとせり、此獻の字一本

義に作りて、義備通ずとして民の備表たるべき人とせり、亦同じ意に歸す。

我有大事休朕卜并吉。大事は戎事なり、左傳成公十三年、國之大事、在祀與戎とある是なり、休は美なり、さて今戎事を起すとの休きとあらんといふには、民賢十夫來り翼くるも、さるとながら、我が卜たる龜が何れも皆并せて吉である、蓋し話を出す以前に卜したるなり、大事には三龜を以て三人に命ず、故に并せて吉といふなり。

肆予告我友邦君。越尹氏庶士御事。曰予得吉。卜予惟以爾庶邦于伐殷通播臣。肆は故なり、尹氏は庶官の長卿大夫なり、通は亡なり、播は遷なり、昔は戎事の休美にして吉なる故に、予は今我が親しき邦の君及び其卿大夫、衆士御事の人に告ぐ、曰く予れ卜の吉兆を得たるを以て、汝たち庶の邦人を率ゐて殷の逃亡播遷の臣を伐たん、通播の臣とは武庚祿父其他の殷の遺民をいふなり。

爾庶邦君。越庶士御事。罔不反。曰艱大民不靜。亦惟在王宮。邦君室。越予小子。考翼不可征。王害不違。卜肆予冲人永思艱。曰嗚呼。允蠢。寡寡。

(三九九)

哀哉。予造天役。遣大投艱于朕身。越予冲人不叩自恤。義爾邦君。越爾多士。尹氏御事。綏予曰。無越于恤。不可不成。乃寧考圖功。已予。惟小子不敢替上帝命。天休于寧王。興我小邦。周寧王惟卜用。克綏受茲命。今天其相民。矧亦惟卜用。嗚呼。天明畏。弼我不丕丕基。

(四〇〇)

爾庶邦君。越庶士。御事罔不反曰。艱大民不靜。亦惟在王宮邦君室。越予小子考。翼不可征。王害不違卜。

反は復なり。報なり。考は父なり。翼は敬むなり。害は忌と通ず。何ぞなり。言は汝たち庶邦の君及び其下の衆士及び事を治むる群臣は。我と志を同じうせずして。皆我に反報せざるはなし。其報ずる言に曰く。此諸叛國の難は至極重大の事にして。人民も之が爲に靜かならず。亦此難の起りは武庚に由ると雖ども。三監即ち管蔡霍の三叔も與れり。三叔は武王周公の兄弟なれば。要するに此争難は王宮即ち周室と邦君即ち諸侯との家にありての争にして。三叔の如きは又成王の叔父なり。即ち王にとりては考として事ふべき人なり。故に我等は敬みて天子の父を征すべからず。王曷ぞ速かに卜に違ひて征するを止めざるやと。

以上邦君御事の言を擧げて。征するを欲せざるを見す。

肆予冲人。永思艱曰。嗚呼。允蠢。齔寡哀哉。前文の如く邦君御事は般を征すべからずといふ。然れども之を征せざる時は漸く天より受けし周道も成就せず。又王室に於て害あり。必ず征せざるべからず。故に予重人永く此難を思ひて憂慮する。とである。嗚呼。今彼等の蠢々と騒動するを捨て置かば。妻なく夫なき無告の人民に其害を被らするが實に哀むべきとである。

予造天役。遣大投艱于朕身。越予冲人不叩自恤。造は爲なり。江聲は前文造哲と同じく遭逢の義とせり。叩は我なり。恤は憂なり。齔寡は憐むべしと雖ども。今日我が爲す所は皆天の命じたる役である。天は實に大に甚だ困難なる事を我身に投じ遣れり。越に我重人に於ては惟其任に堪へざるを憂ふるのみ。我身の艱苦は憂ふるに暇あらざとなり。

義爾邦君。越爾多士。尹氏御事。綏予曰。無越于恤。不可不成。乃寧考圖功。義は宜と通ず。越は勞するなり。深く心を閉ぢて心配する義より勞の意となる。言は汝邦君及び其に従へる多くの士。庶官の長。事を理する役人たちは宜

(四〇一)

しく勤めて予を殺してかく曰うて呉れねばならぬ、たゞ少々の憂を心に懸けて苦勞するとなかれ、寧ろ即ち武王の謀り置きし大業を完全に成就せねばならぬと、

己予惟小子、不敢替上帝命。己は前と同じく然なり、一説に己以音通ず、故に以てと讀むとあれども、此は欺辭とす、替は廢なり、嗚呼我惟れ小子、敢て上帝よりの命令を棄つるとはせぬ、今ト并せて吉なれば、是天が明かに我に東征を命ずる意あるを知るべし、然るに此トに違ひて東征せざる時は、上帝の命を廢つるといふべし、斯るとは小子の敢てせざる所なり、

天休于寧王、興我小邦、周寧王惟ト用、克綏受茲命、今天其相民、矧亦惟ト用。周は方百里より起る故に小邦の周といふ、相は助くるなり、天は我先人武王を休して我小國の周を興したるは、武王が能くトを用ゐて天に聽けばなり、故に能く茲の天下を保つ大命を安んじて受けし次第である、今又天は其れ明かに民を助けるのである、况んや我も亦惟れトを用ゐて敬みて天意に従ふをや、必ず我事は吉なる結果を得べしとなり、

嗚呼、天明畏、弼我不丕基。畏は威なり、丕は大なり、嗚呼天の明威なる、今我を助けて此大業の基を大にせしめんとす、天の明威に順はざるは不吉なり、必ず東征せざるべからず、

王曰、爾惟舊人、爾丕克遠省、爾知寧王若勤哉。天闕愆我成功、所予不敢、不極卒、寧王圖事、肆予大化、誘我友邦君、天棐忱辭、其考我民、予曷其不于前、寧人圖功、攸終、天亦惟用、勤愆我民、若有疾、予曷敢不于前、寧人攸受休畢。

王曰、爾惟舊人、爾丕克遠省、爾知寧王若勤哉。此よりは周公専ら舊臣を呼びて、之に告ぐるなり、蓋し當時邦君御事の中には、武王の舊臣ありて、上文に予小子考、翼不可征とある如く、征役を憚る者ありしなり、丕は大ども不ども通すれど、今は讀んで不といふべし、(王辨の難語にも亦爾丕克遠省、爾)王曰く汝國君及び衆臣亦これ先代の舊臣なれば、克く遠き古を知るべきものなるに、一切古の文武の事を省み、曠らぬ、汝たちは前人武王が周室の基を開く爲に、如何程勤勞せしかを知らぬであらう、若し遠く省みて武王の勤勞せしとを知りて居れば、此度の

難事を否む筈はあるまいとなり、

天闕。愆我成功。所予不敢。不極卒寧。王圖事。闕は閉なり、愆は前の如く勞なり、闕は閉塞苦心するとなり、昔は天が我が成功の在る所に先だちて、屢難を下して周室を憂勞苦心せしむるは、遂に大成に至らしめんと爲である、故に予は此際艱苦を忍びて武王の謀りし事業を繼ぎて之を極め卒へて、遂に完全に致さずば置かぬとなり、

肆予大化。誘我友邦君。天棐忱辭。其考我民。予曷其不于前寧人圖功攸終。勝は導くなり、業は輔くるなり、忱は誠なり、我は必ず前人の事業を極め卒へんと欲する故に、今我友邦の諸侯の頑固にして予が意に従順せざるものを化し導かんとす、天は誠實の辭あるものを輔く、今天が周室の誠なるを輔くといふ證は之を民に考へて見ても知らる、即ち民獻十夫も伐つべしといふにあらざるや、予何ぞ前人の民を寧んずる謀を營みしものに於て其功を終へずして可ならんや、寧人とは寧王を助けし臣下を云ふ、即ち當時群臣の父祖なり、天亦惟用勤。愆我民。若有疾。予曷敢不于前寧人收受休畢。畢は終

なり、天亦惟れ用つて能く我民を勤め勞はりて、民を視ると人に疾ある如くに親切に思へり、前王亦民を視ると傷むが如し、故に天の美命を受けたり、予何ぞ今此民の疾苦を救ひて、前王民を安んじて受けし天の美命を終へずして可ならんや、此三節は皆重ねて前人の事功休美を終へざるべからざるをいへり、

王曰、若昔、朕其逝、朕言艱、日思、若考作室、既底法、厥子乃弗肯、堂矧肯、構、厥父舊、厥子乃弗肯、播矧肯、穫、厥考翼、其肯、曰、予有、後弗棄、基、肆予曷敢、不越、卬、救寧王、大命、若兄考、乃有友、伐、厥子、民養、其勸、弗救。

王曰、若昔、朕其逝、朕言艱、日思。若は從ふなり、逝は往くなり、王曰く我は昔し武王が殷を伐ちし例に従ひて今其れ往きて東征し、以て難を鎮めんとす、然れども征討の事々々輕舉すべきものならず、我其事の難きを開ひて、日々に之を思ひ案じて居るとなり、

若考作室、既底法、厥子乃弗肯、堂矧肯、構。上文征討の事實に難し、されど我子孫にして祖父の業を終へざる時は、祖父其れ何をか子孫を頼みとせん、譬へば家を造らんとするに、其父既に廣狹高下の規模、法度を底し定めたるに、其子

は敢て堂を造るとを肯んぜざるが如きものである、况んや樹をうち屋根を嘗くなどの全きを構ふとを得んや、

厥父苗、厥子乃弗肯播、矧肯穫。アラ土を開墾して田を治むると一歳なるを苗といふ、さて又農を以て譬へんに、其父は土を開墾して既に耕すべく致し置きしに、其子は敢て種子を蒔かざるが如し、種子を蒔く易き事を爲さぬ位故、况んや肯て其秋成に至りて蒔り採るとを得んや、

厥考翼、其肯曰、予有後弗棄基。其父は敬みて業を創めしに、其子に至りて上の譬の如くならんには、其れ先王は何ぞ、予は賢き子孫ありて予が基業を棄てずといはんや、以上は蓋し武王天下を定め略ぼ基を定めしと、室を作るに既に法を庶し、田を治むるに既に苗するが如し、然るに今三監亂れたるに、之を討ち平げて以て先人の業を終へずば、猶堂せす播せざるか如し、况んや構をなし、穫をなして、國祚を永遠に延ばすとを得んや、在天の靈亦後嗣ありと言はざらんとの意なり、

肆予曷敢不越、叩教寧王大命。越は子なり、敢は撫なれど此は安定の意

と見るべし、前文の次第故に、今我何ぞ敢て我身に於て武王が受けし大命を定め安んぜずして可ならんや、以上三節亦重ねて武功を終へざる可らざる意を明にせり、

若兄考乃有友伐、厥子民養其勸弗救。管叔は周公に於ては兄なり、成

王に於ては叔父なり、即父として事るべき人なり、友は武庚なり、志を同じうするを友といふ、今管叔武庚と同じく謀る則ち同志の友の如きなり、厥子は成王なり、養は長といふ義なり、(王の難路には、直ちに民長其勸弗)民長とは邦君御事皆是なり、言は殷の逃亡の人、管叔と共に我王室を悉間す、即ち是父兄友ありて共に其子を伐つなり、民に長たる人夫れ如何ぞ民を勸めて之を救はずして可ならんや

王曰、嗚呼肆哉、爾庶邦君、越爾御事、爽邦由哲、亦惟十人迪知、上帝命、越天、棐忱、爾時罔敢易法、矧今天降戾于周邦、惟大艱人誕隣、胥伐于厥室、爾亦不知、天命不易、予永念曰、天惟喪殷、若穡夫、予曷敢不終朕、厥天亦惟休于前寧人、予曷其極卜、敢弗于從、率寧人有指疆土、矧今卜并吉、肆朕誕以爾東征、天命不僭、卜陳惟若茲。

王曰、嗚呼、肆哉、爾庶邦君、越爾御事。爽邦由哲、亦惟十人、迪知上帝命。肆は、なり、心を大にするなり、爽は明なり、王曰く嗚呼大なる量見を持ちて聞けや、汝たち諸邦の君及び御事の人よ、昔先人の邦を治め明にするに、必ず賢哲の人を用ゐて之を輔けしめたり、然るに今此民獻十人は亦殊に勝れたる賢哲にして、上帝の命の周にあるとを蹈み知れり、

越天棗忱、爾時罔敢易法。矧今天降戾于周邦。法は定の誤りなりといふ説あり、音疎には定に作る、王莽の操詭に粵天輔誠、爾不得易定、况今天降定于漢國云々とあり、古は定の字なりしならん、戾も定なり、孔傳に罪と訓ずるは非なり、天周の賊あるを輔けて殷を伐たしめたり、其時には爾たちは天の周を輔くるは定りたる事として、敢て其定法を易へずして征伐に従ひたり、然るを况んや今は最早天が充分に定まりたる命を周の邦に降せるをや、征伐に従はずして可ならんや、

惟大艱人、誕鄰胥伐于厥室。爾亦不知天命不易。大艱人とは三監をいふ、鄰は近なり、三監は王室に於ては叔父なれば大に近し、然るに殷と共に艱を

爲して、其同室の王家に向ひて相伐つとは、天に逆ひ親に叛き討ぜざる可らざるものなり、彼天誅を犯して今爾たち之を征するを憚るは、爾たちも亦天の定、命は既に周邦にありて易らざることを知らぬのであるか、

予永念曰、天惟喪殷、若穡夫。予曷敢不終朕畝。穡夫は農夫なり、我長く念うて曰く、天の殷を喪ぼすは農夫の務めて草を去るが如し、必ず其本根を絶ちて、然る後止む、我何ぞ敢て天意に順ひて、遂に草を絶やし、我田畝の事を終へずして可ならんや、必ず殷の餘孽を亡ぼして禍の根を絶つべしとなり、

天亦惟休前寧人。予曷其極卜。敢弗于從。率寧人。天亦これ前王が人を安んぜし功を美みする故に、今前人に繼ぎて征するは、天之を輔くるを知るべし、予何ぞ其れ極めて盡く卜せんや、衆心安んぜざる故に卜を用ゐしのみ、敢て前人の功に従ひて、以て天下を安んぜざらんや、必ず前人に従ふべし、

有指疆土。矧今卜并吉。肆朕誕以爾東征。天命不僭、卜陳惟若茲。指は旨と通ず、旨は美なり、僭は差なり、忒なり、言は斯く前人の圖功に率従して天下を安んぜば、天固より休を降す故、邦君等の疆土に於ても美利ある事は必ずべ

しされば卜吉ならずとするも固より征すべきに況んや今卜并せて吉なるをや、故に予は大に爾邦君たちを率ゐて東の方殷を征せん天命は決して差はず今龜卜に著はれし兆此の如し必ず克を得べしと反復卜吉を言ひ天命を言ひ庶邦の君及び庶士御事の心を安す此れ疑懼の人心を安する所以なり、

微子之命

此篇は孔傳の序に成王既に殷の命を黜け武庚を殺し微子啓に命じて殷の後に代らしむとあり即ち微子を宋に封じて殷の祀を奉せしむる時の詰命を録したるものとせりされど偽古文なり、

王若曰猷殷王元子惟稽古崇德象賢統承先王修其禮物作賓于王家與國咸休永世無窮。

成王若く曰く道の本に順ひて告ぐるに殷王の長子微子よ惟れ古典を考ふるに有徳を尊び先賢に象どり諸侯となし先王の統を承け繼ぎ其禮儀文物を修めて我が周室の賓客となりて我周の相談相手となりて呉れよ然る時は汝は周國と共に美なる幸を受けて何時までも世を永く保ちて窮まり無からん王若曰猷の

四字は全く大詰の首より取れり蔡傳猷を讀みて助辭となす、

嗚呼乃祖成湯克齊聖廣淵皇天眷佑誕受厥命撫民以寬除其邪虐功加于時德垂後裔。

嗚呼汝の祖先たる湯王は克く事を肅しむ性さどく心廣く深くして上天は其徳を眷りみ佑けて大に天の大命を受けたり又民を養ふには寛大なる政を以てして夏桀の邪虐なる政は除き去り其功は博く其時の天下に悉く加はりて徳は遠く後世の子孫にまで垂れて永く其福を受けたり左傳文公十八年に齊聖廣淵の四字あり國語の魯語に湯以寬治民而除其邪の文字あり此等より取りしか、

爾惟踐修厥猷舊有令聞恪慎克孝肅恭神人予嘉乃德曰篤不忘上帝時歆不民祗協庸建爾于上公尹茲東夏。

爾は惟大道を踐み修めて之を民に布き舊より善き譽れあると一日にあらざ恪み慎みて克く親に孝を盡し神に肅み恭しく事ふ(神人の人はたゞ輕斯る徳行ある故に予は汝の其徳を嘉みしてこゝに篤く心に銘して忘れぬとである汝祀をする時は上帝克く其祀を享け又民を治むれば民は克く其徳に化して祀みて和

尙

協せり、故に我爾を上公の位に立て、茲の東夏に封し之を正し治めしむとなり、王者の後を公と稱す、夏は中夏の夏にて、微子の封國宋は周の鄩京より東にあり、故に東夏といふ、國語周語に肅恭神明、而敬事考老とあり、又左傳僖公十二年に余嘉

乃勳、應乃懿、德謂誓不忘とあるに據れり、

欽哉、往敷、乃訓、慎、乃服、命、率、由、典、常、以、蕃、王室、弘、乃烈、祖、律、乃有、民、永、綏、厥、位、毗、予、一、人、世、世、享、德、萬、邦、作、式、俾、我、有、周、無、斃、嗚、呼、往、哉、惟、休、無、替、朕、命、

欽めや汝其君たる徳を慎み、汝の教訓を民に敷き、汝の服命を慎みて僭禮なき様にし、常の典則に率がひ由りて以て王室の蕃屏となれよ、又汝の功烈ある祖先の道を益々大にし、汝の人民を法度を以て正し則らしめ、永く其君たる位に安じて予一人を輔けて、世々徳を厚く施して、同じ公侯の中にも特に汝は衆國の手本となりて、我が周の國をして何時までも汝を好して厭ふとなからしめよ、嗚呼往けや、惟れ休美の政をなして、予が命を廢つるとなかれ、敷は厭なり、服命の命は位なり、公は九命とて衣服禮儀の飾り其他すべて九を以て節となす、微子王者の後

尙

故に其僭禮あらんとを懼れて豫め戒むるとなり、

此文後世の冊封文に似たり、古雅なる諸篇の間に剛はりて、何となく意味膚淺なる心地す、擬作の跡掩ふべからず、

康誥

此篇は周公成王に代りて、其弟康叔を衛に封じたる時の誥命なり、一説に篇中に朕弟の字あるを以て、成王叔父を指して弟といふ理なし、故に此は武王の誥命なりとあれども、朕弟とは即ち周公が自ら代りて命じたるものなれば、周公の弟といふ義なり、且つ後の篇も皆成王の時なれば、此他に諸説あれども、今は周公の代命との説に従ふ、其古文なり

惟三月哉生魄、周公初基、作新大邑于東國洛、四方民大和會、侯甸男邦采衛百工播、民和見士于周、周公咸勤、乃洪大誥治、

惟三月哉生魄。惟三月は周公政を攝する七年の三月なり、哉は始なり、魄は馬融曰く朔なりと、蓋し月始めて出づるなり、即ち三日月にして三月三日といふ義なり、魄一に朔に作る、昔白反月始生朔然たるなりと、

尙

尙

周公初基作新大邑于東國洛四方民大和會。基は謀なり、七年の三月三日周公は舊都の不便なるにより、東國の洛に行きて王居を作らんとを謀り定めしに、やがて四方の人民は、庶民子來といふ如くに大に悦び和らぎて會せり

侯甸男邦采衛百工播民和見士于周。侯甸男采衛は九服中の五にして王畿外を侯服といひ其外を甸服といひ、其次男采衛に至る衛服より外を蠻服といふ、衛服の外は遠くして常に役を闕ぐ、百工は百官なり、士は事なり、五服諸侯の百官が民に割付けの事を布告し、又上下相和らぎて來り士木の役事を周に致すなり

周公咸勤乃洪大誥治。勤は亦勞なり、周公は百官庶民の事を周に見る者どもを勤めたりとし、勞ひて乃ち大に天下に治道の大綱を告げしとなり、古本洪を鴻に作る、鄭玄曰く鴻は代なり即ち周公成玉に代りて康叔に誥ぐるなりと、されど惟三月より此に至るまでは洛誥の脱簡が錯りしといふ説あり、恐くは是ならん

王若曰孟侯朕其弟小子封惟乃丕顯考文王克明德慎罰不敢侮齔寡庸庸祗祗威威顯民用肇造我區夏越我一二邦以修我西土惟時

時敘乃寡兄勗肆汝小子封在茲東土。王若曰孟侯朕其弟小子封。孟は長の義にして孟侯とは武王をいふなり、一説に孟は迎なり、天子の太子年十八なるを孟侯といふ、蓋し四方諸侯來朝の節に郊に迎ふるを以てなり、故に孟侯は成王をいふとあれども、武王の方可なり、周公弟に命ずるに、先づ武王を呼びて武王の命の如くならしむるなり、封は康叔の名なり

惟乃丕顯考文王克明德慎罰。丕は大顯は明なり、惟汝の大に明かなる父の文王は、能く徳ある者を明かにして之を崇とび用ゐ、又能く罰を慎めり、此明德慎罰の四字は一篇の綱領なり、左傳成公二年に明德慎罰文王所以造周也とあり

不敢侮齔寡庸庸祗祗威威顯民用肇造我區夏越我一二邦以修我西土惟時怙。庸は用、祗は敬、齔は始なり、怙は頼なり、言は妻なく夫なく告

ぐる無き民は人の忽せにし易き所なれども、文王は敢て其罽寡を侮らずして、能く之に心がけ、又用ふべき人を用ひ、敬すべき人を敬し、威どすべき人を威どし、民の徳ある者は明かにして之を用ひ、以上は明德慎罰の目なり、用つて始めて善政の風化を廣く我が區域中の諸夏に及ぼして皆率ゐて則らしめたり、是を以て我が一二の邊鄙の邦に至るまで漸く修まれり、我が西土即ち岐周に於ては實に此文王の道を頼みとして居るとである

冒聞于上帝帝休。天乃大命文王。殪我殷。誕受厥命。冒は猶上進といはんが如し、故に冒聞は上聞といふに同じ、我は大なり、言は文王上文の如き徳ありしを以て其徳やがて上帝にまで上り聞えて、上帝は其を嘉せられたり、是に於て天乃ち大に文王に命じて彼の大なる殷の天下を殪し、大いに其大命を受けしめたり、蓋し聖人の動作天と合へると恰も天之を命じたる如き故に若くいふなり、さて殷を殪し、人は武王なるに、今文王とあるは、文王徳を布くにあらずば、天命安んぞ武王に歸せん、天の周を助けしは文王の徳ありしによる、故に今は其本をいふなり

越厥邦厥民惟時叙。乃寡兄勗。肆汝小子封。在茲東土。寡兄は寡有

の兄といふ義にて即ち賢をいふ、斯る賢兄は稀なりといふ程の意にて、寡徳とか寡寡不穀とかの義にあらず、此れ周公より言ふ詞なればなり、勗は勉なり、さて文王よく命を受けて教を布きし故に其邦其民に及ぶまで能く修まりて上下の順叙正しかりき、又汝の寡有の兄武王に於ても亦勉めて文王の道をふみ行へり、故に汝小子封よ、汝は今日其餘澤を以て此東土なる衝にありて諸侯となるを得し次第である

王曰、嗚呼、封、汝念哉。今民將在祗、遜乃文考、紹聞衣、德言。往敷求于股先哲王、用保、乂民。汝丕遠、惟商耆成人、宅心、知訓。別求聞由古先哲王、用康、保民。弘于天、若德裕、乃身不廢、在王命。王曰、嗚呼、小子封、惻、惻乃身、敬哉。天畏、棗忱、民情大可見、小人難、保。往盡乃心、無康、好逸豫、乃其父、民。我聞曰、怨不在大、亦不在小、惠不、惠、懋不懋、已。汝惟、小子、乃服、惟弘、王、應保、股民、亦惟、助王、宅、天命、作新民。

王曰、嗚呼、封、汝念哉。今民將在祗、遜乃文考、紹聞衣、德言。此より以

下は康叔の徳を明かにするを欲していへるなり、在は視なり、遙は述なり、衣は服なり、行ふなり、王曰く嗚呼封汝能く念へよや、今夫れ民は汝の父文王の事業を敬み述べて、其文王に聞きし教を紹介し、文王の徳行言貌を踏み行ふとを在視せんとす、故に此を以て肝要なることなすと、孔傳本には民の字の上に治の字あり、今蔡本江本に従ふ、

往敷求于殷先哲王、用保乂民。汝丕遠惟商耆成人、宅心知訓。又は治なり、惟は思なり、宅は讀みて度となす、はかるなり、言は汝往て國に赴き、遍ねく殷の先哲王の道を求めて其民を安んじ治めよ、又汝大に遠く殷の老成の賢者、民を治めし所以を思ひて、之を己れが心に度らば、能く殷の先哲王の民を訓へし所以を知らんとなり、

別求聞由古先哲王、用康保民、弘于天。若德裕乃身、不廢在王命。

由は行也又道なり、音疏には、繇に作り道と訓すれども、今取らず、弘は大なり、在は存在なり、さて汝は道を殷の先哲王に求むるのみならず、又殷より溯りて古の虞夏の先哲王にも求めて、以て民を安んじ保ちて、其徳を天下を覆ふ程にも大にせよ、然る時は汝の徳其身に裕かなりといふべし、若く徳其身に裕かなれば、何時までも國を廢亂せずして、今日の王命を存在して長く封國を保たんとなり、

王曰、嗚呼、小子封、惻癘乃身、敬哉。惻は痛なり、癘は病なり、王曰く嗚呼小子封、汝能く民を思ひて、民の安からざるを視ては、猶汝の身を痛め病ましむる如くに憐みて其れよく何事にも敬めや、孟子に民を視る傷ある如しとは此意なり、

天畏棗忱、民情大可見。小人難保、往盡乃心、無康好逸豫、乃其乂民。

小人は小民といふに同じ、天の明威なるたゞ誠あるものを輔く、然るに天は之を民情に徴して、威福をなすものなれば、民和らげば、天は之を輔くるなり、故に民情の和するや否やは大に注意して見るべきものなり、思ふに此小民は實に保んじ難し、汝往いて民に臨むには汝の心を盡して、苟も自ら安んじて遊逸豫樂を好むと勿れ、然る時は乃ち其れ能く民を治るとを得ん、

我聞曰、怨不在大、亦不在小。惠不惠、懋不懋。我聞とは蓋し、古是言ありて之を引きて小人の保し難きを證するなり、惠は順なり、懋は勉なり、言は民の怨

は大なる所に起るにあらず、又小なる所にもあらず、常に成らざる所に起る、此其

保し難き所以なり、故に君たる者は常に心を盡して其順はざる者を従順ならしめ、其勉めざるものを勉めしむる様にして、少しも油断あるべからず、

(四二〇)

己汝惟小子、乃服惟弘王、應保殷民、亦惟助王、宅天命、作新民。服は事なり、應は和宅亦度の意、嗚呼汝惟小子よ、汝の爲すべきと、惟王道を弘大にして、殷の民の未だ盡く周に服せざる者を和らげ安んずるにあり、亦惟王(即ち成王)を助けて、能く天命の度を違はぬ様になし、且つ民が紂の化を被むりて日久しき故に、汝徳教を布きて民を更新振作せよと、なり、

王曰、嗚呼封、敬明乃罰、人有小罪、非背乃惟終、自作不典、式爾有厥罪、小乃不可不殺、乃有罪、非終、乃惟背災、適爾、既道極厥辜、時乃不可殺、王曰、嗚呼、封、有叙、時乃大明服、惟民其勅懋和、若有疾、惟民其畢棄咎、若保赤子、惟民其康乂、非汝、封、刑人、殺人、無或刑人、殺人、非汝、封、又曰、剗刑人、無或剗刑人、王曰、外事、汝陳、時臬司、師茲殷罰、有倫、又曰、要囚、服念五六日、至于旬時、丕蔽要囚、

王曰、嗚呼、封、敬明乃罰、人有小罪、非背乃惟終、自作不典、式爾有厥

罪小、乃不可不殺。此より以下は罰を謹むべきをいふなり、典は法なり、常なり、或は以なり、王曰く、嗚呼、封、汝敬みて汝の罰を明かにして、人に假令些細なる罪ありとも、其罪が果して過失を以て爲したるにあらざして、故意に出でし者なる時は、乃ち惟竟に終身其心を改めずして不法を爲すなり、故に此の如き時は、其罪小なりとも殺さるべからず、堯典に所謂故終賊刑とある是なり、

乃有大罪、非終、乃惟背災、適爾、既道極厥辜、時乃不可殺。扱又人に大なる罪ありとも、終身斯る惡を爲さんと欲するには非ずして、乃ち是れ一時の過失災難などの事情によりて、適と然りし時は、能く之を開き導きて、其過失の次第を極め審かにして、之を赦すも可なり、殺すべきものならず、堯典に所謂背災肆赦とあるもの是なり、

王曰、嗚呼、封、有敘、時乃大明服、惟民其勅懋和、若有疾、惟民其畢棄咎、若保赤子、惟民其康乂。敘は順序なり、勅は戒め正すなり、畢は盡く、咎は惡なり、曰く、嗚呼、封、汝政を行ふに、能く次序ありて、刑罰が大に明かなる時は、民が歸服して、皆互に相戒めて和順するとに勉めん(左傳僖公二十三年に之を引きて

(四二一)

周書有之乃大明服已則不明而殺人以逞不亦難乎とあり又惡を去るには勤めて疾めるを去るか如くする時は民皆盡く惡を棄て善にうつり以て上の意に適はん又民の知るなきものを安全にしてやるとは何も知らぬ赤子を保護する如くに親切周到なる時は民之を懷きて其れ安く治まらんとなり

非汝封刑人殺人無或刑人殺人。天固より五刑を用ゐて有罪を討せしむるものなれば刑殺は五刑中の殊に大なるもの汝封が敢て専らに人を刑し人を殺すを得べきものにあらざ故に或は敢て擅まゝに人を刑し人を殺すと勿れ必ず天の命を奉じて行ふべし

非汝封又曰劓刑人無或劓刑人。劓は鼻を截るなり刑は耳を截るをいふ首は劓刑は前の刑殺に比すれば稍輕しといへども又汝封が専らに人を劓きり人を刑きり得べきものに非ず故に或は天の命によらずして擅まゝに劓刑するとなかれ

王曰外事汝陳時臬司師茲股罰有倫。獄事はすべて外朝にて聽く者故に訟獄のとを外事といふ臬は法なり倫は理なり王曰く訟獄の事は外朝有司

の事務なれば汝はたゞ是の法を布き陳ぶるまでにして其他の事は有司をして茲の般の刑罰の道理正しきものをも法として兼ね用ゐしめよ

又曰要囚服念五六日至于旬時不蔽要囚。要囚は罪人の要辭を求め察して罪を結定するをいふ今日の判決書の如し蔽は斷なり時は四時中の一時即三ヶ月なり王又戒めて曰く罪人たるべき要辭は既に充分具はりて罪法大畧結定したりともたゞ其一度の要辭のみに據りて罪を論する時は恐らくは其眞偽を審かにせずして誤りて人を罪に入るゝ如きとあるかも知れぬ故に能く思ひ念ひて輕きものは五六日或は十日重大なるものは長くて三ヶ月にも至り能く罪人の實情を審かにして然る後大に斷じて罪法を行ふべし是れ囚の爲に刑を重んずるをいふなり

王曰汝陳時臬事罰蔽殷彝用其義刑義殺勿庸以次汝封乃汝盡遜曰時叙惟曰未有遜事已汝惟小子未其有若汝封之心朕心朕德惟乃知凡民自得罪寇攘姦宄殺越人于貨皆不畏死罔弗懲王曰封元惡大懲矧惟不孝不友子弗祗服厥父事大傷厥考心于父不能字厥子

乃疾厥子于弟弗念天顯乃弗克恭厥兄亦不念鞠子哀大不友于弟惟弔茲不于我政人得罪天惟與我民彝大泯亂曰乃其速由文王作罰刑茲無赦不率大戛矧惟外庶子訓人惟厥正人越小臣諸節乃別播敷造民大譽弗念弗庸療厥君時乃引惡惟朕愍已汝乃其速由茲義率殺亦惟君惟長不能厥家人越厥小臣外正惟威惟虐大放王命乃非德用乂汝亦罔不克敬典乃由裕民惟文王之敬忌乃裕民曰我惟有及則予一人以懌

(四二四)

王曰汝陳時臬事罰蔽殷彝用其義刑義殺勿庸以次汝封乃汝盡

遜曰時叙惟曰未有遜事

舜は常なり義は宜次は舍遜は順なり王又申

ねて曰く汝斯の法令を布き陳べて罰を行ふにも必ず般の常法によりて断じ又其刑殺を行ふにも必ず事の宜しきに適ひて決して汝封の私意を其間に舍きて刑殺を行ふとなかれ又よしや汝の刑殺が盡く義に順ひて能く次序ありといふとも猶未だ至らざる所あり刑殺の中らざる所あらんとを思ひて常に未だ順ふ事あらざと思へとなり

已汝惟小子未其有若汝封之心朕心朕德惟乃知 嗚呼汝小子よ

天下に朕か心を知るものは汝封に若くものなしさて又我が徳も他人は能く之を知らず獨汝能く知ると他の兄弟は流言など放ちて周公を疑ひしが獨り康叔のみは管蔡の亂に與らず故に周公しかく言へるなり

凡民自得罪寇攘姦宄殺越人于貨皆不畏死罔弗懲

越は頓啓は

強懲は思なり凡そ民の用つて罪を得る所は寇盜をなし姦宄をなし人を殺し頓へして其貨物を奪ひ取り強く戻りて死を畏れざるが如きにあり此の如き人は雖も之を怨み懲まざるはなし故に此等は最早懲ふるとを待たずして殺して可なり

王曰封元惡大懲矧惟不孝不友子弗祗服厥父事大傷厥孝心于

父不能字厥子乃疾厥子于弟弗念天顯乃弗克恭厥兄兄亦不念

鞠子哀大不友于弟惟弔茲不于我政人得罪天惟與我民彝大泯

亂曰乃其速由文王作罰刑茲無赦 字は慈也鞠は穉弔は至なり王曰く

封よ上文寇攘姦宄の如き大惡は固より懲むべし況んや不孝不友の人をや是尤

(四二五)

も惡むべし、子にして其父の事に敬みて服事せず、大に其父の心を傷め惱まし、又父たる人にして、其子を慈愛すると能はずして、乃ち其子を惡み、或は弟に於て天の明かなる道を念はずして、乃ち其兄に恭しく事ふると能はず、兄たるもの亦雅き弟の哀むべきを思はずして、大に弟を友愛せずといふ如く、斯く不孝不慈不恭不友なるに至りて、我が政を爲す人にして、其等の罪を正すを得ざる時は、天の我が民に與へし常の道が大に亂れ滅ぶるに至らん、故に汝夫れ速かに文王の作り定めし罰則に従ひて、此等を刑して赦すとなかれ、

不率大戛、矧惟外庶子訓人、惟厥正人、越小臣諸節、乃別播敷造民、大譽弗念、弗庸、瘵厥君、時乃引惡、惟朕慙、已、汝乃其速由、茲義率殺。

戛は常也、法なり、外庶子は外にある官人なり、君に近き臣に對していふ、小臣は君の小命を掌る者、其命令を外に傳へ、或は符節を受けて外へ出るとある故に諸節といふ、言は凡そ民の常法に従はざるものは上文の如く之を刑して赦すとなし、况んや外にありて人を教導する諸官にして法を犯せるをや、惟其長官たる人及び小臣の諸の符節ある人に、乃ち別に總教を播き施して、民を治め造さしむべし、

し、若し道に違ひて譽を大にし、或は其君を念はず、其法を用みずして、其君を疾ましむる如きは、是惡を下に引き長する者にして、我が深く惡む所なり、汝乃ち其れ速かに義に協ふ所の典刑に従ひて、斯の如きものを殺すべしとなり、

亦惟君惟長、不能厥家人、越厥小臣外正、惟威惟虐、大放王命、乃非德用义。

君長は他國の君長を言ふ、康叔州の牧伯たり、故に諸侯の罪を匡すを得るなり、亦惟君たり長たる人にして、能く其家を齊へ理むると能はず、及び小臣諸節、外庶子の下を善く導くと能はずして、只威どし虐げて、大に周の天子の命を放ち棄つるは、是乃ち徳を以て治むべからざる者なれば、宜しく兵を用ゐる之を征伐すべしと也、

汝亦罔不克敬典、乃由裕民、惟文王之敬忌、乃裕民曰、我惟有及、則予一人以懼。敬忌は前にありし祇祇威威のとなり、汝亦克く常の法を敬まざといふと勿れ、乃ち是によりて成るべく、民を寛裕に扱ひ、文王の敬すべきを敬し、威すべきを威したりしとを思ひて、民を裕かにすると心かけ、我惟文王にも及ぶ有りといは、則ち我一人之を懼びて、汝の徳を嘉せんとなり、苟子此れを引

きて、乃器民曰我惟有及則予の十字無し

王曰封爽惟民迪吉康我時其惟殷先哲王德用康乂民作求矧今民罔迪不適不迪則罔政在厥邦王曰封予惟不可不監告汝德之説于罰之行今惟民不靜未戾厥心迪屢未同爽惟天其罰殛我我其不怨惟厥罪無在大亦無在多矧曰其尙顯聞于天王曰嗚呼封敬哉無作怨勿用非謀非彛蔽時忱丕則敏德用康乃心願乃德遠乃猷裕乃以民寧不汝瑕殄王曰嗚呼肆汝小子封惟命不于常汝念哉無我殄享明乃服命高乃聽用康乂民王若曰往哉封勿替敬典聽朕告汝乃以殷民世享

王曰封爽惟民迪吉康我時其惟殷先哲王德用康乂民作求。これより以下は康叔の徳を以て罰を用ふべきをいふ求は等しきなり王曰く封汝明かに民を思ひて之を善く安きに導けよ我も亦夫れ殷の先哲王の徳を思ひて以て民を安んじ治めて其徳に等しきとをなさんとす
矧今民罔迪不適不迪則罔政在厥邦 矧んや今民は導くとして

適き従はざるものなきをや若し導かずば則ち政が其邦にあるとなしと云ふも可なり

王曰封予惟不可不監告汝德之説于罰之行。 王曰く封予汝に告ぐるに亦古に監みずばあるべからず我必ず古に考へて汝に明徳の説を土壘として始めて罰の行はるべきとを告げん

今惟民不靜未戾厥心迪屢未同爽惟天其罰殛我我其不怨惟厥罪無在大亦無在多矧曰其尙顯聞于天。 戾は定止なり爽は違ふなり尙は上なり今惟民靜ならず又未だ其心を定止せず之を導くと屢すれども未だ和同せずされど民の欲する所は天必ず之に従ふ故に民心が違ひて我に二心あらば惟天我を罰せんか我を罰殛すとも我何ぞ敢て天を怨みんや又天が若し罪するとすれば其罪は大なる所にもあらず又多き所にもあらず我一人の罰を慎まざるにあり況んや罰を慎むと慎まざると罪の當ると當らざるとは皆上りて顯かに上帝に聞ゆるをや

王曰嗚呼封敬哉無作怨勿用非謀非彛蔽時忱丕則敏德用康乃

心願乃德遠乃猷裕乃以民寧不汝瑕殄。此は罰を用みずして徳を用ふべきをいふなり、王又康叔を戒めて曰く、嗚呼封よ之を敬めや、私怨を作りなすな、道にあらざる謀や常ならざる法を用ゐて、以て是の誠を蔽ひ塞ぐと勿れ、大に古人のとき徳に則り倣ひて、以て汝の心を安んじ定め、能く汝の徳を顧みて、汝の謀を遠大にし、寛裕にして民に臨み、民と共に安んせば、民自ら治まらん、然る時は民が汝を疾ましめて、絶ち亡ぼすといふとなからん

(四三〇)

王曰嗚呼肆汝小子封惟命不于常汝念哉無我殄享明乃服命高乃聽用康義民。肆は今也、王又曰く嗚呼今汝小子封、惟天命は常に於てせず、即ち専ら一家に私せず、善徳あれば之を得、不善なれば之を失ふ、故に汝よく天命の常なきを念へよや、我が命じて享けしめたる國を殄ち、亡ぼすと勿れ、汝の侯國たる服命を明かにし、汝の聽を高く公平にして偏聽せず、以て民を康んじ治めよ、さて殄享の享、一説には祭祀なり、凡そ諸侯を封ずる必ず之に其封内の山川社稷を祭るとを命ず、國亡ぶれば其祀を絶つ、故に殄享といふとあり、

王若曰往哉封勿替敬典聽朕告汝乃以殷民世享。告は詰に同じ

王若く曰く往けよや封敬みを棄つると勿れ我が詰命を典法として聽けよ、然る時は汝乃ち段の民を以て世々長く國を享けんとなり、孔蔡二傳、皆典の字を以て句とす、江聲云ふ、敬典と言へば、勿替の二字不用たり、故に敬を以て句とす、酒誥の篇にも、女典聽朕愆とあり、されば此も典聽二字連續する方可ならんと、今之に従ふ、

酒誥

此れは酒に付て康叔を誡めしものなり、商王受暴飲して天下之れに化す、妹土は商の都邑なれば、其の惡に染むこと尤も甚し、武王其の地を以て康叔を封す、故に書を作りて之れを誥教するなり、今文古文皆あり、

王若曰明大命于妹邦乃穆考文王肇國在西土厥誥愆庶邦庶士越少正御事朝夕曰祀茲酒惟天降命肇我民惟元祀。

王若曰明大命于妹邦。妹は地の名、紂の都する所、朝歌以北の地是なり

周公成王の命を以て康叔に誥く、馬融鄭玄等の本には、王の上成の字あり、成王自から誥くとせず、王は成王なり、之れを難じて云ふ者あり、成王曰くとすれば成王は證據なるゆゑに生時になんぞ成王と云んやと、而し是れは史者後より追書し

(四三一)

て言ふ者なれば別に差支なしと、大命とは下に云ふ所是れなり、

乃穆考文王肇國在西土。

江聲云、穆は世次の序穆に當るなり、故に稱すと、蔡云、穆は敬也、穆考と云ふ非也、西土は岐周なり、文王始めて國を開きし處なり、

厥誥恣庶邦庶士、越少正御事、朝夕曰、祀茲酒。

恣は戒慎なり、文王

其の衆國衆士及び少正の官治事の臣に告げ慎ましむる所の者は何事ぞ、先づ第一に飲酒の事につき朝夕之れに教へて曰く、惟祭祀にして此の酒を用ふへし、常に飲むへからすとなり、

惟天降命肇我民、惟元祀。

惟れ天敷命を下し、始めて我民を開き導き、酒を作ること知らしめたるものは、之れ祭祀を爲さんがためなり、

天降威、我民用大亂、喪德、亦罔非酒惟行。越小大邦用、喪亦罔非酒惟辜。文王誥教小子有正有事、無彝酒。越庶國飲、惟祀、德將無醉。惟曰、我

民迪、小子惟土物愛、厥心臧、聰聽祖考之彝訓、越小大德、小子惟一。

天降威、我民用大亂、喪德、亦罔非酒惟行。天威嚴を垂れ下民の有様を監察するに、酒の人に禍するや大にして、民の大に亂れ徳を失ふは、皆酒を以て

の故なり、民徳を喪ふ故に行ひと言ふなり、

越小大邦用喪、亦罔非酒惟辜。

小大の國に及ぶまで、喪亡する所の者

亦酒を以て罪を招くにあらざることなし、

文王誥教小子有正有事、無彝酒。

小子は年少者なり、有正は官守ある

者なり、有事は職業ある者なり、言ふは血氣未だ定まらざるを以て、尤も酒を縦にして徳を喪ひ易し、故に文王殊更に之れに告げ教ふるに、常に酒を用ふることなかれとなり、

越庶國飲、惟祀、德將無醉。

其の治むる所の衆國に於ても、酒を飲むは之

れ祭祀の時に於てし、且つ亦必ず徳を以て之れを行ひて、決して醉に至ること母れとなり、

惟曰、我民迪、小子惟土物愛、厥心臧。

先づ有正有事の臣能く酒を慎み

又我民を化して其の子孫等、只其土地の生する所の物皆之れを愛惜すれば、人心自から儉にして其心善良となるなり、

聰聽祖考之彝訓、越小大德、小子惟一。

子孫たる者は亦其の祖父の

常則に聽從し、酒を慎めば小徳となく大徳となく、小子の心得純一瑕なきに至るべしとなり。

(四三四)

妹土嗣爾股肱純其藝黍稷奔走事厥考厥長肇牽車牛遠服買用孝養厥父母厥父母慶自洗腆致用酒。

妹土嗣爾股肱純其藝黍稷奔走事厥考厥長、純は專也、此れ武王妹土の民に教ふるなり、妹土の民よ、汝等四肢の力を竭くし、必ず怠惰あることなく、大に農功を修さめ、田畝に服勞し、奔走して以て其の父兄に事ふことを致せとなり。

肇牽車牛遠服買用孝養厥父母。農功既に畢らばまさに始めて車牛を牽き、其の有る所を載せ往きて、無き所に易へ、遠く行きて交易の事に従ひ、其の得る所の珍物を以て、己れの父母に孝養せよとなり。

厥父母慶自洗腆致用酒。其の父母己れの行を善せば、子は乃ち自ら清潔に、手厚くし、酒を以て父母を養ふことを致せとなり。

庶士有正越庶伯君子其爾典聽朕教爾大克羞耆惟君爾乃飲食醉

飽丕惟日爾克永觀省作稽中德爾尙克羞饋祀爾乃自介用逸茲乃允惟王正事之臣茲亦惟天若元德永不忘在王家。

庶士有正越庶伯君子其爾典聽朕教。伯は長なり、君子とは賢者と首ふ如し、典は常なり、此れ武王妹土の臣を教ふるなり、夫れ汝常に我が教を聽て、必ず逸犯することなかれとなり。

爾大克羞耆惟君爾乃飲食醉飽。汝大に能く老成人を君に進め、養老、鄭飲酒の禮を行ふ如き事あらば、飲食醉飽するを得となり、亦群吏に戒むるの言と、江聲の説なり。

丕惟日爾克永觀省作稽中德。我れ大に之れ汝に教へて曰く、汝能く、長く古への道を觀察省慮して中正の徳を考へ、必ず過不及の差なからしめよ、斯く徳を身に全うせば、以て神明に交るへし。

爾尙克羞饋祀爾乃自介用逸。汝能く中徳を考れば、汝を、選みて助祭の人となす、然る時は汝庶幾くは能く饋祀を祖考に進めよ、此くの如くなれば、汝自らも亦大に逸を用ひ、飲酒の列に與るを得るなり。

(四三五)

尙

書

尙

書

茲乃允惟王正事之臣、 汝能く老成人を進むるを以て醉飽をなし、中の

徳を考ふるを以て用逸をすれば、此れ乃ち信に王者正事の大任に任するなり、

茲亦惟天若元徳、永不忘在王家。 以上の如くなれば、但正事の臣とし

て尊はるゝのみにあらず、亦之れ天其の大徳に順うて之れを佑けて、其徳長く人

に忘れられず、王家と共に傳はらんとなり、

王曰、封我西土、棗徂邦君御事小子、尙克用文王教、不腆于酒。故我至于今、克受殷之命。王曰、封我聞、惟曰存昔殷先哲王迪、畏天顯小民、經德秉哲、自成湯咸、至于帝乙、成王畏相、惟御事厥棗、有恭不敢自暇自逸。矧曰其敢崇飲、越在外服、侯甸男衛邦伯、越在內服、百僚庶尹、惟亞惟服、宗工、越百姓里居、罔敢溷于酒。不惟不敢亦不暇、惟助成王德、顯越尹人、祗辟。

王曰、封我西土、棗徂邦君御事小子、尙克用文王教、不腆于酒。

徂は往なり、我が文王西土に在りし時の輔佐たる往日の邦君御事小子庶幾くは能く文王の教を用ゐて酒に厚うすることなかりき、

故我至于今、克受殷之命。 斯く夫れ酒に厚からざるを以て我が周家今に至るまで能く殷王の命を受け、繼ぎ天下を有てりとなり、

王曰、封我聞、惟曰在昔殷先哲王、迪畏天顯小民。 先哲王は湯なり、以下商の君臣の暇逸せざる者を以て康叔に告ぐるものなり、之れを古に聞く殷の

先哲王即ち湯に於かれては道を踏み上は天の顯命を畏れ下は小民の欺くべからざるを畏るとなり、

經德秉哲、自成湯咸、至于帝乙、成王畏相。 能く徳を常にし智を持し、湯

より帝乙に至るまで賢聖の君六七作る、世代同しからすと、雖も皆能く君たるの徳を成就し、輔相の臣を畏敬して敢て自から暇逸せざりき、

惟御事厥棗有恭、不散自暇自逸。 惟れ殷の事を御治するの臣君を輔佐して難を責むるの恭あり、敢て自ら暇とし自ら逸とせず、克く邦家に勉めたり、

矧曰其敢崇飲。 崇は尙なり、況んや敢て酒を飲むか如きとを尙ぶらんや

越在外服、侯甸男衛邦伯。 外服に在りては則ち侯甸男衛の諸侯並ひに

其長伯に至るまで、皆湯の徳に化せざる者はなし、

越在內服百僚庶尹惟亞惟服宗工 內服にありては事を治むる百官
衆正及び亞の次大夫服宗工の尊官に服事するに於ても亦自ら安逸することな

し。越百姓里居罔敢湏于酒不惟不敢亦不暇 百官族姓及卿大夫の致

仕して田里に居る者外服より里居に至るまで皆敢て酒に沈湎することなし否
敢てせざるのみならず志君を助け法を敬むるあり亦酒を飲むに暇あらざるな

り。惟助成王德顯越尹人祗辟 其の酒を飲むに暇あらざる所以の者は、

之れ其の君を助け王道を成し其の徳を明かにし人を正すの道に於て必ず其の
身を正しくし法を敬しみ益々怠らざらしめ自から令せざれども行はるゝを目
的とす其の敢てせざるは畏るゝ所あればなり暇まあらざるものは勉むる所あ
ればなり。

我聞亦惟曰在今後嗣王酣身厥命罔顯于民祗保越怨不易誕惟厥
縱淫泆于非彝用燕喪威儀民罔不盡傷心惟荒腆于酒不惟自息乃

逸厥心疾狠不克畏死辜在商邑越殷國滅無懼弗惟德馨香祀登聞
于天誕惟民怨庶群自酒腥聞在上故天降喪于殷罔愛于殷惟逸天
非虐惟民自速辜。

我聞亦惟曰在今後嗣王酣身厥命罔顯于民祗保越怨不易 嗣

王は紂なり此れは商王紂酒に荒腆して政事を憂へざる所を以て康叔に告ぐる
なり後の嗣王受に於ては酒に酣樂して政事に昏迷なり暴虐にして顯明の徳な
く彼れが敬む所安んずる所の者は皆民の怨むる所なり然れども紂の惡に執心
なるは堅固にして變易すへからざるなり。

誕惟厥縱淫泆于非彝用燕喪威儀民罔不盡傷心 紂大に夫の淫

泆し常禮に非ざる事を縱にし燕は安なり安逸を用ゐて其の威儀を喪へり史記
の受酒池肉林を爲して男女をして裸にして相逐はしむとあり其の威儀を喪ふ
此の如し是れ民の其の心を痛み傷ましめざることをなき所以なり。

惟荒腆于酒不惟自息乃逸 荒は大腆は厚惟は思なり紂大に酒に厚ふ
して晝夜自ら其の逸を止息すると思はず力行して度なきなり。

厥心疾狠不克畏死紂其の心を疾狠にして身を殺すと雖も而も畏れざるに至れり

辜在商邑越殷國滅無權罹は憂なり紂罪惡を聚め都邑に在りて殷國滅亡するに於て敢て憂懼することなし

弗惟德馨香祀登聞于天誕惟民怨紂は徳の馨しき者を發聞して祭祀に奉ずる能はず大に淫虐を縱にするを以て大に民に怨咎せらるゝなり

庶群自酒腥聞在上故天降喪于殷罔愛于殷惟逸紂か衆群臣と酒を用ゐて沈荒し腥穢とてなまなくさくけがらはしき香ひが聞へて天に在り夫れ故に天喪亡を殷に下し聊か殷を愛することなきは是れ紂が奢逸の甚しきを以てなり

天非虐惟民自速辜凡そ天に亡はさるゝ所以の者は天民を虐するに非らず此れ殷人酒に醜して自其の罪を招く所の者より今民と云ふは猶ほ先民と曰ふが如し君臣の通稱なり

王曰封予不惟若茲多誥古人有言曰人無於水監當於民監今惟殷

墜厥命我其不大監撫于時

王曰封予不惟若茲多誥我れ徒らに此の如く多く汝に告ぐるにあらず大に汝康叔に戒むる所あらんと欲してなり

古人有言曰人無於水監當於民監古への賢聖言ることあり曰く人水に於て監ることなかれ宜しく民に於て監るべしとなり其の故は水は己れか形を見るのみなれども民の行事に於て視れば上の得失を明らかにすることを得るものなり

今惟殷墜厥命我其不大監撫于時今殷民自罪を招きて既に其の命を墜失す我れは夫れ大に此れを視て自ら戒となし以て天下を撫安せさるへからさることなり此れ上文人に監むるの事なり

予惟曰汝劓毖殷獻臣侯甸男衛矧太史友內史友越獻臣百宗工矧惟爾事服休服采矧惟若疇圻父薄違農父若保宏父定辟矧汝剛制于酒

予惟曰汝劓毖殷獻臣侯甸男衛劓は固なり力を用ゐるなり我れ是

れ汝に告げて曰く、汝當に力を用ゐて殷の賢臣と藩國の侯甸男衛等を戒しめ、
しめて之れをして酒に誦せざらしむべからすとたり、

(四四二)

矧太史友、内史友、越獻臣、百宗工、
况や太史内史の記言記行を掌る汝
か友とする所の者、及び其監臣百尊臣に於てをや、宜しく酒を謹しまさるへから
ずとたり、

矧惟爾事服休服采、
服休は燕息に侍するの官、服采は祭祝朝覲の時君側
に侍るの臣、此くの如く吾れに親密なる所の臣にありては、宜しく酒を慎まざる
べからざることなり、

矧惟若疇、圻父薄違、農父若保、宏父定辟、
疇は衆なり、百官を指す、下
の三官は大臣にして衆の模範たる人なり、若疇二字は下の三父にかゝる、若は順
なり、順ならしむるなり、圻父は政官司馬なり、封圻を主どるものなり、農父は教官
司徒なり、農を主どる者なり、宏父は事官司空なり、地を廓にし民の居る所を主る
ものなり、之れを父と謂ふは尊てなり、言ふは殷人酒に誦するを制するには大臣
よりして勅諭すへきをいふ、諸説欠妥皆取らず、薄違は違行ある者は之に迫り封

域の外に去らしむるなり、若保農父は教官なれば順従ならしめ保護を興るなり、
宏父は事官なれば諸事の法を定め百姓をして勉めしむるの道を興ふるなり、
矧汝剛制于酒、
况んや汝か身一國の視傲ふことを爲す所以の者は、尤も酒
を謹まざるへからすと、剛制は剛に人を制する身なれば先づ己れを勅諭せよと
なり

此の章は、遠よりして近きに及び、卑きよりして尊に至り、遂に之れを上歸すると
きは其の康叔の身より始んことを欲する意なり、

厥或誥曰群飲、汝勿佚、盡執拘以歸于周、予其殺。又惟殷之迪諸臣惟
工、乃誦于酒、勿庸殺之、姑惟教之。有斯明享、乃不用我教、辭惟我一人、
弗恤、弗獨、乃事、時同于殺。王曰、封、汝典聽朕愆、勿辯、乃司、民誦于酒。
厥或誥曰群飲、汝勿佚、
群飲とは、民群り聚りて酒を飲み姦惡をなす者を
云ふ、佚は失ふなり、夫れ汝に告げて民群聚して酒を飲み上命を用ゐずと曰ふ者
あれは之れを收捕して失ふことあるなかれとなり

盡執拘以歸于周、予其殺。
群して酒を飲む者を盡く執拘して以て周の都

(四四三)

乃ち京師に送れ、我れは其れ罪あるものを選んで以て之れを殺さんとす。汝専ら殺する勿れの意、蓋し飲酒は諸悪の根たりと雖も、人を殺し及び盜の類にあらず、故に其刑を慎めるなり。

又惟殷之迪諸臣、惟工乃涵于酒、勿庸殺之、姑惟教之。又是れ殷家悪俗に導かれし諸臣、惟れ衆官、紂に感化してあること日已に久し、それ故に今酒に耽けり、遂かに革むること能はずと雖も、因りて以て姦惡を爲すが如き者にあらざれば、法を以て之れを殺すことを爲す勿れ、且く先づ法令を申ね、之れに教ふるに明罰を以てせよとなり。

有斯明享、乃不用我教辭、惟我一人弗恤。有は心に存して忘れざるとなり、斯記とは教辭を指して言ふことなり、教辭を有ち大切に思ふ者は其善を明らかにし、其祿を享けしめよ、若し改心せず、怠りて我か教辭を用ゐずんば、惟れ我れ一人を憂へぬといふものなり。

弗獨乃事、時同于殺。且つ又汝の政事を潔とせぬものなれば、群飲誅殺の罪に同うせんとすなり。

王曰、封、汝典聽朕愆。汝當に常に我か愆ましむる所を心に銘して忘るべからすとすなり。

勿辯、乃司、民涵于酒。勿は弗の如し、辯は治なり、司は有司なり、諸臣百工の類を云ふ、言ふは、康叔其の諸臣百工の酒に涵することを治めずば、民は上の酒に涵するに習ひ、遂には悪俗をなすに至るべければ、先づ第一に己を正し、百官を正し治めよとなり。

梓材

梓は家を造る所の木なり、之れを以て喻と爲すなり、此の篇も亦前篇と同じく武王康叔に誥るの書なり、以らく政を爲すの道も亦梓人の材を治むるが如しとなり、今文古文皆あり。

王曰、封、以厥庶民暨厥臣、達大家、以厥臣、達王、惟邦君、汝若恒、越曰、我有、師師、司徒、司馬、司空、尹旅、曰、予罔厲殺人、亦厥君先敬勞、肆徂、厥敬勞、肆徂、姦宄殺人、歷人、宥、肆亦見、厥君事、我戕敗人、宥。

王曰、封、以厥庶民暨厥臣、達大家。大家は王室なり、言ふは、其の卿大夫及

ひ都家の政を國に通達するときは、則ち下の情通せずと云ふことなきなり、

以厥臣達王惟邦君。其の臣を以て王に達するときは亦能下情通せずと

云ふことなし言ふは民事を段々に下より達して王に致す邦君は其の中間にあ

れば上下の情を通するは國君の務めなりと云ふにあり、

汝若恒越曰、我有師師、司徒司馬司空尹旅曰、予罔厲殺人。汝是れ

君道の常に順ひて是に於て曰ふべし、我れは典常の師師として法とるべきもの

あるとあり、司徒は教育家なり、司馬は軍事を司とるものなり、司空は事を司とる

ものなり、尹は正なり長なり、一官の長旅は衆々大夫也言ふは、其の師々するの法

は昔典常に順うて漫りに人を殺すことなきなり、故に諸官も又人を殺すを以て

先となさずとなり、

亦厥君先敬勞肆徂厥敬勞。亦夫れ君たるの道は先づ民を敬み勞らふ

ものなれば、故に群臣も亦往いて民を治めて必ず敬て之れを勞ふなり、

肆徂姦宄殺人、歴人宥。民夫れ敬勞すべきを以ての故に往き以て姦宄の

人を殺す所の者あるも克く其人の平生を閱歴吟味して其過誤に出づる者は赦

宥すべしとなり、

肆亦見厥君事、戕敗人宥。故に訟を聽き獄を定むることは務めて寛恕

に従ふべし、故に臣下の君の事に従ひて過ちて人を殘敗するが如きは之れを寛

宥すべきなり、

王啓監厥亂爲民。曰無胥戕、無胥虐、至于敬寡、至于屬婦、合由以容。王

其效邦君越御事、厥命曷以引養引恬、自古王若、茲監罔攸辟。

王啓監厥亂爲民。監とは即ち諸侯のと、康叔の封せらるゝ所は紂か畿内

の民、武王先王の監を啓くの意を以て之れを康叔に告ぐるなり、亂は治なり、言ふ

は王者諸侯をして一國を監せしむる者、其の治民の爲にする所以なり、豈に勉め

ざるべからずとなり、

曰無胥戕、無胥虐、至于敬寡、至于屬婦、合由以容。曰はく、相與に其

の民を戕殺し相與に其の民を虐害することなし、人の寡弱なるものや、又婦の窮

獨なるものは皆之を保全して率ゐて以て之れを容善するべしなり、江聲云敬

は矜の誤屬説文に此を引き觸に作る、孕婦也とあり、此説従ふべし、

(四四六)

王其效邦君越御事厥命曷以、王夫れ國君及び御事者の效を責むるに、

其の命是れ何を以てせられしやを以てすべし、

引養引恬自古王若茲監罔攸辟、即ち其命なる者は能く民を長養し、

民を長安せしめんとなり古より王者の監を開き設くる此の如し徒に刑辟を用

みて以て人を戕虐する如きなし、

惟日若稽田既勤敷菑惟其陳修爲厥疆畎若作室家既勤垣墉惟其塗壁茨若作梓材既勤樸斲惟其塗丹牖

惟日若稽田既勤敷菑惟其陳修爲厥疆畎、替は治むるなり敷菑と

は廣く草棘を去を云ふなり疆は畔なり畎は水を通ずる所の渠なり言ふは君となりて民を監するは之れ尙ほ農夫が田を耕するに力を勞し布き起し其の疆畔畎壟を治めて然る後其の成功を見るか如く今教化も此に意を注かざるべからずとなり今敷菑とは之れ則ち惡を除くに喩ふるなり

若作室家既勤垣墉惟其塗壁茨、塗墍は泥節なり茨は蓋なり日はいく入其の室家を作るや已に勤めて垣墉を立て之れを塗り飾り夫れに家根を茨き

塗ふが如きなり垣墉とは以て國を立つるに喩ふなり

若作梓材既勤樸斲惟其塗丹牖、梓は良材なり牖は采色の名なり今

夫れ政を爲すの術たるや梓人の材を治めて器をなし漆を以て飾るか如きなり夫れ故に教化は宜しく禮義を用めて之れを治むべきなり

樸斲とは以て制度の大綱に喩ふるなり之れ其の武王が已に爲す所なり疆畎暨茨丹牖は之れ康叔に就けて云ふものなり以て其の終りを成すことを望むと云ふ

今王惟日先既勤用明德懷爲夾庶邦享作兄弟方來亦既用明德后式典集庶邦丕享

今王惟日先王既勤用明德懷爲夾、夾は近なり言ふは先王即ち文王武王に於かれては已に勤めて明德を用ひ遠きを懷けて近を爲す汝も亦宜しく之れに法とりて國を治むべしとなり

庶邦享作兄弟方來亦既用明德、衆國王の德を受けて作助即ち感化せられ又兄弟の國は四方より皆來りて先王の明德に法り己れの德を明らかに

せしなり、

后式典集庶邦丕享。

天下に君となりて能く常法を用ゐて衆國を和集せ

は庶邦も大に來りて朝享するなり、

皇天既付中國民越厥疆土于先王肆王惟德用和懌先後迷民用懌先王受命。

皇天既付中國民越厥疆土于先王。

已に周家に付するに中國の民

及び其の界域を以てせらる、

肆王惟德用和懌先後迷民用懌先王受命。

迷民とは迷惑未だ服せ

ざるの民を云ふなり用懌の懌一敷に作る終るなり蓋し上文と涉りて誤る今王是れ徳を用ひ和懌し天下迷愚の民を先後より教導し用て先王の克く天命を受くる者を終へざるべからずとなり先後とは訓育の謂なり

已若茲監惟日欲至于萬年惟王子子孫孫永保民。

已若茲監惟日欲至于萬年惟王子子孫孫永保民。已は噫と同義なり歎辭なり監は臨なり嗚呼此の如く下に臨監するは則ち我が周家をして萬年

に至るまで王室を奉承せしめ又其の子孫をして累世長く國に居て以て民を安んぜしめんと欲すとなり、

召誥

周の武王殷に克ちてより鎬京の險阻にして不便なるにより都を天下の中央たる洛邑に遷さんとする志ありしが果さずして崩しぬ周公成王の時に至りて始めて其志を成せり而して先づ都を經營せしものは實に召公爽なり今召公洛邑にて丁寧成王に戒告するに夏商の典廢を以てして徳を敬むべきをいへり召公の告げし語を載せたるより召誥といふ眞古文なり

惟二月既望越六日乙未王朝步自周則至于豐惟太保先周公相宅越若來三月惟丙午朏越三日戊申太保朝至于洛卜宅厥既得卜則經營越三日庚戌太保乃以庶殷攻位于洛汭越五日甲寅位成若翼日乙卯周公朝至于洛則達觀于新邑營越三日丁巳用牲于郊牛二越翼日戊午乃社于新邑牛一豕一越七日甲子周公乃朝用書命庶殷侯甸男邦伯厥既命庶庶庶殷丕作。

惟二月既望越六日乙未王朝步自周則至于豐。二月は漢書には周公居攝の七年二月とあれども、伏生の大傳に周公居攝の五年二月とある方可なり、十五日を望といふ、既望とあれば十六日なり、望は日月相望むなり、古字は望に作る、壬は廷の略字なり、日月を君臣に比して君臣朝廷に相見る貌とす、六日乙未は即ち既望より數へて六日目にして二十一日なり、玉は成王なり、周は鎬京なり、豐は鎬京を去ると二十五里の所にありと、文王武王の廟のある所なり、今洛に遷るを廟に告げしなり。

惟太保先周公相宅、越若來三月惟丙午朔、越三日戊申、太保朝至于洛卜宅、厥既得卜則經營。太保は召公奭なり、召公は周公に先だちて

洛邑に至りて王居を相せんとせしなり、相は視なり、越若は發語の辭なり、來三月は猶明くる三月といふに同じ、丙午朔は三日のとなれば、越三日戊申は其三日より數へて三日目即五日なり、召公早朝より出發して洛邑に至り都を宅くべき地を下して既に吉卜を得たれば、夫より、やがて經營にとりかゝれり、朝至とあるも一日に至るべきに非ず、唯出發の時早朝なりし故、斯く書きたるなり、經營の二字、

同じく度るとなれども、南北を經と爲し東西を營といふ、縱と横との異あり

越三日庚戌、太保乃以庶殷攻位于洛、納越五日甲寅、位成。越三日

庚戌は前文の五日より數へて七日にあたる日なり、庶殷は殷の衆庶なり、是より先に殷の遺民を洛に遷したる事ありて、今は其衆庶をいふなり、攻は治むるなり、位を治むるとは位置を定むるをいふ、納は水の隈曲したる所なり、越五日甲寅即ち十一日目に位づもりが定まりしなり、

若翼日乙卯、周公朝至于洛、則達觀于新邑營。こゝに翼日乙卯即ち

十二日に至りて、周公又早朝より出發して洛邑にまで行きて、遍く新邑の經營する所を觀めぐりしなり、

越三日丁巳、用牲于郊、牛二、越翼日戊午、乃社于新邑、牛一、豕一。

越三日丁巳即ち十四日に牲を用ひて、南郊の原にて天を祭りて遷都の事を告ぐ、牛二つとあるは同時に先祖も祭りて天と先祖とに供すればなり、其翼日戊午の十五日新邑の洛に社祭を爲す、社は土神を祭るとにて、即地神祭なり、此祭には牛一つ、羊一つ、豕一つ即ち大牢の禮を以て祭れり

越七日甲子周公乃朝用書命庶殷侯甸男邦伯。用書はツモリ書なり、書きつけを以て庶殷及び侯甸男服の邦伯に割りつけて各分擔して事に當らしむるなり。

厥既命庶庶庶不作。作は作事に行きて用を爲すをいふ。殷は元周の敵なり、然るに今殷の衆庶に命じて庶殷大に用を爲す敵且つ然り、死んや其他の諸侯をや推して知らるべし。

太保乃以庶邦冢君出取幣乃復入錫周公曰拜手稽首旅王若公誥告庶殷越自乃御事嗚呼皇天上帝改厥元子茲大國殷之命惟王受命無疆惟休亦無疆惟恤嗚呼曷其奈何弗敬天既遐終大邦殷之命茲殷多先哲王在天越厥後王後民茲服厥命厥終智藏瘝在夫知保抱攜持厥婦子以哀籲天祖厥亡出執嗚呼天亦哀于四方民其眷命用懋王其疾敬德相古先民有夏天迪從子保面稽天若今時既墜厥命今相有殷天迪格保面稽天若今時既墜厥命。

太保乃以庶邦冢君出取幣乃復入錫周公曰拜手稽首旅王若公誥告庶殷越自乃御事。拜手稽首は天子に對する禮なり、旅は陳列するなり、御事は天子の取次ぎの役にて直接に天子と指さぬ爲なり、後世に執事といふも同じ意なり、さて洛邑の事、一先づ畢りたれば召公は乃ち諸邦の冢君と共に外に出で、諸侯の獻せし幣を取りて復た再び朝廷内に入りて、之を周公に與へて曰く拜手稽首して成王若くは周公の前に此幣を陳列す、只今洛邑の經營は已に畢りたれば、此より王は殷の衆庶に誥告あらんとを、王の御事の人によりて言上すとなり、此篇中召公周公の洛邑に來りしとは見ゆるも成王の來りしと見え、されど今旅王若公とあるを見れば、成王は明らかに周公の來りし後、やがて洛邑に來りしと知るべし。

嗚呼皇天上帝改厥元子茲大國殷之命惟王受命無疆惟休亦無疆惟恤嗚呼曷其奈何弗敬。此より以下は皆召公が王に告ぐる辭なり、言は皇天の上帝は商王受が天位を嗣きて元子となりしかども、其無道なりし爲に其元子と茲の大國の殷の天命を改めて周に與へたり、然るに周に於ては女王

武王世々徳を積みたれば王は天命を受くると驕りなく目出たからん、されど無限の休養ある裏には又無限の憂の出来るものなれば、嗚呼王は如何ぞ敬まずして可ならんや

天既遐終大邦殷之命、茲殷多先哲王在天、越厥後王後民、茲服厥命、厥終智藏厥在。

遐は遠なり、遠終とは即ち遠け絶つをいふ、瘵は病なり、天既に大邦の殷の天命を遠け絶ちたり、さて殷には先哲王の靈天にあれば、其後の王、後の民は茲に其天命に服従して先哲王の靈も其後を助けさうなるべきに、其終りに至りては紂王の如き者出で、亂暴の政を行ひしかば、爲に智者は退き藏れて、民を疾ましむる小人が位に在る様になりて、天も先王も助けざりし、となり

夫知保抱搦持厥婦子、以哀籲天、徂厥亡出執。

さて民は殷の虐政に困みて其妻や子を抱き携へて、在上者に訴へんとするも既に訴ふる所なければ、唯哀みて天に號泣するを知るのみ、困みはて、往きて國を逃亡せんとすれば執へる、實に民は進退これ窮まり、地として容るゝ所なしといふ有様なりき、籲は呼

なり

嗚呼天亦哀于四方民、其眷命用懋、王其疾敬徳。

民の困み前文の如き故に天も亦四方の民を哀れみて、其れ顧りみ命じて、他に能く徳を勤むる人を用ゐて之に代らしめたり、天命の常なきと斯の如し、王に於ては紂王に反して、疾く徳を敬めかし、懋は勤なり

相古先民有夏、天迪從子保、面稽天若、今時既墜厥命、今相有殷、天迪格保、面稽天若、今時既墜厥命。

迪は導なり、面稽は向ひ順ふなり、抑も古の先民たる有夏を視るに、天が導きて其子に従ひて之を保んじ祐けたり、即ち禹より啓といふ如く段々之を子に傳へしめて保んじ祐けたり、又禹や啓及び其子孫に於ても能く天の心に向ひ順ひて、違ふとなく能く若へり、されば之に依りて後世までも長く其命を保つべき筈なるに、今の時は既に其天命を墜せり、又殷の國を視るにも、天が能く導きて殷の天命を格し保たしめ、湯王又能く天の心に面稽して、一時は榮えしかど今の時は既に其天命を墜せり、天命の誠に頼み難く安心すべからざると斯の如し

今冲子嗣則無遺壽者曰其稽我古人之德矧曰其有能稽謀自天嗚呼有王雖小元子哉其不能誠于小民今休王不敢後用願畏于民譽王來紹上帝自服于土中且曰其作大邑其自時配皇天慈祀于上下其自時中又王厥有成命治民今休王先服殷御事比介于我有周御事節性惟日其邁王敬作所不可不敬德我不可不監于有夏亦不可不監于有殷我不敢知曰有夏服天命惟有歷年我不敢知曰不其延惟不敬厥德乃早墜厥命我不敢知曰有殷受天命惟有歷年我不敢知曰不其延惟不敬厥德乃早墜厥命

今冲子嗣則無遺壽者曰其稽我古人之德矧曰其有能稽謀自天是より成王を戒むる辭なり冲は幼冲なり壽者は老成の人なり有は又と申し、々と訓むべし今王は幼冲の童子を以て位を嗣ぐされば老成の賢人を棄つるとなかれ何となれば老成人は能く古人の徳を考へ知る故なればなり况んや其れ又能く天の意の考へ知りて其天意に従ひて謀をめぐらすをや必ず棄つべからざるなり

嗚呼有王雖小元子哉其不能誠于小民今休王不敢後用願畏于民譽有王の有は助字なりこの元子は成王なり誠は和聲は險なり召公又語を續きて曰く嗚呼王は今幼冲なれども亦天の元子なる哉されば其れ大に能く小民を和らげ安んずれば天より福を降して今日出たきとあらん王は敢て小民を後にせず用つて能く之を顧みて彼の民は水の如く君は舟の如し水能く舟を載せ又能く舟を覆へすといふ言を思ひて常に下層の人民の甚だ險しくして畏るべきものなると思へよ

王來紹上帝自服于土中且曰其作大邑其自時配皇天慈祀于上下其自時中又王厥有成命治民今休土中は中土といふに同じくして中央の土地洛邑のとなり且曰とは召公が周公且の嘗て言ひしとを王の前にていへるにて君前にては相互の名は呼びずてにするが禮なり今王來りて洛邑に居り上帝の意を繼ぎて治を爲すされば先づ此中央の地より教化を行ふべし且が嘗て曰く王は其れ此大邑の洛都を作り終へて其れ是より上天の意に對へて敬みて上下の神を祀り又此中土に象り中正の道によりて治めば民安く治ま

らん然る時は王は天の定まりたる命を受けて、民を治めて今より大なる幸あらん。

王先服殷御事。比介于我有周御事。節性惟日其邁。比は親介は助

くるなり、邁は行くなり、進むなり、王先づ殷の事を治むる役人を臣服して、我が周の御事を親しみ助けしめ、殷の驕淫の悪しき性を節して能く之を正しき方に感化せば、惟則ち日に善に進み行きて平和に治まらん。

王敬作所不可不敬德。王夫れ殷の御事を服せんには先づ敬みて、能く其

御事を處置して其安んずべき地位を得しめよ、斯くせんには先づ其徳ある者を敬して第一に用ゐざるべからず、以上は江聲の説なるが、蔡傳には王は敬を以て心となし、先づ己れの徳を敬まざるべからずとせり、無逸篇に君子所其無逸とあるに據れば、蔡傳も亦可なるが如し。

我不可不監于有夏。亦不可不監于有殷。我不敢知曰、有夏服天命、惟有歷年。我不敢知曰、不其延、惟不敬厥徳、乃早墜厥命。我不敢知曰、有殷受天命、惟有歷年。我不敢知曰、不其延、惟不敬厥徳、乃早墜

厥命。我は夏の事に監みて以て戒と爲さるべからず、又殷の事にも監みざるべからず、此は上文の相古先民有夏とある節の意なり、夏殷歴年の長短は我敢て獨之を知るのみならず、王も亦能く之を知らん、夏は能く天命に従ひて惟永く年を歴たり、我が敢て獨り知るのみならず、然るに其終に於て遂に長く其天命を繼ぐと能はざるは何故なるか、惟れ其徳を敬まざればなり、依りて遂に早く上世に於て其天命を墜せり、是も我が敢て獨知るのみならず、王も亦能く之を知らん、さて又殷天命を受けて惟亦年を永く歴たり、我敢て知るのみならず、然るに其終に於ては、何時までも長く延び續かざるは何故ぞ、是又其徳を敬まざればなり、依つて乃ち早く其天命を墜せり、然らば天下の治亂は皆徳を敬むと敬まざるによる、天命は實に頼み難し、人君人を侮り物を輕んじて、其徳を敬まざる時は早く其天命を墜す戒めざるべからず。

今王嗣受厥命。我亦惟茲二國命。嗣若功。王乃初服。嗚呼、若生子、罔不在厥初。生自貽哲命。今天其命哲、命吉凶、命歷年、知今我初服。宅新邑、肆惟王其疾敬德。王其德之用、祈夫永命。其惟王勿以小民淫用非彝。

亦敢殄戮用、又民若有功、其惟王位在德元、小民乃惟刑、用于天下、越王顯、上下勤恤、其曰、我受天命、丕若有夏歷年、式勿替有殷歷年、欲王以、小民受天命、拜手稽首曰、予小臣敢、以王之讎民、百君子、越友民、保受王威命明德、王未有成命、王亦顯、我非敢勤、惟恭奉幣、用供王能、祈天永命。

(四六二)

今王嗣受厥命、我亦惟茲二國命、嗣若功、王乃初服。

功は事なり

今王嗣きて其天命を受く、されば我周國に於ても、亦上文の有夏有殷二國の天命を思ひて(即ち二國の先祖は徳を敬み民を顧みて、斯かく天下を保ちしを思ひて)我も亦斯の如き事功を嗣きて、天命を長く保たざるべからず、况んや王に於ては、初服即ち新色にて初めての政を服行する時なるをや、王乃初服の王の字の上、に矧の字を補うて解すべし。

嗚呼若生子、罔不在厥初、生、自貽哲命、今天其命哲、命吉凶、命歷年、知今我初服。

嗚呼王の初服の政は猶生れだちの子の如し、生れだちの子は導き次第にて善にも惡にもなる如く、王は此初政に於て善政を積みて明哲なる

天命を貽さるべからず、今天は我周に明哲なる天命を命ずるか、吉を命ずるか、凶を命ずるか、又長き年を命ずるか、天の事なれば皆知るべからず、知るべきものは今我が初服の政治にあり、始が一番大切である、初服に於て敬まば必ず天が哲、吉歷年を命ずるに相違なし、哲といひ、吉といひ、歷年といふは、重ねたるまでにて、哲なれば吉にして、歷年なるを知るべし、皆同じとなり、

宅新邑、肆惟王其疾敬徳、王其徳之用、祈天永命。

祈は求むるなり、新

邑に居りて、初服の時に今王其れ速かに徳を敬めよ、王其れ徳を之れ用ゐて以て、天の永き命を祈り求めよ、天の永命とは即ち歷年のとなり、以上徳を敬むとの大切なるをいひて、敬の字凡そ七つばかりもあり

其惟王勿以小民淫用、非彝亦敢殄戮用、又民若有功。

其れ王よ、

小民が度に過ぎて常にあらざるとを爲し、を以て、亦敢て其を懲らすに刑戮を以て、殄ち亡ぼすと勿れ、唯順を以て能く之を導きてやりて、民が従はば、刑戮を用ゐるよりも大なる功あらん、淫は過ぐるなり、又は治若は順ふなり

其惟王位在德元、小民乃惟刑、用于天下、越王顯。

徳元は徳の善な

(四六三)

り、刑は則とるなり其れ惟王の位は善徳あるにあり、善徳あれば小民が乃ち皆則りて、以て之を天下中に用ゐて、越に王の徳が益々願れんとなり、

上下勤恤、其曰我受天命、丕若有夏歷年、式勿替有殷歷年、欲王以小民受天永命。

上下の君臣相共に勤勞憂恤して、皆期して曰く、我周國は徳を敬みて、長く天命を受くると有夏の歷年の久しきが如く、又有殷の徳を積み、歴年の久しかりしとも替つるとなく、言ひ換ふれば夏殷の歷年の久しきを兼ねんと欲せば、王願くは小民を以て永命を受くるとを欲せよと、斯く上下共に勤勞して、王の徳を積み小民を顧みて永命ならんとを期せり、蓋天は民に従ふものなれば、民が上に安んじて平和に治まれば、天は悦びて歴數を永くすべし、故に若し君民共に勤勞したりとて臣にして私すると、彼の甘薯の兩邊は細小にして、中央のみ肥大なるが如くならば、天の永命は受くると能はざるべし、以上且曰より此までは周公が嘗ていひしとありしを今召公が述べし辭にして、亦周公の常に勤勞憂恤せる功を願はさん爲なるべし

拜手稽首曰、予小臣敢以王之讎民百君子越友民、保受王威命、明

德。王末有成命、王亦顯。我非敢勤、惟恭奉幣、用供王能祈天永命。

讎民は殷の民なり、百君子は殷の御事庶士なり、友民は周の友順の民なり、末は終なり、さて召公は以上の言を述べて、又拜手稽首して曰く、予小臣は敢て王の殷の民并びに其御事庶士及び周の睦まじき民と共に、長く王の威命明德を保ち受けんとを望む、王徳を敬まば、今日よりして終に定まりたる命ありて、以て後世に顯れん、我敢て勤勞を述ぶるといふにはあらず、惟々恭しく諸侯の貢せし幣帛を上りて、王の天の永命を祈り給ふ用に供せんと欲するなりと、

洛誥

此篇は周公攝政七年三月洛邑を營み既に功を竣へ、成王も成人となられしにより、政權を成王に復へさんとして、己れ攝政せし所以と、又成王が新都洛邑に往き政を布くの心得を述べ、又成王が之に答ふる所以、周公を京師に留置せんどの意、及び周公の後を立て魯侯に封する等の事を叙せし至極複雑の篇なり、今古文俱に在り、

周公拜手稽首曰、朕復子明辟、王如弗敢、及天基命、定命、予乃胤保、大

相東土其基作民明辟。

周公拜手稽首曰復子明辟。

復は返なり、辟は君なり、周公政を攝する
と七年、成王年二十となられしを以て、政を親らせしめんとして、子即ち、成王に明
君たるの政を返せしとなり、一説に復は逆復の復とて復命せしなりと説き、洛邑
を營みし事を復命せるなりといふ、去れと漢書王莽傳に此文を引き子明君に返
すの義となせり、又後漢書桓帝紀にも遠覽復子明辟之義といふ注に復は還也、子
は成王をいふ、周公攝政已久し、故に明君の政を成王に復還すといへり、古來傳ふ
る所是の如し、從ふべし。

王如弗敢及天基命定命予乃胤保大相東土其基作民明辟。基

は猶は始の如し、即ち文王の受命を指す、定命は天の武王に命し天下平定せしめ
し命なり、言は成王幼冲にして、當時未だ創業二王の艱難を知られず、隨ひて天命
の重すべきも知悉せられざる如しとなり、故に予れ周公自ら進みて政を攝し、二
王の志を繼胤し、以て國家を保する事を務めたり、依りて又二王の志を繼ぎ、大に
東土の洛邑を相度し、都を定め、民の明君となるべき道を謀りきとなり、基は釋詁

此謀の訓あり、此謀と訓する當れり、以上周公攝政せし由を述ふ

予惟乙卯朝至于洛師。我卜河朔黎水。我乃卜澗水東廡水西。惟洛食。我
又卜廡水東。亦惟洛食。

以下大に東土を相せし事を叙す、周公乙卯の日を以て洛邑に至る、師は衆なり、猶
京師などいふ師と同じく大衆の集る所といふより師といひしにて、只洛といふ
も同じ、河朔は河北なり、夏殷の都皆河北にありしを以て、民心に従ひ、先づ河北黎
水の上を卜せしに不吉なりければ、乃ち澗水の東廡水の西とて、後に成周の都
といへる河南の地を卜せしなり、召公か卜せし地は、王城を建んのため、周公の卜
せるは、殷民を遷さん爲めなれば、先づ殷の故都たる河北の地を卜せしなり、惟洛
食に二説あり、鄭玄は洛の地田を作り食を得べしとなし、地味より説をなせり、孔
傳以下各家皆卜法となし、卜するに先づ墨を以て龜に畫し、之をやく、其墨の如く
に灼くるを食むといふ、即ち吉卜を得しをいふといへり、されど周禮占人職に、凡
卜君占體、大夫占色、史占墨、卜人占坼とありて、占墨は史の事なれば、王者の事とな
すべからずといふ説あり、姑く鄭説に従ふ、尙は廡水の東を卜する者は、殷民を遷

さん爲めなれば下都までを卜定せんとの爲めなり是れ亦洛のほとりの地食を
得べしとなり、

伴來以圖及獻下。周公乃ち使を發し、卜せし所の地圖を獻し、并せて卜兆の

吉なるを奉れりとなり、伴は使なり、一坪に作る、坪本字にして、坪は或體なり、

王拜稽首曰、公不敢不敬天之休、來相宅、其作周匹休、公既定宅、伴來
來、視予、下休、恒吉、我二人共貞、

拜手稽首は、臣の君に對する最敬禮なり、今成王周公に對し之を行ふ、尊むの至り
なり、言心は、周公に於ては、深く天の休美の命を敬ひ、親から往きて殷民の居を相
度せらる、かくあるは即ち周室を作興して、天の休命に配匹せしめん爲めなりと、
又た周公が既に宅を定められし後、一度ならず二度までも使を遣はし、我に示す
に、卜する所の休美にして、恒に久しく吉なるの居を以てす、去れば此の休此の吉
なる者は、我と公と二人之に當り之を受くべしとなり、貞は馬融當と訓す、從ふべ
し、伴來とは一人に非ざるを示す爲め、來の字を重ねたるなりと、

公其以予萬億年敬天之休、拜手稽首、誨言、

億に萬々と十萬との二説あり、只大多數と見て可ならん、言は公には予れに教ふ
るに永々年代天の休命を敬せざるべからざるを以てせらる、誠に感佩に堪へる
る所なり、依りて其の曉教せらるゝの言に對し、最敬禮を行ふとなり、

周公曰、王肇稱殷禮、祀于新邑、咸秩無文、予齊百工、伴從王于周、予惟
曰、庶有事、今王即命、日記功、宗以功、作元祀、惟命曰、汝受命、篤弼、丕視
功、載乃汝其悉自教工、

周公曰、王肇稱殷禮、祀于新邑、咸秩無文。肇は始なり、殷禮二説あ

り、鄭玄は殷代の禮となし、いへらく、王者未だ禮樂を制せざれば、先王の禮を用ふ
と、少し拘泥に似たり、禮記に殷祭殷奠等の字あり、公羊傳に五年再殷祭すなどあ
りて、孰れも盛なる事に用ふ、此も擧めて稱げ行ふの大儀なれば、盛の義に用ふる
方然るべし、咸は徧なり、徧ねく祀り、今日迄祀典に上らざる者も、秩序次第を立て
ゝ祀るとなり、無を以て殷の質に従ひ、文飾なく簡單なせるなりといふは、殷代の
禮と見し、誤解より來る説にして、妥當ならず、

予齊百工、伴從王于周、予惟曰、庶有事。周公言ふ、予れ百官を整へ、王

の新邑に之き、祀事に従事せらるゝに隨從せしめ、我又之れに謂うて曰く、庶々の人夫れ隨みて祀事に従事するあれど、

今王即命曰、記功宗、以功作元祀。

今王は即ち命して曰へど、周公成王

に教ふるの言なり、宗は尊なり、祭に功臣を配食せしむるの禮あり、故に功の尊顯なる者、即ち大勳ある者は之を竹帛に記し、之れを表識し、其功績を以て、元勳の祀典に列し、先王に配食せしむとなり、

惟命曰、汝受命篤弼、丕視功載、乃汝其悉自教工。

さて命して曰へ

らく、諸功臣にありては、汝等祀典に列するを得る所以の者は、克く先王の命を奉して、厚く王室を輔弼せしを以てなり、然かして其功の載せある藉を以て、天下に示さば、是れ汝等悉く天下百官の手本となり、之を教ふるに當るなりと、諸説汝の字を以て、一は功臣にかけ一は成王にかけ説くは非なり、伏生大傳には、教工を學功に作る、學も古教ふるの訓あれば、意義に於て大差なし、

孺子其朋、孺子其朋、其往無若、火始燄々、厥攸灼叙、其弗絶、厥若、彝及撫事、如予、惟以在周、工往新邑、俘嚮、即有僚、明作有功、惇大成裕、汝永

有辭。

孺子其朋、孺子其朋。

孺子は孔子なり、幼少之稱、成王を指す、年少の人よ、

宜く其與にする人を慎むへし、其與にする人を慎むへしと、年少の人は感染し易ければ、其禍を未萌に防くを教ふるなり、

其往無若、火始燄々、厥攸灼叙、其弗絶。

燄は火行徹なる貌、又炎々に

作る、火勢始めは微なれども、之を忽かせにせば、其の焚灼する所次第に廣かりて、遂に大厦を蕩盡するに至る、朋與其人を得ざる時は、漸次悪習慣に染み、終に國家を滅亡するに至る、畏れざるへけんや、慎まざるへけんや、

厥若彝及撫事、如予、惟以在周、工。

彝は常なり、王それ常の道に従ひ、及

ひ國家の事を撫治するに、予が爲す所の如く、都べて改革革新を事とせず、只々周にあるの百官に用ゐ、決して變更し、私昵の人を用ふる勿れとなり、是れ年少者の通弊を洞貫せる金言といふへし、論語に孟莊子の孝や其他は能すべし、其父の臣と父の政とを改めざるは是れ能し難しと、孔子の歎美されしも亦此意なり、

往新邑、俘嚮、即有僚、明作有功、惇大成裕、汝永有辭。

王新邑に到

られし上は、百工をして喜ひ向ひ官僚に服せしめ、公明に事を作さば必大切あるべし、又厚く大にして、切迫ならず、政を爲さば、汝王に於て永く聲譽の辭、後世に傳はるあらんとなり、

(四七二)

公曰、已、汝惟冲子、惟終。汝其識百辟、享亦識其有不享。享多儀、儀不及物。惟曰不享。惟不役志于享。凡民惟曰不享。惟事其爽侮。

公曰、已、汝惟冲子、惟終。 已、烈と通す、歎詞、周公歎して、告げらく、汝ち成王

に於ては、猶幼冲にあれば、能く、慎みて、王業を終へざるべからずと、此節下の諸侯を統御し、万民を教養するの道を言ひ起すなり、

汝其識百辟、享亦識其有不享。 百辟は諸侯なり、享は獻なり、言は汝そ

れ百辟諸侯の享獻する所につき、其の用心のある所を識別すべしとなり、

享多儀、儀不及物。惟曰不享。惟不役志于享。 言は享獻の禮なるも

のは、中々威儀の法則多きものなり、然るに威儀簡畧にして、貢物多きは、是れ上を輕侮するの意ありて存するなり、惟れ享獻すといへども、享獻せざるに同じ、故に不享といふ、是れ志を享獻に用ゐず、幣あれば禮はいかやうにても宜しといふ譯

になるなり、

凡民惟曰不享。惟事其爽侮。 上に倣ふ民なれば、諸侯の是の如きを寬

假せば、人々皆之に倣ひ、享獻の禮など即ち上に事ふる道はいかやうにて宜しと心得るに至る、然る時は、百事爽、差を生し、侮蔑を生し、成功を見る能はざるに至る、故に今新に諸侯を觀するには、禮儀を以てし、其不敬を匡し、其虔敬なるを奨めざるべからずとなり、

乃惟孺子頌、朕不暇聽。朕教汝于棗、民彝。汝乃是不獲。乃時惟不永哉。篤叙乃正父、罔不若予。不敢廢乃命。汝往敬哉。茲予其明農哉。彼裕我民、無遠用戾。

乃惟孺子頌、朕不暇聽。朕教汝于棗、民彝。 頌一に放つて作る、分也、當

さに句絶すべし、棗は輔なり、言は政事煩多なるが故に、孺子は其責任を我に分ち與へんとすれども、我も亦多事にして、之を聽く暇あらず、故に政事の根本たる民の彝、常即ち人の常に履むべき道を、輔け導き、民を惡に陥れさらしむるの道を、教へたるなりと、

(四七三)

汝乃是不獲。乃時惟不永哉。 獲は勉むるなり、汝はかゝる根本的事を勉め行はずして、只々瑣細なる事に汲々せば、是れ日も足らざる譯にして、永遠長久の治を作す能はざらん、

(四七四)

篤叙正父、罔不若予、不敢廢乃命。 罔は無、若は順なり、言は厚く正父即ち天下を正しくされ、武王の道を次第し之を行ひ、我が從來爲し來りし所に順は

ざる無くば、天下の人士も亦敢て汝成王の命令を廢棄し奉せざるといふとなけん、されば天下を治むるもさまで難事にはあらざるべしとなり、

汝往敬哉。茲予其明農哉。 然くして汝成王には新邑に往き、敬みて教化を行へや、我れは退きて農事を明らかにし、先公先王が世々農業を修明せられしを繼かんと、周公功成りしを以て引退して益々周家の根本を培はんとせられしなり、

彼裕我民、無遠用戾。 彼は彼處なり、新邑を指す、戾は至なり、言は王新邑に往き政を施し、我民を寛裕に取扱ひしならば、近き所は言ふにや及ぶ、遠き所までも、其徳に感し來り至るとなり、

王若曰、公明保予、冲子、公稱丕顯德、以予小子、揚文武、烈奉答天命、和恒四方、民居師、惇宗將禮、稱秩元祀、咸秩無文。

王若曰、公明保予、冲子、公稱丕顯德、以予小子、揚文武、烈奉答天命、和恒四方、民居師、惇宗將禮、稱秩元祀、咸秩無文。

和恒四方、民居師、 此より以下成王周公を留めんと欲し、先づ周公輔導の功を述べ、上章と相ひ應するなり、王若曰の三字は、矢張史臣の詞にして、下の王曰は略せるなり、成王かくの若く申さるゝに、周公には明らかに予れ童子の無智なるを保安し、又周公には自から大顯明の徳を揚げ、我小子を輔け導きて、文王武王の大徳大功を發揚せしめ、天より命せらし所に答對し奉り、下は四方万國の民を和らけ、恒に久しからしめ、以て其師衆を安處せしめたり、

惇宗將禮、稱秩元祀、咸秩無文。 宗は葵云、功宗の宗にして、將は大なりと、されば宗の將禮を惇うすと讀みたるなり、孔傳は宗は尊なりと訓し、將禮を惇宗すと讀み、大禮を厚尊すといへり、江聲の讀は祭に同し、言は功宗の大禮を惇厚にし、先づ其元功を擧げ序て、以て元祀とし、其餘未だ祀典に文載なきものも、皆之を次第して祀らしめしとなり、即ち上文の王肇稱殷禮、祀於新邑、咸秩無文也と

之を次第して祀らしめしとなり、即ち上文の王肇稱殷禮、祀於新邑、咸秩無文也と

(四七五)

同事なり、
惟公德明光于上下、勤施于四方、旁作穆穆、迓衡不迷、文武勤教、予冲子夙夜毖祀。

旁は普なり、穆々は和敬なり、迓は迎なり、衡ははかりさをなり、故に平の義あり、政柄に喩ふ、さて又公の徳は上下天地に明らかかり光りかゝやき、又其勤勞せる功績は四方に布き施せり、此の如くなれば、四方万国普く穆々とやはらき敬ひ、至平の政を歡迎し、文王武王が勤めし所の效に迷惑違犯等の事なく、すらくと遵行せり、よりに予冲子は今日に爲すべき事なく、惟早起夜寐、慎みて神祇に奉事すべきのみと、毖は慎なり、

王曰、公功棗迪篤罔不若時。

王の曰く、公の功は予を輔け予を導くに於て甚惇篤にして、予か徳を成す所以は、皆公の賜なり、去れば公には寸時も予か側らを離るべからざるの人なり、且つや予又公の言に違背し順従せざる如きとなし、此又公の予を見限るべからざる理由ならずや、

王曰、公予小子其退、即辟于周、命公後、四方迪亂、未定于宗禮、亦未克救、公功迪將其後、監我士師工、誕保文武受民、亂爲四輔。

王曰、公予小子其退、即辟于周、命公後。 王公の留まり己れを輔くる

を欲す、故に曰く、公よ、予小子は公の言を嘉納し、明年を以て洛の新邑に往き、君位に即かんとす、さて其時は公の後を立て諸侯となし、公は矢張留まりて我れを助けよとなり、公後を、蔡は公に後を命すと讀み、公 留後即ち留守の任を托すと、すは非なり、下文に至り其義明らかなり、退の字少しく耳さはりのやうなれども、退坐とか退朝とか云ふ位の字にて、今後を指しゝのみ、

四方迪亂、未定于宗禮、亦未克救、公功。 迪は道なり、亂は治なり、宗禮

は天下の宗とし尊ぶ所の禮、即ち天下遵由する所の大禮なり、言は、今や四方既に道に従ひ治まれり、然れども未だ天下の人心風俗を一にする所の禮の制定あるなし、故に公の功に於て未だ安定せりといふ可からずとなり、

迪將其後、監我士師工、誕保文武受民、亂爲四輔。 將は助なり、士は

事なり、上の如くなれば、公には尙ほ留まりて我か今後の政事を道ひき助け、又我

か政事に従ふ衆臣工を監督し、文王武王より受け継ぎし人民を大に安撫し、之を治めて我が前後左右にありて、輔弼の臣となり、呉れよとなり、四輔とは大戴禮保傅篇には道充彌承の名ありて、四人に分かてり、此は周公一人を以て四輔とならしむる事なれば、必しも保傅篇の説に依らざるも可なり、

王曰、公定、予往、已、公功、肅將、祗歡、公無、困哉、我惟、無斃、其康事、公勿、替刑、四方、其世享、

王曰、公定、予往、已、公功、肅將、祗歡、公無、困我。定は止なり、肅は敬なり、將は奉なり、祗敬なり、王の曰はるゝに公は必ず洛に留止し、我を助けよ、我は往日より既に已につゝしみて公の命を奉將し、又公の意を敬ひ喜ひ、決して公に惡感情あるとなし、今に至り去るを求るは、從に我を困むるといふものなり、公夫れ疑懼するある勿れとなり、困哉は漢書元后傳杜欽傳皆引きて困我に作る、從ふべし、我惟無斃其康事、公勿替其刑四方其世享。終に臨み、成王周公二人各々其職とする所を失ふなくば、共に共に子孫に幸福を貽すべきをいふ、我れに於ては、其職分たる天下を安寧にする君道を荒斃するとなく、公にありては、其

四方諸侯に模倣たる所の、臣道を替棄するなくば、其れ公と共に世々天の福を享受せんとなり、此節蔡孔江皆職々通すべからず、

周公拜手稽首曰、王命、予來、承保、乃文祖、受命、民越、乃光烈、考武王、宏朕、恭、

成王留むるの切なるにより、周公も已むを得ず、意を留洛に決し、さて拜手稽首の最敬禮を行ひ、請けをなしていふやう、王に於かれては我をして來り留り、汝ちが文徳あるの祖文王が天命を受けて、三分二を有たれし時よりの人民及び汝ちが父武王の威烈功業盛なりし後を承け安せしめんとす、是れ我が君に事ふる恭敬の道を開宏にせしむるなり、成王の已れを留むる意を叙するなり、

孺子來、相宅、其大、惇典、殷獻、民亂、爲四方、新辟、作周、恭先、曰其、自時、中、乂、萬邦、咸休、惟王、有成、績、

孺子來相宅、其大惇典、殷獻民、亂爲四方新辟、作周恭先。典は法

なり、獻は賢なり、言は孺子成王の來り、洛の新邑に相宅するや、宜しく大に厚く殷の遺民中の賢人を拔擢し、法を之に取り、治めて天下四方の新たなる明君となり、

周邦を作興するに、恭敬の道を先きにせよと、

曰其自時中變萬邦咸休。惟王有成績。 舜一に父に作る、治なり、且曰

く其れ是の天下の中たる洛邑の都より治法を出し中正の道を行はし、萬邦それ
皆休美の徳を被むりて、王もまた其成功を享有するを得んとなり、

予且以多子越御事、篤前人成烈、答其師、作周孚先、考朕昭子刑、乃單文祖徳、

予且以多子越御事、篤前人成烈、答其師、作周孚先。 予は男子の美

稱烈は業なり、師は衆なり、孚は信なり、言は我が自ら任する所以の者は、多くの郷
大夫及び治事の臣とをひきゐ、相與に力を効し、先王の己に成せる功業を厚くし、
堅固ならしめ、以て衆臣民の仰き望みて治を希ふの意に答へ、同邦を作興するに、
孚信にして浮靡ならざる事を以てせん、人民の道は恭敬を先とし、人臣の道は孚
信にして欺かざるを尊ぶ、所謂斯くなかれ之を犯せといふと同意義なり、

考朕昭子刑、乃單文祖徳。 考は成なり、刑は法なり、單は盡なり、昭子は蓋
し武王を指す、昭穆の序を以てすれば、文王を穆考といへば、昭子は武王を指すな

らん、蔡は明辟と解し、成王を指し、鄭は明子之法度と解し、明堂の徳など解せり、皆
従ふべからず、言は予は昭子たる武王の法度を昭明にするを勉め、又文祖文王の

大徳を單盡し、四方をして、其徳化に沐浴せしめんとすとなり、

佯來、毖殷、乃命寧予、以拒斃二貞、曰明禋、拜手稽首休享。予不敢宿、則
禋于文王武王、惠篤叙無有違、自疾、萬年厭于乃徳、殷乃引考。

佯來、毖殷、乃命寧予、以拒斃二貞、曰明禋、拜手稽首休享。 拒は黒

黍なり、毖は條暢なり、鬱金香艸を以て黒黍と和し、酒を釀し、其氣を暢達せしむる
なり、神を祭るに氣を以てす、故に之を用ふ、貞は中尊なり、禋は潔敬なり、享は進獻
なり、言は先に王予をして來り、殷民を教化する事を慎ましめき、今使に命し予を
撫寧慰安するに、芳香條暢なる酒二尊を以して曰く、明に潔く敬慎して作れる酒
を以て贈り、且つ最敬の禮を用ひ、享獻すと、休の字は享の字を助くるのみ、の文字
にて深義なし、古者大賓客を遇するに享禮を以すと、禮記曰君子敬則用祭器、是也
予不敢宿、則禋于文王武王。 宿は宿を經るなり、即君命家に宿せさるの
宿にて、其物及其事を敬す、故に敢て經宿せしめず、直ちに文王武王の廟にかの潔

敬の酒を薦め、新邑の安定せしは、周公自身の力にあらすして、全く文武二王の蔭なる事を祭告せしなり、成王は以て周公の功となし、明禋し休享せるを、周公自ら以て功となさす、之を二王の徳に歸せるなり、誠に難有事共といふべし、
惠篤叙、無有違、自疾、萬年厭于乃徳、殷乃引考。 惠は順なり、違は搆と通す、自は用なり、厭は飽なり、引は長なり、考は成なり、言は能く文武の道に従ひ、厚く次叙し、上下貴賤長幼等各、其所を得、交相隙を搆へ、以て疾怨する事あるなくは、臣民たる者、萬年の久しき、爾の徳に厭飽し少しも不満あるなけん、されば殷民も又隨ひて長く成る事あるべしとなり、

王伴殷乃承叙萬年其永觀朕子懷徳

王よ、先づ自から篤く正父の道を叙し、不公不平あるなくば、殷民も亦之を承けて次叙あるに至るべし、されば萬年の久しきも、それ永遠に我が國家の子孫に觀化して、周室の厚徳に懐つき、敢て背叛する事なかるべしとなり、

戊辰、王在新邑、烝祭歲、文王、駢牛一、武王、駢牛二、王命作冊、逸祝冊、惟告、周公其後、王賓、殺禋、咸格、王入、太室、禋、王命、周公後、作冊、逸誥、在十

有二月、惟周公誕保文武受命、惟七年。

戊辰、王在新邑、烝。

舊讀昔邑の字を以て絶句とす、今江聲の讀に従ふ、何となれば、烝祭歲云々、語を成さず、且春秋の書、某月烝とのみ書して祭の字を加へしもの更になし、况や歳をや、此戊辰は周公還政の年にして、其十二月の日なり、其十二月新邑に至り、其祭祀の始め、會々烝の時に當れり、故に其始祀を記せしなりと、左もあるべし、

祭歲、文王、駢牛一、武王、駢牛一。 祭歲は歳首の祭也、成王親政の初年なれば、獨く祖廟を祭り、群神に告げ、且つ諸侯を會せしめ、盛典を舉行せるなり、駢は赤色なり、是に於てか、周家尊む所の赤色の牛を用ひ、先づ文王武王を祭らしめ、親政の故を告げしめしなり、

王命作冊、逸祝冊、惟告周公其後。

親政の初に當り、周公の後、伯禽を封

せんとす、周公を京に留め、己れを助けしめんとするには、其後を封せざるべからず、是れ急務中の急務たり、且つ其事を敬す、故に此盛典と共に之を行へり、王、史逸に命して封冊を作らしむ、史逸乃ち之を讀み、神に告げて曰く、宜しく周公の後を

立て、伯禽に封土を與ふべきを以てす、其先づ神に告ぐる者は、敢て恩賞を専らにせざるを示す所以なり、

(四八四)

王賓殺禋、咸格、王入太室禋。

王賓とは諸侯の來り祭事を助くる者、殺

は牲を殺すなり、禋は煙を以て祭るをいふ、其犧牲を殺し、あふらを取り、蕭艸と黍稷とを合せ、之をやき、其臭氣をして條達せしむるなり、言は諸侯の助祭者、此時を以て嘗盤く廟に至るなり、然して王は乃ち太室清廟の中央の室中に入り、鬱鬯の酒を酌み、之を尸に獻す、爾後神廟に降る者とす、

王命周公後作冊、逸誥。

既に先王の靈を降し、王周公の後を伯禽に命す、

之か爲めに冊書を作り、王輔康の前に南郷し、周公北面之に對し、伯禽其後に立つ、史佚王の右より冊書を執り、之に誥く、二公堂を降り拜し、又堂に升り冊書を受く、魯頌に曰く、王曰、叔父、建爾元子、俾侯于魯、大啓爾宇、爲周室輔、とは即是なり、

在十有二月、惟周公誕保文武受命、惟七年。

言は以上の冊命の事を

終るは戊辰の十有二月にありし事なり、惟れ周公政を攝し、大に文王武王の享受せられし命を保安する事、此に至る迄七年なりとなり、江聲鄭注を引くに曰く、文

王受赤雀、武王懼、取白魚、七年而崩、故に周公亦七年を以て攝政を解けりといふ、此説恐らくは牽強ならん、

多士

此の篇は、洛誥の後にある所より察すれば、周公致政後即ち成王即位元年のことなり、殷の遺民洛邑に移りしも落ち付かぬ故、周公、成王の命を以て、遺民中の上位する士族ともいふべき程の者に諭告して撫安せし所より、多士と名けし者にて、眞古文なり、此の篇の序に、殷の頑民といふことあれども、頑民は殷よりいはい忠臣にして、決して頑愚にあらず、周公の口よりかゝることをいふべき筈なし、これに由りて推せば、序文を信ぜざる説、古人に多きは尤のことなり、

惟三月、周公初于新邑洛、用告商王士。王若曰、爾殷遺多士、弗吊、旻天、大降喪于殷、我有周佑命、將天明威、致王罰、勅殷命、終于帝。

惟三月、周公初于新邑洛、用告商王士。成王の即位元年三月初めて

新邑の洛に於て、周公が成王の命を以て、殷の紂王の士族に告諭して撫安すとなり、此の三句は一篇の序文ともいふべき程のものなり、

(四八五)

王若曰爾殷遺多士弗吊旻天大降喪于殷。

(四八六)

旻天は秋の天といふ

ことにて爾雅釋文にも秋爲旻天とあり、これ普通の説なり、されども此所にては災を下すといふ意より、肅殺の秋をかりていひしなり、其の故は旻は怒と同じく、秋は肅殺の氣盛にして、草木の枯槁凋落愁むべきの様なり、不吊は左傳にては多くあはれまされずと讀めり、江聲の説には逕に作り、逕は至にて、至は猶善の如く、旻天に善みせられざるなりとあり、孰れにても意味に於ては大差なければども、今江説に従ふ、さて周公が成王の命を以て申さるゝには、殷の遺民たる爾多士よ、爾が主たる紂王は暴虐無道なりし故、旻天に善みせられずして、終に亡びたり、されば我が私に亡ぼしたるにあらずして、天命を受けて爲したるなり、

我有周佑命、將天明威、致王罰、勅殷命、終于帝。

將は奉なり、我が有

周乃ち武王は天祐を受け、上帝より命せられし明なる威命を奉じて、王者たるの誅罰を致し、殷の命を勅し正して、上帝より命せられし王者の業を終へたり、以上は革命の公平無私、天意より出でたる所以を丁寧反復して多士を諭す、

肆爾多士、非我小國、敢弋殷命、惟天不弔、允罔固亂、彌我我其敢求位。

惟帝不弔、惟我下民、秉爲惟天明畏。

肆爾多士、非我小國、敢弋殷命、惟天不弔。

肆は故なり、小國とは、周は

百里より起りて殷を滅したる故に、殷に對し小國といふ、弋は奪ひ取ることなり、故に爾多士よ、我が周の小國が殷の大國と匹敵すべき筈もなく、又奪ひ取りしにもあらず、これは上帝が殷に弔へざればなり、

允罔固亂、彌我我其敢求位。

罔は怙の轉じて、誤りたるなり、左傳の僖

公十五年、同宣公十二年の中に、毋怙亂の句見えたり、亂は決して怙むべからざるものなれば、左様なことを思はずに歸服して能く我を彌けよ、我に於ては敢て天位を求めしにあらず、上帝の命令故止むを得ず天子の位に陞りたるなり、

惟帝不弔、惟我下民、秉爲惟天明畏。

秉は執なり、爲は作なり、畏は威な

り、何故に天帝は殷に天下を與へざるやとならば、かくの次第なりとて、天帝の意は人民の意に外ならず、人民の意は天帝の意に外ならざることを證據たてたるなり、乃ち人民の秉執作爲する所は、天帝の明なる威命なりとなり、

我聞曰、上帝引逸、有夏不適、逸則惟帝降格、嚮于時、夏弗克庸、帝大淫。

(四八七)

（四八八）
洺有辭。惟時天罔念聞。厥惟廢元命降致罰。乃命爾先祖成湯革夏。俊
民甸四方。

我聞曰上帝引逸有夏不適逸。

引は導なり、逸は安なり、我聞より以下

致罰までは周公己の聞く所を述ぶ、天帝も元より有夏の桀王を滅して殷に代ら
しむる意にはあらずして、人民を安せしむる様丁寧に導きしも、桀王は其の導か
れし方に行かずして、益暴虐を行ひ、下民を苦めたり、

則惟帝降格嚮于時夏弗克庸帝大淫洺有辭。

是に於て、天帝は桀

王に災異を降し格して、天意の嚮ふ所を是の夏の君臣に示されたれども、桀の君
臣は此の天帝の命を用ゐること能はず、淫亂放佚の行のみ多く、其罪狀の辭充分
にありとなり、

惟時天罔念聞厥惟廢元命降致罰。

元命は大命なり、天は能く高き

に居て、卑きを聽くもの故に、紂王の暴虐を念聞し、之を助祐することなく、其の大
命とて、天帝より命じ置きたる王者の命を廢棄し、誅罰を降し致して、紂王を滅し
たり、此の如く殷が夏を伐ちしも、周が殷を伐ちしも、天意に則り、人心に應じて致

したることなれば、汝多士に於て宜しく考へ合せて周に歸伏すべしとなり、上帝
引逸云々を、江聲の説にすれば、天帝が世を治むるには、民間に引き込み居る逸民
中の賢者を引きて、登用するが天意なるに、殷に於ては逸民中より引き登ぐる則
に従はざる故に、災異を降し格して嚮げしも、大に淫奔に、洺として煩しき悪事の
みをせし故、十分罰すべき言葉出來たりと解けり、されども、却て前説の方宜し、
乃命爾先祖成湯革夏俊民甸四方。 甸は治なり乃ち爾の先祖成湯

に命じて夏命を革め、俊民を登用して天下を治めしめたり、

自成湯至于帝乙罔不明德恤祀亦惟天丕建保乂有殷殷王亦罔敢
失帝罔不配天其澤。在今後嗣王誕罔顯于天矧曰其有聽念于先王
勤家誕淫厥洺顧于天顯民祗惟時上帝不保降若茲大喪惟天不
界不明厥德凡四方小大邦喪罔非有辭于罰。

自成湯至于帝乙罔不明德恤祀。

殷の天下を保つは獨り成湯の力の

みならず、帝乙に至るまで、數代の間賢君出で、皆徳を明にし、祖先の祭祀を大切
にしたり、

亦惟天丕建保又有殷。殷王亦罔敢失帝。罔不配天其澤。

天帝も大に有殷を建立して殷民を安じ治め、殷王も亦敢て天帝の意を失ふことなく、祖先をして天と配食せしめて、其の福澤を受けざることなし。

在今後嗣王誕罔顯于天。矧曰其有聽念于先王勤家。誕淫厥泆。罔顧于天顯民祗。

然るに今に在りて後嗣紂王は天命天道を顯にせず、天を畏れざる程なれば、矧んや先王成湯以來、邦家に盡したる勤勞を聽き念ふこともなく、大に淫逸をのみ事として、天の顯なる道を奉ずべきことも、民を敬すべきことも顧みることなきなり。

維時上帝不保降若茲大喪。惟天不弔不明厥德。

かく天を輕んじ、人を侮りしを以て、天帝はこれを安せずして、此の如き大喪を降されたり、大喪は國亡び身戮せらるゝをいふ、これ紂王の自ら作せる孽にして、我が周に於ては天意を受け承きたるまでのことなり、かく天の紂王に永く王者たるの位を付與せざるは、其徳を明にせざりしに由るなり。

凡四方小大邦喪罔非有辭于罰。

凡そ四方小大の邦の亡滅するは、自ら招く所にして、天は枉げて人を罰することなく、必ずこれを責問する程の辭あるにあらざることなし、凡そ徳なき者の亡ぶるは當然のことなれば、悔い悲むこと断念せよとなり。

王若曰爾殷多士今惟我周王丕靈承帝事。有命曰割股告勅于帝。惟我事不貳適。惟爾王家我適。予其曰惟爾洪無度。我不爾動。自乃邑。予亦念天。即于殷大戾。肆不正。

王若曰、爾殷多士、今惟我周王、丕靈承帝事。靈は善なり、周公又成王の命を傳へて曰く、爾殷の多士よ我が周王に於ては、大に善く天帝の思召を承けて、殷を亡ぼしたり。

有命曰割股告勅于帝。割は断なり、勅は正なり、かく天帝の命あり、殷を断ち滅せど、故に其の勅正の事を、天帝に申し上げたりとなり。

惟我事不貳適。惟爾王家我適。貳は二心なり、適は敵なり、敵對するをいふ、これ我が事は天帝の意に従ひしなれば、二心を抱き敵對する者なし、然るに爾の王家武庚は、敢て我に敵せしを以て、誅戮を行ひたり。

予其曰惟爾洪無度。我不爾動。自乃邑。 洪は大なり、爾の君武庚に於ては、大に法度を無視せり、故に我より爾を動し、にあらざして、却て乃の邑よりせしことなり。

予亦念天即于殷大戾。肆不正。 戾は災なり、紂王無道にして天帝より誅戮の災を受け、其の子武庚も天意に逆ひ、徳を慎まざりて災を受けたり、故にこれを不便に思ひ、爾等の罪過を正さずして洛邑に遷らしめしなり。

王曰、猷告爾多士。予惟時其遷居西爾。非我一人奉徳。不康寧。時惟天命無違。朕不敢有後。無我怨。惟爾知。惟殷先人有册有典。殷革夏命。今爾又曰、夏迪簡在王庭。有服在百僚。予一人惟聽用徳。肆予敢求爾于天邑商。予惟率肆矜爾。非予罪。時惟天命。

王曰、猷告爾多士。予惟時其遷居西爾。非我一人奉徳。不康寧。時惟天命無違。朕不敢有後。無我怨。 以下居を遷さしむる告諭なり、猷は助諱辭と見て、ア、とよむべし、かく篇中に助辭を重ねしは、丁寧反復せしなり、奉徳は心の持ち方なり、爾多士を西の方洛邑に遷らしめしは、我一人心の持方康寧な

らず、騷擾を好むにあらざ、天命に違はざるなり、天命を奉じて爲すことなれば、一旦遷したる上誅戮を加ふるが如きことなければ、必ず我を怨むことなく、安じて居を遷すべしとなり。

惟爾知。惟殷先人有册有典。殷革夏命。 册は冊書、典は典籍なり、殷の先世冊書典籍なりて、殷が夏の命を革ゆしことを載せあれば、其の事は猶今周が殷の命を革むるの止むを得ざるが如くなるべし、此事爾等兼てより知悉する所にして、何ぞ獨今日に疑はんやとて、舊聞を引ききて開諭せしなり。

今爾又曰、夏迪簡在王庭。有服在百僚。 夏迪は夏の道ある士なり、王廷は殷の朝廷なり、周公殷が夏の命を革めし例を引ききて、多士に諭したるに、多士反問して曰く、其の節我が殷にては夏の有道の士を簡ひて朝廷に服用し、百官の職に就かしめられたれば、周に於ても矢張殷の有道の士を用ゐよとなり。

予一人惟聽用徳。肆予敢求爾于天邑商。 周公これに答へて、それは申すまでもなきことながら、此方に於ても徳ある者は用ゐる筈にて、徳なき者は強ひて用ゐること能はず、それ故に敢て天邑の商に求めて武庚を立てたり、商

は強ひて用ゐること能はず、それ故に敢て天邑の商に求めて武庚を立てたり、商

は元天帝の立つる所なるを以て、天邑といふなり、

予惟率肆矜爾、非予罪、時惟天命、

故事に従ひしをいふ、予に於ても夏殷の故事に従ひ、矜みをかけしに、汝等武庚に

従ひて謀反せし故、其の罪を問ひ糾さるゝは天命にて致し方なし、

王曰、多士、昔朕來自奄、予大降爾四國民命、我乃明致天罰、移爾遐逃、

比事、臣我宗多遜、

周公の攝政三年王命

王曰、多士、昔朕來自奄、予大降爾四國民命、

を以て、武庚以下の叛逆を誅伐せし時、奄は四國の中最後に伐ちしを以て、奄より

來るとせしなり、降は減刑なり、奄より歸りし時、死罪にも當つべきを、大に減刑し

て命を助けたり、

遐逃は遠地なり、遜は

我乃明致天罰、移爾遐逃、比事、臣我宗多遜、

順なり、天罰を其君に致し、爾多士をば減刑し助けて、汝を洛邑に徙し、四國の惡俗

に遠け、我が宗家の周室に仕へて、多く遜順の風に化せしむ、

王曰、告爾股多士、今予惟不爾殺、予惟時命有申、今朕作大邑于茲洛、

予惟四方罔攸賓、亦惟爾多士攸服、奔走、臣我多遜、爾乃尙有爾土、爾乃尙寧、幹止、爾克敬、天惟卑矜、爾不克敬、爾不啻不有爾土、予亦致天之罰、于爾躬、今爾惟時宅、爾邑繼、爾居、爾厥有幹、有年于茲、洛、爾小子乃興、從、爾遷、王曰、又曰、時予乃或言、爾攸居、

王曰、告爾股多士、今予惟不爾殺、予惟時命有申、

申は重なり、前

に奄より歸り、大に民命を降す、故に命を重ぬとこゝにはいふなり、既に爾等を殺すに忍びざるのみならず、重ねて此の命を明にすとなり、

今朕作大邑于茲洛、予惟四方罔攸賓、亦惟爾多士攸服、奔走、臣我

多遜、

實は撥と通す、罔攸賓は撥斥するか如き事なき也、かく都を洛邑に定

めし上は、四方より集り來る人民も決して撥斥するが如き事なき故、爾多士も我

が周室に服歸して遜順の意さへ表すれば、四方の人民同様に取扱ふべしとなり

爾乃尙有爾土、爾乃尙寧、幹止、

幹は事なり、止は居なり、爾多士に於て

洛邑に移りし上は、遜順に天命を守り、敢て動搖すること等なければ、事業も出來

て、其の居處に安ずることを得べし、

爾克敬天惟卑矜爾。爾不克敬。爾不啻不有爾土。予亦致天之罰于爾躬。

爾多士に於て、克く天命を敬はば、天幸福を與へて爾を矜まん、若し之に反すれば、管に居所を安ずること能はざるのみならず、必ず天の刑罰を爾多士の躬に致さんとなり。

今爾惟時宅爾邑。繼爾居。爾厥有幹有年于茲洛。爾小子乃興從爾遷。

爾多士此の洛邑に居を安ずれば、事業も出來上り、永年居住すれば爾の子孫も次第に繁昌するに至るべし、さすれば其の繁昌といふ者は、爾多士の此の洛邑に遷りしより始まることなれば、吳々も遷順に天命を敬みて、子孫の繁昌を圖るべしとなり。

王曰、又曰、時予乃或言爾收居。

王曰、又曰にては語を爲さず、王曰の下恐くは欠文あらん、以上開諭する處、必竟するに爾多士の居所に安する安せざるに依り、禍福吉凶の分るゝ處なれば、子孫の繁昌を圖る機致されよとの意に外ならざれば、其の居る所に安じ、我が周室に對し、遷順の意を表して、天命を敬まれよとなり。

無逸

無逸は周公が幼主成王を戒められし篇なり、聖人周公が天子となるべき成王を戒めし言葉を録したる者なれば、教育上に裨益を與ふること鮮少ならず、其の大意は無逸の二字にある也、在上者に在りては、君子の徳は風、小人の徳は草にて、草之れに風を尙ふるときは必ず靡くが如く、人民は總て在上者の徳に化し、國中に影響するものなれば、在上者は無逸の二字を一世の靈符とすべしとの意なり、此の篇は今古文共にあり、周書中平易にして、誠に克く出來たる篇なり、逸は安逸にて、万惡の本源、無逸は万善の本源にして、天下治亂の由りて分るゝ所なれば、無逸の二字を骨子として、深く戒められしなり。

周公曰、嗚呼、君子所其無逸。先知稼穡之艱難、乃逸、則知小人之依。相小人、厥父母勤勞稼穡、厥子乃不知稼穡之艱難、乃逸、乃諺、既誕、否則侮、厥父母曰、昔之人無聞知。

周公曰、嗚呼、君子所其無逸。此にいふ君子は、在上者なり、周公か成王

に向ひていはるゝには、嗚呼、在上者たる者は無逸の二字を以て心身の据え處と

すべしと、孔氏には君子の道所在其れ逸豫する無しとあり、又通ず、

先知稼穡之艱難、乃逸、則知小人之依。 稼穡は農業、小人は小民なり、

一張一弛とて、ハリツメのみには出来ず、樂をするもよし、されど先づ農業の艱難を知りて而して後に下民の依頼する所を明に知るべし、この事明ならされば天下を太平に治むること能はず、乃ち下情に通ずるが第一なりとなり、周公の志は終始稼穡の艱難を知るにあり、時に豳風七月の篇あり、深く成王を戒む、孰れの國にても聖賢の君主は意を此の根本に注がれたり、我が朝仁徳天皇の民の艱難を知りて租税を免し、三年の後高臺に上りて炊煙の盛になりしを見て、大に喜びたましが如きは、此に外ならざるなり、高き屋にのぼりて見れば、煙たつ民の甯は賑ひにけりとの歌は、恰く人の知る所なり、

相小人、厥父母勤勞稼穡、厥子乃不知稼穡之艱難、乃逸、乃諺、既誕、否則侮厥父母、曰、昔之人無聞知。 小民の例をあげて安逸に流れ易きをいふ、諺は、蔡邕の石經本には、憲に作る、注に憲猶欣也とあり、從ふべし、誕は誕慢

なり、無責任に法螺を吹く類をいふ、否則は石經本に不則に作る、法則を守らぬなり、此にては否にても宜し、さて小民どもの親不孝なる者を視るに、無教育なるを以て其の父母が稼穡に艱難せしことを知らず、安逸に流れ喜樂に欣々といつても

太平の如くにあり、其上誕慢にして法則を守らず、父母を侮りて、昔の人は事理を聞知せざれば世話をやくに及ばすなど、丁度今日我が國の人が、天保時代の老爺は事理を辨知せざれば談ずるに足らずなど、いふ如くなりしなり、いつも輕薄子弟の有様は同様にて、欺すべき事なり、

周公曰、嗚呼、我聞曰、昔在殷王中宗、嚴恭寅畏、天命自度、治民祗懼、不敢荒寧、肆中宗之享國、七十有五年、其在高宗、時舊勞于外、爰暨小人、作其即位、乃或亮陰三年、不言、其惟不言、言乃雍、不敢荒寧、嘉靖殷邦、至于小大、無時或怨、肆高宗之享國、五十有九年、其在祖甲、不義惟王、舊爲小人、作其即位、爰知小人之依、能保惠于庶民、不敢侮齔寡、肆祖甲之享國、三十有三年、自時厥後、立王生、則逸、生則逸、不知稼穡之艱難、不聞小人之勞、惟耽樂之從、自時厥後、亦罔或克壽、或十年、或七八年、或五六年、或四三年。

周公曰、嗚呼我聞、曰昔在殷王中宗、嚴恭寅畏、天命自度、治民祇懼、不敢荒寧、肆中宗之享國七十有五年。

周公、古聖賢の君が無逸を行ひて、天下を治めし例を擧げて成王に告ぐ、中宗は大戊といふ人にて、殷の湯王以來衰へしを盛にせし君なり、嚴恭の嚴は矜莊の貌、寅畏の寅は敬なり、嚴恭は形貌に就いていひ、寅畏は心神に就いていふ、荒寧は荒はスサムなり、寧は安なり、周公の曰はるゝには、昔殷の中宗大戊は形貌をオゴソカにし、心神を敬畏して自ら天命に合ふか合はざるかを度り、敢て荒廢自ら安ずるが如きことなかりしを以て、國を享けて天下を太平に治めしこと七十有五年に及びしとなり、

其在高宗時、舊勞于外、爰暨小人、作其即位、乃或亮陰三年不言、其惟不言、言乃雍、不敢荒寧、嘉靖殷邦、至于小大、無時或怨、肆高宗之享國五十有九年。

高宗は殷の武丁なり、高く貴ぶべきより名づく、やはり中興の君なり、舊勞于外は、武丁太子たりし時、父小乙は其の安逸の中に長じて民の艱難を知らざらんことを恐れ、久しく師に將として外征せしめしなり、暨小人は小人と同居せしなり、亮陰は梁闇の借音にて、倚廬とて、喪に居る時の家をいふ

なり、三年不言は三年政事をいはず、これは禮に於て然るなり、小大は小臣と大臣となり、雍は和なり、言ふは其の高宗の時に在りては、久しく外征の勞に服し、小臣と同居して備さに艱難を嘗め、即位に及びては、乃ち或は父小乙の喪に居り、三年の間政事をいはず、時にいふことあれば、羣臣百姓を雍和するに足りて、敢て政に荒寧ならず、殷の邦を嘉靖せしを以て、小臣大臣俱に和して政事を助け、武丁を怨むが如きことは毫もなかりし故に、其の國を享けて太平を致すことは五十有九年に及びたり、

其在祖甲、不義惟王、舊爲小人、作其即位、爰知小人之依、能保惠于庶民、不敢侮鰥寡、肆祖甲之享國三十有三年。

其の祖甲にありては、父高宗が長子祖庚の廢して、己が愛する所の祖甲を立てんとするや、祖甲は其の兄に除へて位に即くと不義なりとし、逃れて民間に在り、久しく小人と居りて、能く艱難を知りしを以て、作ちて位に即くに當り、爰に小人の依頼する所即ち稼穡の艱難を知りて、能く庶民を保じ、惠み、敢て鰥寡といへども侮らずして恩惠を施し、故其の國を享くるとは三十有三年に及びたり、これ迄は無逸の在上者

周公曰、嗚呼我聞、曰昔在殷王中宗、嚴恭寅畏、天命自度、治民祇懼、不敢荒寧、肆中宗之享國七十有五年。

尙

周公、古聖賢の君が無逸を行ひて、天下を治めし例を擧げて成王に告ぐ、中宗は大戊といふ人にて、殷の湯王以來衰へしを盛にせし君なり、嚴恭の嚴は矜莊の貌、寅畏の寅は敬なり、嚴恭は形貌に就いていひ、寅畏は心神に就いていふ、荒寧は荒はスサムなり、寧は安なり、周公の曰はるゝには、昔殷の中宗大戊は形貌をオゴソカにし、心神を敬畏して自ら天命に合ふか合はざるかを度り、敢て荒廢自ら安ずるが如きことなかりしを以て、國を享けて天下を太平に治めしこと七十有五年に及びしとなり、

書

其在高宗、時舊勞于外、爰暨小人、作其即位、乃或亮陰三年不言、其惟不言、言乃雍、不敢荒寧、嘉靖殷邦、至于小大、無時或怨、肆高宗之享國五十有九年。

高宗は殷の武丁なり、高く貴ぶべきより名づく、やはり中興の君なり、舊勞于外は、武丁太子たりし時、父小乙は其の安逸の中に長じて民の艱難を知らざらんことを恐れ、久しく師に將として外征せしめしなり、暨小人は小人と同居せしなり、亮陰は梁闇の借音にて、倚廬とて喪に居る時の家をいふ

尙

なり、三年不言は三年政事をいはず、これは禮に於て然るなり、小大は小臣と大臣となり、雍は和なり、言ふは其の高宗の時に在りては、久しく外征の勞に服し、小民と同居して備さに艱難を嘗め、即位に及びては、乃ち或は父小乙の喪に居り、三年の間政事をいはず、時にいふことあれば、羣臣百姓を雍和するに足りて、敢て政に荒寧ならず、殷の邦を嘉靖せしを以て、小臣大臣俱に和して政事を助け、武丁を怨むが如きことは毫もなかりし故に、其の國を享けて太平を致すことは五十有九年に及びたり、

書

其在祖甲、不義惟王、舊爲小人、作其即位、爰知小人之依、能保惠于庶民、不敢侮鰥寡、肆祖甲之享國三十有三年。

其の祖甲にありては、父高宗が長子祖庚の廢して、己が愛する所の祖甲を立てんとするや、祖甲は其の兄に踰へて位に即くと不義なりとし、逃れて民間に在り、久しく小人と居りて、能く艱難を知りしを以て、作ちて位に即くに當り、爰に小人の依頼する所即ち稼穡の艱難を知りて、能く庶民を保じ惠み、敢て鰥寡といへども侮らずして恩惠を施し、故其の國を享くることは三十有三年に及びたり、これ迄は無逸の在上者

に欠くべからざることを、實例を擧げて示し丁寧反復、成王に訓戒す、

自時厥後立王、生則逸、生則逸、不知稼穡之艱難、不聞小人之勞、惟耽樂之從、自時厥後亦罔或克壽、或十年、或七八年、或五六年、或四三年。

中宗、高宗、祖甲は能く稼穡の艱難を知りて、政治を勵み、小民に對して恩恵を施し、を以て國を享くこと長久なりしが、後王に至りては生れて直ちに天子となるを得、生れて直ちに天子となれるを以て、逸樂に長じて、稼穡の艱難を知らず、小人の勞することを聞かざりしを以て、聲色の樂にのみ耽りし故、前の三王の如く長壽にして國を享くこと能はず、或は十年、或は七八年、或は五六年、或は三四年にして、長く王位を保つことを得ざりしとなり、人間五福壽を長と爲すといふことあり、長壽は何人と雖も第一に希望する所なるを以て、享國の年數を擧げて成王の心を聳動したるなり、生則逸の一句は、衍文なりとの説あれども、重ねし方却て語勢を強めて宜し、

周公曰、嗚呼、厥亦惟我周太王、王季、克自抑畏、文王、卑服、即康功、田功、徽柔、懿恭、懷保小民、惠鮮鰥寡、自朝至于日中、昃不遑暇食、用咸和、万

尙

書

民、文王不敢盤于遊田、以庶邦惟正之供、文王受命、惟中身、厥享國五十年。

周公曰、嗚呼、厥亦惟我周太王、王季、克自抑畏。

これより先祖の例

を引きて、無逸の教を爲す、太王は古公亶父なり、抑畏は私欲を制し天命を畏る、をいふ、言ふは我が周の王業を肇めし太王や、王家に勤められし王季は、克く自ら抑畏して無逸の實を擧げられしとなり、

文王卑服、即康功、田功、

卑服の服は事なりと江聲の注にあれど、やはり

衣服の服と見て可なり、論語に禹の徳を稱して衣服を惡しうして美を黻冕に致すと同意なるべし、康功は民を安ずる功、田功は民を養ふの田地なり、文王には衣服を卑しくし、こは其の一端を擧げたる者にて、宮殿飲食侍妾の類總て卑薄なるをいふ、心を民事に注ぎて、康功、田功に即かれしとなり、

徽柔、懿恭、懷保小民、惠鮮鰥寡、自朝至于日中、昃不遑暇食、用咸和、万民。

徽柔の徽は和なり、懿恭の懿は美なり、惠鮮の鮮は漢書谷永傳に引きて于に作る、蔡邕の石經亦然り、于は助辭にて單に惠といふ意なり、昃は日暮なり、

尙

書

文王和柔美恭の徳ありて、小民を懐け安じ、驟寒の憐むべき者を恵むに急にして、朝より暮に至るまで食事の暇もなき程にて、以て咸く万民を和げ、一夫も其の所得ざらんことを恐れて、其の身の勤勞を忘れしとなり。

(五〇四)

文王不敢盤于遊田、以庶邦惟正之供、文王受命惟中身、厥享國五十年。

遊田は田獵なり、盤は樂なり、以庶邦の三字衍文なりとの説あれども、あるも妨なし、正は政なり、供は恭なり、受命は文王が殷王嗣位の命を受けて天子となりしを云ふ、中身は中年をいふ、言ふは文王敢て田獵に盤樂せず、統ぶる所の庶邦の政は恭敬を主とし、其の殷王嗣位の命を受けて天子となりしは四十七歳の時なれども、國を享くることは五十年の永きに至れり、文王は九十七歳にて崩せられ、在位五十一年なれども、此には其の成敷を擧げたるなり、かく文王が長壽にして永く太平を致し、亦無逸の然らしむる所なるをいふ。

周公曰、嗚呼、繼自今嗣王、則其無淫于觀、于逸、于遊、于田、以万民惟正之供、無皇曰、今日耽樂、乃非民攸訓、非天攸若、時人丕則、有愆、無若殷王受之迷亂、酗于酒德哉。

周公曰、嗚呼、繼自今嗣王、則其無淫于觀、于逸、于遊、于田、以万民惟正之供。

淫は度に過ぐるをいふ、説は物觀、逸は逸樂、遊は遊幸、田は田獵なり、周公又曰く嗚呼、今より繼ぎて立つ所の嗣王に於ては、文王が物觀、逸樂、遊幸、田獵等に淫することなく、万民を治むる政事は恭敬を主とされしに則り、無逸の教を怠るべからずとなり。

無皇曰、今日耽樂、乃非民攸訓、非天攸若、時人丕則、有愆、無若殷王受之迷亂、酗于酒德哉。

無は母と通じ禁止の辭なり、皇は違なり、若は善なり、酗は酔て狂亂するをいふ、周公は更に醉を繼ぎて、違あり今日は物觀、遊山に耽樂するも差岡なしなど、とて爲すことなかれ、耽樂は民の教訓とすべきものにあらざ、又天帝の善みする所にもあらず、兎角下民は在上者の爲す所を真似て善惡の區別も辨へぬものなれば、かりそめにも耽樂などの惡徳を行ふ時は、大に其の愆ちに則り、手本として由々しき大事にも立ち至るべし、殷王受即ち紂王が迷亂して、酒に酗し身を亡し、國を滅したるが如きことあるべからずとなり。

周公曰、嗚呼、我聞曰、古之人猶胥訓告、胥保惠、胥教誨、民無或胥譴張。

(五〇五)

爲幻。此厥不聽。人乃訓之。乃變亂先王之正刑。至于小大民。否則厥心違怨。否則厥口詛祝。

(五〇六)

張爲幻。

胥は相なり、訓は道保は安惠は順なり、講張は誑なり、此れ合音にして何不の盡たる如し、幻は相詐惑するなり、周公更に古聖賢無逸の例を挙げ、成王を戒めて曰く、嗚呼我聞く、曰く古の君臣猶相告ぐるに正道を以てし、道あれば則ち相安順し、道を失へば則ち相教誨して、相欺誑し相詐惑することなかりき、

此厥不聽、人乃訓之、乃變亂先王之正刑、至于小大民、否則厥心違怨、否則厥口詛祝。

正刑は正しき刑法なり、小大民は小大の臣民なり、違怨は怨を心の中に蓄ふるをいひ、詛祝とは怨の外に形るゝといふ、夏の桀王の民が其の暴虐に苦み、時の日害か喪びん、予女と偕に亡びんとて、桀王の亡滅を祈りし類なり、若し成王に於て、前に述べし訓告保惠等を聽き用ゐざる時は、下民は乃ち其の惡徳に則り、先祖文王以來立て置かれし正しき刑法を變亂して、小大の臣民皆叛き、否則恐くは上文丕則と同じ、大に上の爲す所に則傲しての義ならん、心

の中に君に違ひ怨み、大に則傲して其の口に亡滅を詛祝するに至らんとなり、
周公曰、嗚呼、自殷王中宗、及高宗、及祖甲、及我周文王、茲四人迪哲。厥或告之曰、小人怨汝、詈汝、則皇自敬德。厥愆、曰、朕之愆。允若時、不啻不敢、舍怒。此厥不聽、人乃或譖張爲幻、曰、小人怨汝、詈汝、則信之。則若時不永、念厥辟、不寬綽厥心、亂罰無罪、殺無辜、怨有同、是叢于厥身。周公曰、嗚呼、嗣王其監于茲。

周公曰、嗚呼、自殷王中宗、及高宗、及祖甲、及我周文王、茲四人迪哲。

前書を繰り返して此の篇の結びを爲すなり、迪は踏なり、哲は明なり、明德を

踏み行ふをいふ、此の四人の踏み行ひしは反省反求にあり、世間の教は反省反求を本とせざれば徳を養ふこと能はず、徳を養ふこと能はざれば民心服せず、

厥或告之曰、小人怨汝、詈汝、則皇自敬德、厥愆、曰、朕之愆。皇の字

今文兄に作る、即ち况の假借にして、滋益の義なり、言は反省反求して徳を養ふも、猶小人汝を怨み、汝を詈ると告ぐる者あらば、則ち大に自ら徳を敬して、其の愆ちは朕が愆となりといふ、

(五〇七)

允若時不啻不敢含怒。其の自ら反省反求して、徳を養ふこと允に此の如く、密に敢て怒りを含まざるのみならず、屢聽きて以て己が政の得失を知らんと欲す。

尙

此厥不聽、人乃或譎張爲幻、曰小人怨汝、詈汝、則信之。譎張は誑

惑の言なり、幻は幻術などの幻にて、虚を以て實とし、無を以て有とする類をいふ、若しも成王に於て、前の四人の明德を踏み行ひしことを聽き信ぜずんば、人乃ち誑惑の言を爲し、虚を以て實とし、小人共が汝を怨み、汝を詈るといはれ、則ち汝は之を信ぜん、江聲は聽の字を以て聖の誤とせり、亦通す。

則若時不永念厥辟、不寬綽厥心、亂罰無罪、殺無辜、怨有同、是叢于厥身。辟は罪なり、禁傳に君と見しは非なり、寬綽は寛大なり、叢は聚なり、言ふは誑惑の言を信じて、これを自身に引き受け、身を賣め、罪する等のことなく、其の心を寛大にして、民を憐むこともなく、妄りに罪なき民を罰し、辜なき民を殺す時は、天下の民心を同して、其君を怨み、其の怨、君の一身に聚り、終には獨夫紂などいふ如く、一本立ちとなりて、國を喪ひ、身を亡すに至るべし、故に前々よりの言

書

を忘れず、安逸に流るゝことなく、民の艱難を知りて、政治に勉強し、明德を踏み行ふべしとなり。

周公曰、嗚呼、嗣王其監于茲。周公曰く、嗚呼、嗣王たる成王に於ては前々述べ來りしことを篤と鑑みられて、怨の身に聚らぬ様、吳々も注意せられたしとなり、此篇は聖人周公が大切なる幼君を輔導せし言なれば、教育に従事する人は深く味ふべきなり。

尙

君 爽

君は尊稱、爽は召公の名なり、君爽周公と東西二伯となり、周室元老たりしが、君爽一朝官を辭して退隱せんとせし時、周公が留任を勸めし辭を史臣の録したるもの也、亦異古文なり。

周公若曰、君爽、弗弔、天降喪于殷、殷既墜、厥命、我有周既受、我不敢知、

曰、厥基、永孚于休、若天棗忱、我亦不敢知、曰、其終出于不祥。

周公若曰、君爽、弗弔、天降喪于殷、殷既墜、厥命、我有周既受。周公

若曰は、史臣が書きし故、周公しかくといはれたり、書き初めしなり、弗弔、天の

用は善にて天帝に善みせられずなり、言ふは君夷よ、殷王暴虐にして天帝に善みせられず、天より喪を殷に降し、殷は既に天帝より受けし所の天子の命を墜し、我が有周は代りて既に之を受けたり、

我不敢知、曰厥基永孚于休、若天棗忱、
孚は信なり、棗は輔なり、忱は

誠なり、言ふは我が有周は殷に代りて天命を受けたれども、我敢て知らず、曰く其の基業の永く休美に信ある者は、天命に順ひ誠を輔くるを以てなり、我敢て知らずとは蓋し周公の謙辭なり、

我亦不敢知、曰其終出于不祥、
祥は善なり、言ふは我も亦敢て知らず、

されども、其の終亡滅に至りしは殷王不善の行ありて天に善みせられざりしに出しか、これ迄は殷の始終をいふ、以て周に及ぼさん爲なり、

嗚呼、君已曰、時我我亦不敢寧于上帝命、弗永遠念天威、越我民罔尤違、惟人在我、後嗣子孫、大弗克恭、上下遏佚前人光、在家不知天命、不易、天難諶、乃其墜命、弗克經歷、嗣前人恭明德、在今予小子旦、非克有正、迪惟前人光、施于我冲子、又曰、天不可信、我道惟寧王德延、天不庸

釋于文王受命。

嗚呼、君已曰、時我我亦不敢寧于上帝命、弗永遠念天威、
以下召

公書時の言を追述して、其の去るを止むるの辭とす、嗚呼君已に曰く、時我に在り力を盡して周室の爲に謀るべしといはれし如く、我に於ても亦敢て上帝の王命を周室に降したるに寧ぜず、永遠に天の明威を念はざらんや、

越我民罔尤違、惟人在我、後嗣子孫、大弗克恭、上下遏佚前人光、在家不知、
尤は怨なり、違は背なり、我後嗣の上にある在字は人字につけて見

るべしと江聲の説なり、言ふは越に我が民の尤怨することなきは、惟我等兩人のあるによるのみ、我が後嗣子孫大に上帝及び人民に恭しくすると能はず、前人文王武王の光大の道を過失するも、隱居し家に在りて知らざるは、年若き成王を托されし我等に於て相濟まぬことなり、

天命不易、天難諶、乃其墜命、弗克經歷、嗣前人恭明德、在今、
天命

は常なくして變り易きもの故、これを永遠に維持することは實に容易ならず、天は信じ難し、徳なき者は天より受けし王命を失墜して、子孫に經歷して前人に嗣

く能はず、當君が恭しき徳を明にすることは、正に今日にあり、即ち成王が即位の初に於て、之を輔導し其宜しきを得ずんば、恐らくは後悔すとも及ぶなからんと
なり、

予小子且、非克有正、迪惟前人光、施于我冲子。 今予小子且に於て

は、克く改正する所あるに非ず、前人文武の光大なる徳を導きて、我が冲子成王に施さんのみ、

又曰、天不可信。我道惟寧王德延、天不庸釋于文王受命。 又曰は、

前に天難難とあるに對していふなり、寧王は文王、釋は捨なり、言ふは天命常なしにて、なか／＼信じ難し、我は惟文王の徳を導き延長し、天をして文王の受けたる王命を失墜せしめざるに在り、かくすれば予孫其の餘徳を受けて、長く王命を受くることを得べし、自分は改革を望むにあらざるとなり、爽は周公の行爲につきて不満足なりしとの説あり、此のあたりを讀む時はしか思はるゝ節なきにあらざ

公曰、君爽、我聞在昔成湯既受命、時則有若伊尹、格于皇天。在太甲時、則有若保衡、在太戊時、則有若伊陟、臣扈、格于上帝、巫咸、乂王家、在祖

乙時、則有若巫賢、在武丁時、則有若甘盤、率惟茲有陳、保乂有殷、故殷禮陟配天、多歷年所、天惟純佑命、則商實百姓、王人罔不秉德明恤、小臣屏侯、旬、矧、咸、奔走、惟茲惟德、稱用乂厥辟、故一人有事于四方、若卜筮罔不是孚。

公曰、君爽、我聞在昔成湯既受命、時則有若伊尹、格于皇天。在太甲時、則有若保衡。 以下は六臣の功烈を擧げて、召公にも六臣の如くならん

ことを望めるなり、伊は姓にて名を盤といふ、孫子に引けり、尹は正すことなり、伊尹君を輔けて下を正し、を以てかくいふ、尹は恰も官名の如き者なり、尹は會意文字にて、右の手に棒を加へて尹となり、人民を正す意あり、之に口を加ふれば君即ち君となる、これ君は賞罰の權を持てる意なり、格于皇天は、功績天に達し天帝をして感動せしむるをいふ、保衡は伊尹のことなり、保は安ずること、衡は平なることにて、官名の如きものなり、言ふは、周公又曰く、君爽、我聞、昔殷の先王成湯が、既に天命を受けて王たりし時には、則ち此の如き伊尹あり、成湯を輔けて功烈皇天に達し、成湯の孫太甲の時に在りては、此の如き保衡(伊尹)ありて、成湯の遺托

を受けて能く太甲を輔翼したり、

在太戊時、則有若伊陟、臣扈、格于上帝、巫咸又王家。太戊は太甲の

孫なり、伊陟は伊尹の子なり、臣扈巫咸は並に姓名なり、太戊の時にありては則ち

伊陟臣扈の如きあり、伊尹の職に率ひ、太戊を輔翼して王業を隕いらしめ、其の

功烈上帝に達し、巫咸は王家を治めて其の功績二人に次げり、

在祖乙時、則有巫賢、在武丁時、則有若甘盤。祖乙は太戊の孫なり、

巫賢は巫咸の子なり、武帝の時には賢人傳説あり、今之を擧げずして甘盤を擧げ

たるは頗る疑はしきことにて、説は悦の義あり、盤は樂の意あれば、甘盤は傳説の

ことあらんとの説あり、言ふは祖乙の時に在りては則ち此の如き巫賢あり、高宗

武帝の時に在りては則ち此の如き甘盤ありて能く王業を輔翼したり、

率惟茲有陳、保又有股、故殷禮陟配天、多歷年所。六臣皆人臣君に

盡すべきの道に循ひ、陳列すへきの功あり、以て能く有股を保んじ又む、故に殷の

禮は陟りて天と配食し、多く年所を歴たり、所は助字なり、

天惟純佑命、則商實百姓王人、罔不秉德明恤。小臣、屏侯、甸、劓、咸、奔

走。純は大なり、實は富なり、蔡傳に人材と見たるは非なり、百姓は異姓の臣

なり、王人は王の族人にて同姓の臣なり、小臣は微臣と同じ、屏は藩屏なり、言ふは

殷國賢才六臣の如きありて、能く王を輔翼し天に配食するに至る、故に天は惟れ

大に命を祐助し、則ち商國富み昌えたり、異姓の臣下も同姓の臣下も皆其の徳を

秉持し、政事を恤へざることなく、矧んや小臣や藩屏たる侯服甸服の諸侯外に在

りて、王命に服従し奔走するに於てをや、王業の盛なる亦宜ならずや、

惟茲德稱用、又厥辟、故一人有事于四方、若卜筮、罔不是孚。此の

如く群臣皆其の徳を擧げて、其の君の事を治むる故に、天子一たび四方に事ある

時は、天下の民其の至公に出づるを知り、卜筮の吉凶を定むるが如く、是を孚とし

て信ぜざることなし、疑は事の賊とて、君臣の間疑訝の心あれば、百事敗壞す、

公曰、君奭、天壽、平格、保又有殷、有股、嗣天滅威、今汝永念、則有固命、厥

亂、明我新造、邦公曰、君奭、在昔上帝割申勸、寧王之徳、其集大命于厥

躬、惟文王尙克、修和我有夏、亦惟有若、統叔有若、閔天有若、散宜生有

若、泰顛有若、南宮括。

公曰君爽天壽平格保又有殷有股嗣天滅威今汝永念則有固命厥亂明我新造邦。

周公曰く君爽よ天は至公にして平に正しき者には善を興ふ六臣能く平格の實を盡して殷を保じ治しも天命を嗣ぐ紂王に至り暴虐の行多かりしかば天はこれを滅して威光を示されたり今汝君爽永く周室を思はば永く止まり仕へて王命を固うし平格の政を爲さば其の治績は我が新造の邦周室を光明にするに足らん。

公曰君爽在昔上帝割申勸寧王之德其集大命于厥躬。

割は害なり寧王は武王のことともいへど此には文王をいふなり禁傳には武王と見たり武王の時には害を下しことなし文王に害を下しとは羨里の難をいふなり言ふは昔上帝は羨里の難を下し重ねて我が文王の德を勸め王者たるの大命を其の躬に集めて殷に克ち天下を有つの基を開かしめたり。

惟文王尙克修和我有夏亦惟有若虢叔有若閔天有若散宜生有若泰顛有若南宮括。

有夏は中國なり中國を夏といふは夏は草木繁茂して盛大なる象あるより取りて以て中國の文華盛なるに名けし也言ふは文王

庶幾して克く我が有夏を修め和げしも亦惟れ此の如き虢叔あり此の如き閔天あり此の如き散宜生あり此の如き泰顛あり此の如き南宮括ありて能く文王を輔翼せしに由るこれに由りて觀るも君爽の一日も周室の離るべからざること明なりとの意を籠めたるなり。

又曰無能往來茲迪舜教文王蔑德降于國人亦惟純佑秉德迪知天威乃惟時昭文王迪見冒聞于上帝惟時受有殷命哉武王惟茲四人尙迪有祿後暨武王誕將天威咸劉厥敵惟茲四人昭武王惟冒丕單稱德今在予小子旦若游大川予往暨汝爽其濟小子同未位誕無我責收罔昂不及耆造德不降我則鳴鳥不聞矧曰其有能格。

又曰無能往來茲迪舜教文王蔑德降于國人。舜は常なり舜教とは五常の教をいふ蔑は無なり言ふは文王聖と雖ども虢叔以下五人の輔翼して能く往來して茲に舜教に導くこと無くんば德を人民に降すこと難かりしならん。

亦惟純佑秉德迪知天威乃惟時昭文王迪見冒聞于上帝惟時受

尙

有殷命哉。純は大なり、迪は道なり、冒は下より上に達する言なり、言ふは五

人の者大に王命を佐け、徳を秉持し導きて天威の常なく油断すべからざるを知り、文王の徳を明にせし故、其の徳上帝にまで導き見はれ、冒し聞えしむ、此是れ有殷に代り王たるの命を受け嗣ぐ所以なり、

武王惟茲四人、尙迪有祿、後暨武王、誕將天威、咸劉厥敵、惟茲四人、昭武王惟冒、丕單稱徳。

四人とは五人の中一人死したる故なり、蓋し魏叔ならん劉は鎬と同じく殺すことなれども、咸く殺すといふは武王に於てあるまじきことなれば、傍訓の如くかつと訓するを可とす、惟冒の冒は一本には冒とあり、やはり上天に冒進し聞ゆることなり、單は盡なり、言ふは武王の時に至りては一人死して四人となりたれども、この四人の者は尙導きて天祿を保たしめたり、其の後四人の者は武王と心を合せて上帝の威命を奉行し、盡く其の敵殷の紂王及び其黨與に勝ち、武王の徳を昭明にして上天に達し、大に盡く天下の人民をして徳を行ふに至らしめたり、

今在予小子旦、若游大川、予往暨汝、夷其濟、小子同、未、在位、誕無我

責收、罔勗不及。

游は泳なり、游大川は困難なる事業に譬ふ、收は歛なり、言ふは今予小子旦に在りては、成王を輔翼するの困難なること大川を泳ぐか如し、由りて汝君夷と共に成王を濟さん、小子成王は既に位に即けども、未だ幼冲にして位に在らざると同じ、汝大に我を收歛し責むることなかれ、共に勉勵して事に従は、前四人の功に企及せざることなからん、濟は成なり、上に游と云ふ故に濟の字を用ふ、

耆造徳不降、我則鳴鳥不聞、矧曰其有能格。

耆造徳は老成の徳なり、當時周公と召公とは老成人なり、鳴鳥は鳳凰の鳴なり、支那にては太平の世には鳳凰の鳴く聲を聞くといふ言ひ傳へあるなり、言ふは召公止まらず、老成人の徳下民に降らざる時は、我は則ち天下の太平になりて、鳳凰の鳴くを聞くこと能はず、何ぞ矧んや、其の徳天帝にまで聞え至ることを得んや、

公曰、嗚呼、君肆其監于茲、我受命無疆、惟休亦大、惟艱告君、乃猷裕我、不以後人迷。

公曰、嗚呼、君肆其監于茲、我受命無疆、惟休亦大、惟艱。君は召公

爽なり、肆は大なり、言ふは召公よ、大に上文に陳べし所を監みよ、茲に我が周室の天命を受けて王者となりしことは、疆りなく惟れ休美なることなれども、亦艱難の前途に横はるものあり、故に君に於ても心を寛裕にして留り、周室を補翼せよ、私の留り事ふるも他あるにあらず、後人をして其の方向を迷はしめざらん爲なり、故に君に於ても是非留りて王室を輔翼せられよとなり、我不以後人迷を、江聲は我が子孫の爲に、祿位を貪る卑劣心に迷はされて留り事ふるにあらずと説けり、前に説きたるは、蔡傳の説なり、孰れにても通ず、

公曰、前人敷乃心、乃悉命汝作汝民極、曰、汝明勗偶王在、夏乘茲大命、惟文王德丕承、無疆之恤。

昔周公召公と共に武王の遺言を受けしことを引いて召公を止むるなり、前人は武王なり、民極は民の目的標準となるべき中正の徳をいふ、周公曰く前人武王其の心腹を敷いて、汝召公に命じて民の目的標準となるべきものを作らしむ、

曰、汝明勗偶王在、夏乘茲大命、惟文王德丕承、無疆之恤。 偶王は

王と並び立ててこれを輔くるなり、乘は承と同じ、武王召公に命じて、民の目的標準となるべきものを作らしめ、且つ曰く、汝明かに勗めて王と對偶し、之れを輔くるに誠を以てし、茲の天命を承けて又王の舊徳を思ひ、大に疆りなきの憂を負擔せざるべからず、跡は野となれ山となれにては不親切極まることなれば、吳々も止まりて成王を輔けよとなり、

公曰、君告汝朕允、保奭其汝克敬、以予監于殷、喪大否、肆念我天威、予不允、惟若茲誥、予惟曰、襄我二人、汝有合哉、言曰、在時、二人天休滋至、惟時、二人弗戡、其汝克敬、德明我俊民、在讓、後人于丕時、嗚呼、篤棗時、二人、我式克、至于今日、休我威、成文王功、于不怠、丕冒海隅、出日罔不率俾。

保奭は官名を添へて呼び、其責任を重ずるなり、周公曰く、君よ、汝に朕が至誠の情を告ぐ、保奭其れ汝克く敬んで予と與に殷の喪亡大亂に監みて、大に我が天威の畏るべきを思念せよとなり、肆を江聲は長也と訓せり、されど餘り重く見る

は、文義に於て何如にや、

予不允惟若茲誥。予惟曰、襄我二人、汝有合哉。

允は信なり、襄は贊襄

なり、言ふは、予天命を信ぜずんば、惟れ茲の如く誥げんや、予惟れ曰く、成王の政を贊襄するは、我等二人の責任なり、汝能く我と意を合して、共に成王を輔くる所あり、

言曰、在時二人、天休滋至、惟時二人弗戡、其汝克敬德、明我俊民、在讓後人于丕時。

天休滋至は天の休命滋げく至るなり、戡は堪と通ず、俊民は民間に在りて、才徳すぐれし者をいふ、言ふは、今日朝に立ちて成王を輔くるは、我等二人のみなれば、天の休命滋く至りては、我等二人にてはなかく勝ふべくもあらず、此の時に在りては去るなど、いはず、克く徳を敬み、才徳ある者を民間より擧げ、大に盛なるに至りて、これを後人に譲り渡し、初めて退隠せられよとなり、

嗚呼、篤棐時二人、我式克至于今日休。

棐は輔なり、休は大平の世を

いふ、言ふは、君を輔くるに篤き此の我等二人は、今日大平の世に際會せり、

我咸成、文王功于不怠、丕冒海隅、出日罔不率俾。

今日かく盛にな

りしも猶敢て安せず、文王の功を繼ぎくつて怠らざるに成就し、人民を覆冒し、海隅の日出る所までも皆率めて従はざるものなきに至らしめんと希望なればなり、

公曰、君子不惠若茲多誥、予惟用閔于天、越民。公曰、嗚呼、君惟乃知民德、亦罔不能厥初、惟其終、祇若茲、往敬用治。

公曰、君子不惠若茲多誥、予惟用閔于天、越民。

惠は順なり、誥は告

なり、閔は憂なり、越は及なり、言ふは、我れ理に順はずば茲の如く多言するあらず、予は只々天命の終らず、人民の頼る所なきを憂ふるを以てなり、豈に此間に私情あらんや、

公曰、嗚呼、君惟乃知民德、亦罔不能厥初、惟其終、祇若茲、往敬用治。

周公嘆息して曰く、召公踐歷暗練の久しき、惟れ汝民の徳を知悉せん、民と雖

も亦其の初めを能くせざることなし、惟々其の終りあるを貴しとす、君の始め既に盛なり、宜しく終あるべしとの意なり、祇は助語辭にして、言ふは吾か言此に止

る君其れ往き敬んで以て治め、其終りを全うせよとなり、

蔡仲之命

蔡仲は蔡叔の子なり、父蔡叔謀反して廢せられしも、子の蔡仲は賢者なりしかば、周公成王に勸めて舊封に復せり、此の篇は偽古文にて、記す所は其の誥命の辭なり、

惟周公位冢宰、正百工、羣叔流言、乃致辟管叔于商、囚蔡叔于郭鄰、以車七乘、降霍叔于庶人、三年不齒、蔡仲克庸、祗德、周公以爲卿士、叔卒、乃命諸王、邦之蔡。

冢宰は我が國今日の總理大臣にて天子に代りて百官を總ぶる役なり、百工は百官と同じ、羣叔は管叔、蔡叔、霍叔なり、致辟は誅戮するなり、囚は口中に人ある形にて、人を囹圄中に閉ぢ籠むるをいふ、車七乘は車七乘を出す土地にて、方一里許なり、之れを蔡叔の賄料に充つ、不齒は親戚の列に加へざるなり、言ふは武王崩じ、周公冢宰に位し、百官を正したる時、羣叔は民心の動搖するに乗じ、流言を放ちて周室を傾け、已等其權を占めんとせしかば、周公大に怒りて、管叔を商に誅戮し、蔡叔を

郭鄰に囚へ、車七乘の地を以て賄料とし、霍叔を降して平民と爲し、親戚の列に加へず、蔡叔の子蔡仲は父に肖ず、克く常に徳を祗みしかば、周公は之れを擧げて卿士と爲し、蔡叔卒して後、之れを成王に告命して、蔡の舊封に復したり、惟周公位冢宰云々は左傳に出づ、群叔流言云々は金縢及び左傳より出づ、以車七乘は左傳より出づ、三年不齒は周禮大司寇より出づ、以上は序文の如きものにて、周公の公平無私に人を用ひしを稱せるなり、これより以下は詞にて、後世の封冊なり、

王若曰、小子胡、惟爾率德、改行、克慎厥猷、肆予命爾、侯于東土、往即乃封、敬哉。

胡は蔡仲の名なり、猷は道なり、肆は故なり、侯は君なり、東土は蔡なり、言ふは、周公成王の命により之を傳宣せらく、成王には若く曰はれたり、小子胡、惟れ汝は祖文王の徳に率ひ、父蔡叔の如き非行を改め、克く其の道を慎む、故に予汝を命じて再び蔡に君たらしむ、汝往いて其の封土に即き、其の政治を敬めとなり、

爾尙蓋前人之愆、惟忠惟孝、爾乃邁迹、自身、克勤無怠、以垂憲、乃後率、乃祖文王之彝訓、無若爾考之違、王命。

前人は蔡叔なり、遺迹自身は善迹を行ひ之れを身に用ふるをいふ言ふは、汝蔡仲に於ては尙はくは前人の愆ちを蓋ひ隠さは、惟れ忠孝者といふべし、汝は乃ち勉めて善迹を行ひ、之れを身に用ひて、克く勉め怠ること無くして、以て憲を汝の子孫に垂れよ、汝の祖文王の彝訓に率ひて、汝の父蔡叔の王命に違へるが如くなることなかれ、無若爾考之違王命は左傳より出づ、

皇天無親、惟德是輔。民心無常、惟惠之懷。爲善不同、同歸于治。爲惡不同、同歸于亂。爾其戒哉。

皇天は別に親み無く、惟れ徳ある者のみを輔く、民の心は常なく、惟れ恵ある者に懐く、同じ善事の中にも種々の事ありて、同じからざれども、歸する所は治まり、同じ悪事の中にも種々の事ありて、同じからざれども、歸する所は亂にあり、汝其れこれを戒め、善は小なりとも爲さざることなく、悪は小なりとも爲すこと勿れ、皇天無親、惟徳是輔は左傳に周書を引きて是の八字あり、これに由りたるなり、

慎厥初、惟厥終、終以不困。不惟厥終、終以困窮。

惟は思なり、窮は困の極なり、言ふは、其の初めを慎しみ、其の終りを思ふ時は、終身

困めらるゝことなく、其の終りを思はざる時は、終に困窮するに至らん、左傳襄公二十五年に、書曰、慎始而敬終、終以不困、汲冢周書常訓解に、慎微以始而敬終、乃不困とあり、之れ等に由りたるものなり、

懋乃攸績、陸乃四鄰、以蕃王室、以和兄弟、康濟小民。

懋は勉なり、兄弟は同族なり、言ふは、汝の立てし功績を勉め、汝が四鄰の國と親睦し、王家の蕃屏として同姓と和協し、小民を安康濟成せよ、

率自中、無作聰明、亂舊章、詳乃視聽、罔以側言、改厥度、則予一人汝嘉。

率は循なり、自は用なり、中道を循用し、小聰明を作して、舊き典章を亂すこと無く、汝の視聽を詳審にして、偏頗なる側言を以て、其の法度を改むること無くんば、則ち予一人は汝を善みせん、壯年者の弊は、兎角に改革を事とし、紛擾を好むにあり、成王の戒言万世に垂れて愧なかるべし、

王曰、嗚呼、小子胡、汝往哉、無荒棄朕命。

成王曰く、嗚呼、小子蔡仲よ、早く封土に往きて政治を勉め、朕が命令を荒み棄て、再び國を亡す等のことあるべからず、

多方

(五二八)

成王位に即きて後、奄といふ國叛きしかば、之れを伐ちて歸り、多方の士を召して諭したる詔にて、眞古文なり、周書も多方までは殷の人民に對することを書きしものゝみなり、殆んど危かりし周家が、八百年の命脈を保ちしは、主として周公などの盡力に由るなり、

惟五月丁亥、王來自奄、至于宗周。周公曰、王若曰、猷告爾四國多方、惟爾殷侯尹民。我惟大降爾命、爾罔不知。洪惟圖天之命、弗永寅念于祀。惟帝降格于夏、有夏誕厥逸、不肯感言于民。乃大淫昏、不克終日勸于帝之迪、乃爾攸聞。

書

惟五月丁亥、王來自奄、至于宋周。成王政を聽きし翌年丁亥五月、奄を伐ち滅して、奄より歸り宗周に至れり、宗周は鎬京の都なり、
周公曰、王若曰、猷告爾四國多方、惟爾殷侯尹民。我惟大降爾命、爾罔不知。猷は茲になり、四國は四方の國々なり、多方は多くの國々なり、殷侯は諸侯に同じ、殷は多の意なり、尹民は民を正す所の司なり、言ふは周公成王に代

尙

尙

書

り、茲に四國多方の諸侯長官等に告げて曰く、我汝等の罪を正して誅戮すべかりしを特に減刑して其の生命を助けたることは、汝等知らざることなからんとなり、大降爾命を、江聲は大に汝に敎命を降す、汝等之れを畏みて忘るゝことなかれと解けり、かく解く時は此の下より詔の文となるなり、
洪惟圖天之命、弗永寅念于祀。洪は大なり、圖は謀なり、王者は天命を謀り、長く寅みて、祖先の祭祀を念はさるべからず、然るに殷も夏も之れに反せしを以て皆亡滅せり、
惟帝降格于夏、有夏誕厥逸、不肯感言于民。誕は大なり、感は憂なり、夏は天命を謀り、長く寅みて祖先の祭祀も念はざりしかば、天帝は夏徳を監視る爲め降り至り、之を監察せしに、有夏の王に於いては、大に逸豫して政事を勉めず、民を憂ふる言もなかりき、
乃大淫昏、不克終日勸于帝之迪、乃爾攸聞。迪は道なり、有夏の王衆に於いては、昏に憂民の言なきのみならず、大に淫昏して終日天帝の導かれし善道に進むこと能はず、終に亡滅を招きしは乃ち爾等の知る所なり、

(五二九)

厥圖帝之命不克開于民之麗乃大降罰崇亂有夏因甲于内亂不克靈承于旅罔丕惟進之恭洪舒于民亦惟有夏之民叨愆日欽剗割夏邑天惟時求民主乃大降顯休命于成湯刑殄有夏惟天不卑純乃惟以爾多方之義民不克永于多享惟夏之恭多士大不克明保享于民乃胥惟虐于民至于百爲不克開乃惟成湯克以爾多方簡代夏作民主慎厥麗乃勸厥民刑用勸以至于帝乙罔不明德慎罰亦克用勸要囚殄戮多罪亦克用勸開釋無辜亦克用勸今至于爾辟弗克以爾多方享夫之命

厥圖帝之命不克開于民之麗乃大降罰崇亂有夏

麗は附と訓ず

落付ことなり崇は重なり言ふは桀王天帝の命を謀り民の落付くべき基を開くこと能はず内徳を勤めず外民を憂へず乃ち大に嚴刑を民に降し亂を有夏に重ねたり

因甲于内亂不克靈承于旅罔丕惟進之恭洪舒于民亦惟有夏之氏叨愆日欽剗割夏邑天惟時求民主乃大降顯休命于成湯刑殄

有夏

甲は始なり内亂は内變多く淫行に徃るをいふ靈は善なり承は人

民の氣受なり旅はもろくにて人民のことなり舒は茶の誤にて人民を荼毒することなり叨は貪なり愆は怒なり欽は喜び親しむなり言ふは桀王内行の亂るゝに始まり人民の氣受け宜しからず大に人民を恭しきに進めて道に赴かしむることなく大に人民を荼毒し亦人民の貪怒なる者を喜び親しみ夏の邑を剗割する如くに害したり此に於いて天帝は人民の爲に仁君を求めて乃ち大に休命を成陽に降して有夏を刑戮殄滅せられたり

惟天不卑純乃惟以爾多方之義民不克永于多享惟夏之恭多士大不克明保享于民乃胥惟虐于民至于百爲大不克開

純は大

なり義民は賢者なり言ふは惟れ天帝の夏に與へざること大なり乃ち惟れ汝多方の賢者と與に克く多く享くるに永からず以て亡滅に至る惟れ夏の恭しめる多士は大に克く明に保ち民に享くること能はず乃ち皆惟れ人民を虐げ百の爲に至るまで成るとなく上文の所謂民の麗を開くこと能はず是れ畢竟人民の叨愆者を喜び親みしに依るなり

乃惟成湯克以爾多方簡代夏作民主。簡は擇なり、上文の如く有夏の暴虐度なかりしかば、成湯は克く汝多方の擇びにより、夏に代りて人民の主となれり。

(五三二)

慎厥麗乃勸厥民用勸

湯王は此に於いて其の人民の落ち付き依頼する場所を慎み、乃ち其の人民を勸め勉めしめしに、人民は之れに刑りて勸勉するに至れり、凡そ君仁なれば人民亦仁ならずといふとなし。

以至帝乙罔不明德慎罰亦克用勸

かくして成湯より帝乙に至るまで、徳を明にし、刑罰を慎みしかば、人民愛慕畏服して、亦克く勸勉せり、乃ち其の落ち付く所を得たるなり。

要囚殄戮多罪亦克用勸開釋無幸亦克用勸

要囚は罪狀を吟味するなり、言ふは罪狀を吟味して、罪多きは殄戮し、幸無きは釋放し、所謂信賞必罰故に人民歸服し、之れによりて以て克く勸勉せりと成り。

今至于爾辟弗克以爾多方享天之命

然るに今汝の君紂王に至りて、汝多方の臣と與に天帝の命を享受すること能はずして亡滅に至るは、皆紂王

暴虐の致す所に於いて、又如何ともすること能はず。

嗚呼王若曰誥告爾多方非天庸釋有夏非天庸釋有殷乃惟爾辟以爾多方大淫圖天之命屑有辭乃惟有夏圖厥政不集于享天降時喪有邦間之乃惟爾商後王逸厥逸圖厥政不綱蒸天惟降時喪惟聖罔念作狂惟狂克念作聖天惟五年須暇之子孫誕作民主罔可念聽

嗚呼王若曰誥告爾多方非天庸釋有夏非天庸釋有殷

嗚呼は上に附けて讀むを可とす、王若曰嗚呼と書きしはあれども、嗚呼若曰と書きし例なし、故に上に屬するを可とす、之れを下に屬したる説にては、周公且が政を攝せしを、天子の位に即きたるが如く思ひ誤る者あるに依り、此の文字を附け加へて其の誤解を防ぎしなりと雖ども、尙書にかゝる文例なし、庸の字を置きしは意味を重くする爲めなり、言ふは王若く曰く、汝多方の士に誥げ告ぐ、天の有夏を釋てしは心ありてのことにあらず、天の有殷を釋てしは心ありてのことにあらず、

乃惟爾辟以爾多方大淫圖天之命屑有辭

淫は逸なり、屑は猶盡の如し、言は、汝の君紂王に於いては、汝多方を以て大に淫逸の行をせしかば、天命

(五三三)

尙

書

尙

書

を以て之を圖るに其罪惡盡く辭あり、亡滅を免れざる所以なり、

乃惟有夏、圖厥政不集于享。天降時喪、有邦間之。有夏の政を圖る

に天命を享くるとを成就せず、行ふ所皆無道なりしかば、天帝は此の喪亡を降し

て有邦殷をして之れに代らしめたり、間は代なり、

乃惟爾商後王、逸厥逸。圖厥政不蠲烝。天惟降時喪。後王は紂王な

り、獨は潔烝は進なり、言ふは商の後王紂に於いては、安逸に逸豫して民を憂ふる

の心なく、其の政を圖るに潔く善に進まず、故に天帝は此の喪亡を降せり、

惟聖罔念作狂。惟狂克念作聖。天惟五年、須臾之子孫、誕作民主、罔

可念聽。聖人も善を念ふことなき時は狂となり、狂人も克く善を念ふ時は

聖人となる、紂王昏愚と雖ども、亦改過遷善の理あり、故に天未だ遽かに之れを絶

つに忍びず、五年の間武王文王の喪に服すること三年、一旦兵威を示し置きて二

年須ち暇を置きて之れが子孫の善に遷りて大に民の主となるべき時を待ちし

も、紂王は益無道を行ひ、事の念ふなく言の聽くべき無し、

天惟求爾多方、大動以威、開厥顧天。惟爾多方、罔堪顧之。惟我周王靈

承于旅、克堪用德。惟典神天。天惟式教我、用休簡、界殷命、尹爾多方。今

我曷敢多誥。我惟大降爾四國民命。爾曷不忱裕之于爾多方。爾曷不

夾介乂我。周王享天之命。今爾尙宅爾宅、政爾田。爾曷不惠王熙天之

命。爾乃迪、屢不靜。爾心未愛。爾乃不大宅。天命爾乃屑播。天命爾乃自

作不典。圖忱于正。我惟時其教告之。我惟時其戰要囚之。至于再、至于

三。乃有不用我降爾命。我乃其大罰殛之。非我有周秉德、不康寧。乃惟

爾自速辜。

天惟求爾多方、大動以威、開厥顧天。惟爾多方、罔堪顧之。紂既に

念ひ聽くべきことなし、天は此に於いて汝多方の中の賢者に求めて、大に紂を動

すに威を以てせしに、其の天命を顧み代るべき者を手引して開くも、汝多方の中

には天道を顧み總を行ふに堪ふる者なし、

惟我周王靈承于旅、克堪用德。惟典神天。天惟式教我、用休簡、界殷

命、尹爾多方。靈は善なり、尹は正なり、長として諸侯を正すなり、多方中既

に天命を顧みる者なし、此に於て我が周王善く人民の奉戴する所となりて天位

に天命を顧みる者なし、此に於て我が周王善く人民の奉戴する所となりて天位

に天命を顧みる者なし、此に於て我が周王善く人民の奉戴する所となりて天位

に天命を顧みる者なし、此に於て我が周王善く人民の奉戴する所となりて天位

に天命を顧みる者なし、此に於て我が周王善く人民の奉戴する所となりて天位

尙

を嗣き、克く徳政を用ふるに足り、神天の祀を典れり、天は之れを以て我が周王に
教ふるに仁義の如き休美なる道を以てし、多くの中より我が王を擇び出し、殷の
王命を昇へて汝等諸侯の長となし、汝等を正さしむ
今我曷敢多誥。我惟大降爾四國民命。 今我曷ぞ敢て多く誥げんや
我は惟れ大に汝等四國の民命を降し宥めたり、汝等其恩を思ひて、宜しく我が周
に歸服し、善に遷るべきなり、

爾曷不忱裕之于爾多方。爾曷不夾介乂我周王享天之命。 忱は

誠信なり、裕は寛裕なり、夾は夾輔なり、介は實介なり、言ふは、汝曷ぞ汝の多方民を
誠信寛裕に導かず、動もすれば反抗せしめ、又汝曷ぞ周室を夾み輔けて我が周王
の治下に付き治められて、周の天より享けし命を共に享けざるや、

今爾尙宅爾宅、畋爾田。爾曷不惠王熙天之命。 汝叛亂の罪を法に

據りて定むれば、其の宅を濫にし、其の田を收むべきに、今猶汝が宅に安居し、汝が
田を畋ることを得るは、皆我が周の御蔭なり、汝等曷ぞ王命に順ひて天の命を熙
め、汝の産業を鞏固にして、安泰の地を作らざるや、

尙

尙

爾乃迪屢不靜。爾心未愛。爾乃不大宅天命。爾乃屑播天命。爾乃自
作不典圖。忱于正。 迪は導なり、宅は度と普通にてはかるなり、屑は盡なり

播は棄也、言ふは汝を善道に導けども従はず、屢不穩の舉動あり、汝の心には、未だ
周を愛し親まず、又汝等は天命常なき者なるに、之を度りて其の常に善人に與み
するものなるとを度らず、乃ち盡く天命をまき散らし棄て、自ら法度に叶はぬ
行ひを作し、正しき人に誠とし信ぜらるゝことを作さぬは、亦愚の至ならずや、

我惟時其教告之。我惟時其戰要囚之。至于再、至于三。乃有不用我
降爾命。我乃其大罰。殛之。非我有周秉徳不康寧。乃惟爾自速辜。

教告は罪することを見合せて、教へ諭すなり、要囚は亂を作さんとを恐れて、囚人
となし置くとなり、前文には囚人を吟味するに用ひたれども、此にては囚字重
し、再は三監淮夷の叛きし時をいひ、三は成王政に即きし時又叛きしをいふ、言ふ
は我汝等を罪するを好まざるを以て教へ告げ、又其亂を作して自ら亡滅せんこ
とを憐み、囚人したり、然るに汝等に於いては尙其の心を改むるとなく、叛亂再
三に至れり、我が有周汝が命を降宥すも用ひずして叛亂するが如きとあらば、我

尙

は乃ち其れ大に之れを罰し殺さん、これ我が有周の徳を乗ること康寧ならず、動搖を好むに非ずして、乃ち惟れ汝等が自ら罪を速ぐといふものなり、

王曰、嗚呼、猷告爾有方多士、暨殷多士、今爾奔走臣、我監五祀、越惟有、胥伯小大多正、爾罔不克臬、自作不和、爾惟和哉、爾室不睦、爾惟和哉、爾邑克明、爾惟克勤、乃事、爾尚不忌于凶德、亦則以穆穆、在乃位、克閱于乃邑、謀介、爾乃自時洛邑、尙永力、畋爾田、天惟界矜爾、我有周惟其、大介賚爾、迪簡在王庭、尙爾事有服、在大僚。

王曰、嗚呼、猷告爾有方多士、暨殷多士、今爾奔走臣、我監五祀。

猷は發語辭なり、こゝにも訓す、暨は及なり、監は邑の監なり、祀は年なり、殷人の俗に従ひて祀の字を用ゐたるなり、王嘆息していへらく、茲に汝等四方の多士及び殷の多士に告ぐ、今汝奔走して我が邑監に臣として歸服すること已に五年なりと、

越惟有胥伯小大多正、爾罔不克臬。

越は發語辭なり、亦こゝにも訓す、胥伯正は孰れも民を支配する、官名なり、即ち小大の胥伯や、多くの長官なり、一

本に胥伯を胥賦に、多正を多政に作りあれども、孔傳蔡傳ともに胥伯多正となり居れば強ひて改むるに及ばず、臬は法也、言ふは茲に小大の胥伯及び衆多の正あり、汝等に於いては克く其の職に力を盡して法度を守るとを克くせずといふことなかれ、

自作不和、爾惟和哉、爾室不睦、爾惟和哉、爾邑克明、爾惟克勤、乃事、小大多正自ら不和を作さば、汝等有方の多士に於いては之れを和睦せしめよ、汝等の室家和睦せずんば、亦之れを和睦せしめよ、汝の邑克く明に和睦して、而して後初めて汝は職事を勤めたりと謂ふべし、

爾尙不忌于凶德、亦則以穆穆、在乃位、克閱于乃邑、謀介。

尙は庶幾なり、穆穆は和敬なり、汝庶幾くは自ら忌みて凶德に入らず、亦乃ち和敬を以て汝の位に在り、克く汝の邑の賢者を閱して、己れの輔けとせんことを謀れ、

爾乃自時洛邑、尙永力、畋爾田、天惟界矜爾、我有周惟其大介賚爾、迪簡在王庭、尙爾事有服、在大僚。

汝は乃ち此の洛邑よりして、庶幾くは永く力めて汝の田を耕せ、かくすれば天は惟れ幸を與へて汝を矜憐せん、我が

有周に於いても大に輔けて汝に賚錫し、且つ道を擇びて朝庭に在らしめん、庶幾くは汝事とし職務とするにありて大官と爲るとを得ん、

王曰、嗚呼、多士、爾不克勸忱、我命、爾亦則惟不克享、凡民惟曰不享、爾乃惟逸、惟頽、大遠王命、則惟爾多方探天之威、我則致天之罰、離逃爾土、王曰、我不惟多誥、我惟祗告爾命、又曰、時惟爾初不克敬于和、則無我怨、

王曰、嗚呼、多士、爾不克勸忱、我命、爾亦則惟不克享、凡民惟曰不享、爾乃惟逸、惟頽、大遠王命、則惟爾多方探天之威、我則致天之罰、離逃爾土、終に臨て王歎見して曰く、多士よ汝我が命を相勸めて誠とし信ずること能はずんば、汝も亦天の祚を享くこと能はず、凡ての民亦汝等治効の祚を享くこと能はず、汝等は乃ち放逸偏頗にして大に我が命に違はし、則ち惟れ汝多方の士に於いては、自ら天の威罰を招き取るなり、我に於ても已むなく天意を奉じて、其の威罰を致し、爾等をして其の安んじ居る所の宅地や耕す所の田地と離れ違さからしむるの止むを得ざるに至らんとなり、

王曰、我不性多誥、我惟祗告爾命、王曰く、我は惟れ徒らに多く誥ぐる者にあらず、敬みて汝等に天命のある所を告ぐる迄のことなり、

又曰、時惟爾初不克敬于和、則無我怨、又曰く、汝等に於て初め和順といふことが出来ざるを以て土地を徙しなどせるなり、汝等自ら爲せることなれば、其の行を改むるに於いては、再ひ舊地に歸らしむべし、我を怨むとなかれ、此の篇文理通暢ならず、錯簡脱帖ある者の如く、又一人の手に成りしものにあらざるが如くなれども、姑く舊説の參酌せしと此の如し、

立政

此の篇は周公政を成王に還し、之れと同時に賢人を得て先王の遺緒を繼ぎ、治績を擧げられんことを諄々教誨されしなり、古文今文皆有り、

周公若曰、拜手稽首、告嗣天子、王矣、用咸戒于王、曰、王左右常伯、常任、準人、綴衣、虎賁、周公曰、嗚呼、休茲、知恤、鮮或、古之人、迪推有夏、乃有室大競、麟、俊、尊上帝、迪知忱恂于九德之行、乃敢告教厥后、曰、拜手稽首、后矣、曰、宅乃事、宅乃牧、宅乃準、茲惟后矣、謀面用丕訓德、則乃宅人、茲

乃三宅無義民。桀德惟乃弗作往任。是惟暴德罔後。亦越成湯陟丕釐。上帝之耿命。乃用三有宅。克即宅。曰三有俊。克即俊。嚴惟丕式。克用三宅。三俊其在商邑。用協于厥邑。其在四方。用丕式見德。

周公若曰。拜手稽首。告嗣天子。王矣。若曰とは周公の言を史官が録したるなり。王矣は君矣と同じ句法にて。王道の要を告ぐる詞と見る可きなり。嗣天子と續け讀みにせざるを可とす。

用威戒于王曰。王左右常伯常任。準人綴衣。虎賁。周公曰。嗚呼。休茲知恤鮮哉。用は帥なり。威は皆にて。群臣のことなり。常伯常任準人は殷末

周初の官名にて。三公の如き者なり。綴衣は衣服を掌る官なり。虎賁は宮門を護る武官なり。周公群臣を帥めて。成王を戒め曰はるゝには。王の左右に在る常伯常任準人綴衣虎賁は皆休美なる官にて。尤も任用を謹むべき者なるが古より之れを憂恤する者鮮し。人君たる者の宜しく注意すべきことなり。

古之人迪惟有夏。乃有室大競。籲俊尊上帝。迪知忱恂于九德之行。迪は踏なり。有室は卿大夫也。競は競ひて勉強するなり。籲は呼なり。俊は俊傑の俊

にて。才智の衆に過ぐるをいふ。忱恂は誠信なり。九德は卑陶謨に見えたり。言ふは高官を任用するに憂恤されしは。唯古の道を踏み行ふ人。惟れ有夏の禹王なり。當時の卿大夫皆競うて勉強し。君臣相一致し。世の中の俊才を呼び集めて。上帝を尊び。九德の行を踏み知り。誠信ありたり。

乃敢告教厥后曰。拜手稽首。后矣。曰宅乃事。宅乃牧。宅乃準。茲惟后矣。謀面用丕訓德。則乃宅人。茲乃三宅無義民。宅は居なり。其の職

に安ずるなり。事は常任なり。牧は常伯なり。準は準人なり。謀面は禁暴の石經に亂謀に作る從ふべし。丕は不に讀み代ふるを可とす。義は集註音疏儀に作る。乃ち九德を踏み行ふ高官の者共は。其の君に告げ教へて曰く。高官の任用を憂恤して各々其の人を得。其の職に安んぜしむるは。惟れ君たる者の職なり。若しも之れに反して亂謀の輩を任用し。德に訓はざる人を位に居く時は。茲れ汝の常伯常任等は。其の人を得ずして。民の儀範とするに足らざるに至らん。

桀德惟乃弗作往任。是惟暴德罔後。其の後桀王暴虐にして。往昔先王の任用に憂恤されしが如き行なく。只暴德の人を之れ用みしかば。終に滅亡し

て後なきに至れり、

尙

亦越成湯陟丕釐上帝之耿命乃用三有宅克即宅曰三有俊克即俊嚴惟丕式克用三宅三俊其在商邑用協于厥邑其在四方用丕式見德。耿命は光命なり三有俊は洪範に見えたる剛柔正直の人なり言ふは任用を憂恤されしは獨有夏の禹王のみならず成湯の位に陟るに及んでも大に任帝の光命を釐め乃ち常伯常任準人等を用ひて克く其の位に即き安んじ三有俊は克く其の後事に就き嚴に思ひ大に法り克く三宅三俊を用ふるを以て其の近き商邑に在りては三宅三俊の道を用ひて其の邑を協和し其の遠き四方に在りては此の大法を用ひて其の聖徳を見し遠近皆其の徳に化せり、

嗚呼其在受德啓惟羞刑暴徳之人同于厥邦乃惟庶習逸徳之人同于厥政帝欽罰之乃伴我有夏式商受命奄旬万姓亦越文王武王克知三有宅心灼見三有俊心以敬事上帝立民長伯立政任人準夫牧作三事虎賁綴衣趣馬小尹左右攔僕百司庶府大都小伯藝人表臣百史太史尹伯庶常吉士司徒司馬司空亞旅夷微盧烝三亳阪尹文

書

尙

王惟克厥宅心乃克立茲常事司牧人以克俊有徳文王罔攸兼于庶言庶獄庶慎惟宥司之牧夫是訓用違庶獄庶慎文王罔敢知于茲亦越武王率惟敕功不敢替厥義徳率惟謀從容徳以並受此丕丕基。嗚呼其在受德啓惟羞刑暴徳之人同于厥邦乃惟庶習逸徳之人同于厥政帝欽罰之乃伴我有夏式商受命奄旬万姓。受は紂の字なり啓は強なり伴は使なり奄は大なり旬は治なり周公歎息して曰く殷の紂王受到於いては暴虐の徳強くして刑罰を羞め徳を暴する人と其の邦を同じくし諸々安逸の徳に習ふ人と其の政を同じくす是に於いて上帝欽んで我をして此の中夏を有たしめ商の嘗て受けたりし命を承けて大に天下万姓を始めしむるに至れり、

書

亦越文王武王克知三有宅心灼見三有俊心以敬事上帝立民長伯。上文説く如く夏殷の先王のみならず我が文王武王に於いても克く三有宅の心を知り灼かに三有俊の心を見て以て敬んで上帝に事へ民の爲に長伯を立てられたり、

立政、任人、準夫、牧、作三事。

文武の道亦禹湯に法り、政を立つるに任人、準夫、牧の三官を置き、天地人の三つの重き事を司らしむ、此の官は三宅などに相當して、後世にいふ三公なり。

虎賁、綴衣、趣馬、小尹、左右攜僕、百司、庶府。

虎賁は近衛の武官なり、綴衣は服器を掌る官なり、趣馬は馬を掌る官なり、小尹は十人長二十長などの官なり、左右攜僕は左右に在りて器物などを携持する官なり、百司庶府は天子に六府とて六つの府庫あり、これを掌る官なり。

大都、小伯、藝人、表臣、百司、太夫、尹、伯、庶常、吉士。

大都小伯は大都小都の伯なり、藝人は技藝の官なり、表臣百司は表向に任ふる官なり、太史は史官の長なり、尹伯は役人頭なり、以上常德ある吉士にあらざるはなしとなり。

司徒、司馬、司空、亞旅。

司徒は邦教を主り、司馬は軍政を主り、司空は土木を主る、亞は亞卿旅は衆大夫なり、以上は諸侯の官なり、他を略したるは、天子の官と通ずればなり。

夷徼、盧、烝、三毫、阪、尹。

夷は周に屬せし遠方の未開國なり、尹は頭なり、古

尙

書

尙

書

危険の地へは王官を派し五服の間に參錯して之れを治めしむ、言ふは夷國の徼盧の君や三毫阪の尹に至るまで、皆其の人を得たりとなり。

文王惟克厥宅心、乃克立、茲常事司牧人、以克俊有德。

文王惟

れ克く心を善を舉げ惡を遠くことに用ふ、宅心は猶ほ居心といふ如し、克く常事司牧等の人を立て、克く俊徳ある者を登用せり。

文王罔攸兼于庶言、庶獄庶慎、惟有司之牧夫、是訓用違。

文王は

毀譽の衆言や、諸の刑獄のことや、衆人の慎むべきこと等は兼知せず、有司牧夫の任用を慎むのみ、而して有司たる者は能く上意を奉じ、民をして上の法を用ひて違はざること教ふ、一體政を立つるには善人を登用して之れに委任し、其の成功を責むべきものにて、政務官か事務官の權限内にまで立ち入る様にては、叢脞とてうるさき政治となり、真正の治を望むべからず。

庶獄庶慎、文王罔敢知于茲。

上文いへるが如く、善人を得て専ら之れ

に任ずるを以て、文王に於いては敢へて之れを與り知ることなし。

亦越武王、率惟敕功、不敢替厥義德、率惟謀從容德、以並受此丕丕。

基。 救は撫安なり、義徳は義徳の人にて撥亂反正の才あるをいふ、容徳は容徳の人にて休々として善を樂しむ量あるをいふ、言ふは、文王のみならず、武王に及んでも、文王の天下を撫で安んじたる功に循ひて、敢へて義徳の人を替へず、文王の遺謀に循ひて、容徳の士に従ひ、文王と相並びて、此の丕丕と大なる王業の基を嗣ぎて、益鞏固にせられたり。

嗚呼、孺子王矣。繼自今、我其立政、立事、準人、牧夫、我其克灼、知厥若、丕乃俾亂、相我受民、和我庶獄、庶愼、時則勿有間之。自一話一言、我則末惟成徳之彥、以乂我受民。嗚呼、予且已受人之微言、咸告孺子王矣。繼自今、文子文孫、其勿誤于庶獄、庶愼、惟正是乂之。

嗚呼、孺子王矣。繼自今、我其立政、立事、準人、牧夫、我其克灼、知厥若、丕乃俾亂、相我受民、和我庶獄、庶愼、時則勿有間之。 孺子は成王をさす、灼は明なり、若は順なり、亂は治なり、勿有間之は王充論衡には物有間之に作る、孔傳には間を代に訓めり、從ふべし、言ふは、周公更に端を起し、歎息して孺子成王よと呼びかけ曰はるゝには、汝今より文武の遺業を受け、繼ぎ、政を立つる大

臣事を立つる小臣及び準人、牧夫が其の克く從順なることを明かに知り、大に乃ち治め使めて我が文武より受けたる民を輔け、我が庶獄、庶愼の者どもを和け、克く其の職に堪ふる者をは輕く、しく更代せしむることなかれ、

自一話一言、我則末惟成徳之彥、以乂我受民。 末は終なり、惟は思なり、彥は美徳を備ふる士也、言ふは、立政の根本は任用を憂恤するに在ること、故一話一言の間と雖ももの、此事を忘るゝことなく、終に成徳の美士を思ひて、以て我が文武より受けし民を治めざるべからず、

嗚呼、予且已受人之微言、咸告孺子王矣。繼自今、文子文孫、其勿誤于庶獄、庶愼、惟正是乂之。 微言は臣下より申し出づる善言なり、文子

文孫は女王の孫、武王の子といふ意味にて、成王のことなり、惟正は孔傳には下の是字と續けて、正是と讀み、又或る説には正しき人と見たれど、正字一字にてかく訓むは如何はしく思はる、言ふは周公更に歎息して曰はるゝには、予且に於いては已に臣下より申し出でたる善言をば皆孺子成王に告げたり、今より先王の遺業を繼ぐ所の文子文孫たる成王に於いては、庶獄、庶愼を誤ることなく、惟誤りを

正すといふことを以てして、是れを治めよとなり、
 自古商人亦越我周文王立政立事牧夫準人則克宅之克由繹之茲
 乃俾乂國則罔有立政用儉人不訓于德是罔顯在厥世繼自今立政
 其勿以儉人其惟吉士用勸相我國家今文子文孫孺子王矣其勿誤
 于庶獄惟有司之牧夫其克詰爾戎兵以陟禹之迹方行天下至于海
 表罔有不服以觀文王之耿光以揚武王之耿光以揚武王之耿光以揚
 政其惟克用常人周公若曰太史司寇蘇公式敬爾由獄以長我王國
 茲式有慎以列用中罰

自古商人亦越我周文王立政立事牧夫準人則克宅之克由繹之
 茲乃俾乂。古夏の禹王より殷の湯王を経て我が周の文王に及ぶまで、政
 を立て事を立つる牧夫、任人は則ち克く其位に居き、克く用ひて、賢才を尋釋して、
 其の才を盡さしめ、民を治めしむ。
 國則罔有立政用儉人。不訓于德、是罔顯在厥世。繼自今立政、其勿
 以儉人。其惟吉士、用勸相我國家。儉人はねぢけて徳に従はざる人

にて、佞人のことなり、訓は順なり、勸は勉なり、夏殷の國は政を立つるに佞人を用
 ふることなし、佞人は徳に順はず、是れを以て其君の名を顯はすこと能はず、今よ
 り文武の遺業を繼く所の成王に於いては、政を立つるに佞人を以てするとなさ、
 其れ惟れ吉士を登用し、以て相勉めて我が周の國家を輔けしめよ、
 今文子文孫孺子王矣。其勿誤于庶獄、惟有司之牧夫。今文王の
 孫、武王の子たる孺子成王は王たり、庶獄は民命に關する所なれば、能く注意して
 其の法を誤ることなく、惟れ有司の牧夫を監督して其の職を盡さしめよ、
 其克詰爾戎兵、以陟禹之迹、方行天下、至于海表、罔有不服、以觀文
 王之耿光、以揚武王之耿光。詰は治なり、方行は普く巡るなり、海表は
 四海の外なり、支那は南北より外は海なきも、海は晦と通じ、遠くして晦暗なりと
 いふ意に取りしなり、耿光は徳なり、大烈は業なり、今は太平の世となりたれば、汝
 の戎兵を治めて取り片づけ、以て禹王の治めし舊迹に陟り、天下を方行して海表
 の遠き所にまで至り服従せざることなく、以て文王の耿光を觀し、以て武王の大
 烈を揚ぐるは、汝成王の宜しく務むべき所なり、

嗚呼、繼自今後王立政、其惟克用常人。嗚呼、今より後文武の子孫たる我が周家の後王に於いては、其れ惟れ常徳ある人を用ひて、文武の建てられし大業を失墜すること勿れ。

周公若曰、太史司冠、蘇公式敬、敬由獄、以長我王國。茲式有愼、以列用中罰。蘇公名は忿生、武王の時司冠たり、周公太史に告げて曰く、太史に於いては、蘇公が獄を愼みしことを簡冊に書し、汝が用ふる所の獄を愼み以て長く我が王國に施行せしめ、後世の者之れに法り、愼みて條列して罪狀を考へ、寛嚴宜しきを得たる罰を用ひ、民をして長く其の慶に由らしむるに至らん。

周官

此の篇は偽古文にて成王が諸役人を教へ導きし辭に擬せしなり、周の官職を書けるものには周禮ありて大に備はり、天官地官春夏天冬に分ち、三百六十の屬官あり、周官は百官に教へしことを書きしものなるが周禮とは大に異なり、されど簡丈は能く通り居る篇なり。

惟周王撫万邦、巡侯甸、四征弗庭、綏厥兆民、六服群辟、罔不承德、歸于

宗周董正治官

此の一節は周官を作りし來歴を述べたるものにて序文なり、侯甸は侯服、甸服とて都以外千里の地なり、弗庭は來朝せざる者をいふ、不直とも解す、庭は平なるものなれば、正直等の意あれども、こゝにては朝廷に歸服せざる者と見る方可なり、天子の民を兆民といひ、諸侯の民を万民といふ、此に兆民といひしは偽古文の偽古文たる所以なり、されば此は只人民といふ意なり、六服は侯、甸、男、采、衛の五服、畿内を合せていふ、群辟は諸侯なり、宗周は天下の宗とする所の周にて、都の義なり、舊都なりともいへど、鎬京の新都なりといふ説是なり、治官は天下を治むる六官なり、言ふは惟れ周王萬邦を撫で安んじ、侯服甸服の國々を巡廻し、四方の歸服せざるものを征服し、其の人民を綏撫し、六服の諸侯周王の徳を承けざる者なし、宗周に歸りて六官を董正したり、六服承徳の四字は子華子北宮意篇より出づ、
王曰、若昔大猷、制治于未亂、保邦于未危。

大猷は大道なり、昔大道の行はれし時の若きは、治を未だ亂れざるに制止し、國を未だ危からざるに保持し、總て禍亂を未萌に防ぎたり。

曰、唐虞稽古、建官惟百。內有百揆、四岳。外有州牧、侯伯。庶政惟和、萬國咸寧。夏商官倍、亦克用乂。明王立政、不惟其官、惟其人。

(五五四)

唐虞は唐堯虞舜なり、百揆は揆の謀にて、今日の總理大臣なり、四岳は四方の岳を司る族頭なり、其の人なければ一人のことありしより、一人なりとの説あれども、非なり、州牧は二州毎の大名頭にて、十二州に分れし時は十二牧といへり、侯伯は大名中の頭なり、五國の長たる時もあり、言ふは唐虞の世にも、古を考へて、漫に私智を用ひず、古に倣ひて百官を建て、内に百揆四岳等の官あり、外に州牧侯伯等の官あり、以て内外一致もろくの政惟れ和き、万感皆安寧なりき、夏商の世の官は唐虞に倍せり、これ世變り、人民増殖して、事繁くなりし爲なり、而して夏商の世も、克く賢者を用ひて國を治めたり、古の明王政を立つるに、官を重んぜずして、賢人を得るを重しとし、其人なければ官名のみを存するとあり、後世の如く人の爲に官を設くるが如きことは決してなかりしなり。

今予小子祗勤于德、夙夜不逮、仰惟前代、時若訓迪、厥官。

今予小子成王に於いては、祗んで徳を勤めて夙夜すれども及ばざる所あるが如

立、大師、太傅、太保、茲惟三公。論道、經邦、變理、陰陽、官不必備、惟其人。

く、惟の前代唐虞夏殷の法に仰ぎ従ひ、其の官人どもを訓へ導きて、其立つる所の官職を實踐し、敢て職務を曠廢すべしとなし。
大師は天子の師範役なり、太傅は其の徳義を傳くるなり、太保は其身を保安するなり、以上を三公といふ、三公を立つるは此に始まりしにはあらざれども、立て、周家の定制とせしは此に始まりしなり、此の三公は治道を論議し、邦家を經緯し、陰陽を和らげ理むる官にて、必ずしも其數を備ふものにあらざ、賢徳ある人を得て始めてこれに任ずるなり、故に賢徳の人なければ則ち闕く、故に太政大臣を則闕の官とは申すなり。

少師、少傅、少保、曰、三孤、貳公、弘化、寅亮、天地、弼予一人。

三孤は三公の下に位す、孤は孤卿といひて、多くの太夫よりも特別の待遇を受くるなり、貳公とは三公の欠けたる時は其の副貳となるをいふ、言ふは三公の下には少師、少傅、少保の三官ありて、之れを三孤といひ、三公に副貳して治道を輔け、教化を弘大にし、天地の大道を明かにして、予一人を輔弼すとなり。

(五五五)

冢宰掌邦治、統百官、均四海。

(五五六)

冢宰は天官冢宰として六官中の首に位す、周禮に天官の卿治官の長を冢宰と爲す、内は百官を統べ、外は四海を均くすとあり、冢は頂と通ず、山の頂は天に次ぎて高きもの故、天子に次ぎて尊きをいふなり、天下を調理する官にて、我が國今日の總理大臣の如きものなり、均は租税のことに用ふることも多けれども、此にては平治の義なり、周禮によれば、天官冢宰は總理大臣にして、大藏大臣を兼ねる如き官なり、勿論一國を治めんには經濟のことを詳にせざるべからざるものにて、大學にも始に治國平天下を説き、終に財政のことをいへり、故に四海の財政を平均すと説くも可ならんが、作者の意は然らざるなるべし。

司徒掌邦教、敷五典、擾兆民。

司徒は我が文部大臣に當る、地官司徒の官なり、徒は多くの人をいふ、多くの人を取り扱ふには、教育を以て基礎とせざるべからず、故に冢宰に次ぐに此官を以てす、五典は五常の教なり、擾は馴なり、言ふは、司徒は冢宰に次ぎて、邦家の教育を掌り、五常の教を布き、兆民を馴擾す、又司徒は此の五典の外十二教を掌る、一には祭

祀の禮を以て人心をひきしむ、これ所謂報本反始の禮なり、二には客禮を以て謙讓の徳を教へ、三には陰禮を以て親族相互の交際を教ふれば、民怨まず、四には音樂を以て民心を和げ、五には禮を教へて、僭越なることなからしめ、六には風俗を以て、あちつかしめ、七には刑を以て、誅を教ふれば、民暴ならず、八には信を以て、恤を教へ、九には節度を以て、足ることを知らしめ、十には世間の事業を以て、能を教へ、民をして職を失はざらしめ、十一には賢徳ある者に爵を與へて、民をして徳を尊ばしめ、十二には効勞ある者には、祿を與へて、之れを獎勵す。

宗伯掌邦禮、治神人、和上下。

宗伯は春に屬する官なり、宗廟の長官なるが故に、宗伯といふなり、邦家の禮義を掌り、天神地祇人鬼の事を治め、上下尊卑の等列を正し、人々をして己れの分を知らしめ、隨て争を止め、相和睦せしむ、我が邦の神祇官の如きものなり。

司馬掌邦政、統六師、平邦國。

司馬は夏に屬する官なり、軍奉行にて、我が國今日の陸軍大臣なり、政は正なり、正しからざる者を正すをいふ、當時兵農一致の制にて、引馬は年貢運上を取り立て、

(五五七)

軍事を統督せしなり、六師は六軍なり、天子は六軍諸侯は三軍との制あるなり
司寇掌邦禁、詰姦、懲刑、暴亂。

司寇は秋に屬する官にて、司法官なり、邦の法令禁制を掌り、姦邪宿隱の者を詰責し、強暴にして亂を作す者を刑戮す、

司空掌邦土、居四民、時地利。

司空は冬に屬する官なり、空は穴の義にて、古は人民穴居せしを以て、人民の居所を安定する役名に取りしなり、司空は周禮には欠けて考工記あり、言ふは、司空の職は邦土を掌り、四民を安んじ、地利に由り時候に順ひ、百穀を生養せしむる官なり、土地は能く万物を吐き出す、故に土といふ、

六卿分職、各率其屬、以倡九牧、阜成兆民。

以上冢宰、司徒、宗伯、司馬、司寇、司空の六卿は職を分ちて、其の屬を率ゐ、以て九州の牧伯を倡道し、大に兆民の生業を寛厚にせり、

六年五服一朝。又六年王乃時巡、考制度于四岳、諸侯各朝于方岳、大明黜陟。

六年に侯、甸、男、采、衛の五服一たび入朝し、後六年即ち十二年目に當り、王は自ら春は東、夏は南、秋は西、冬は北といふ如く、時を定めて巡狩し、制度禮法を四岳の下に考正し、諸侯は各其方岳の下に朝して、治蹟を考へ、大に黜陟の道を明にす、

王曰、嗚呼、凡我有官君子、欽乃攸司、慎乃出令、令出惟行、弗惟反、以公滅私、民其允懷。

有官君子は太夫以上をいふ、君子といふ語は、古くは在上者の稱にして、轉じて有徳者の稱となれり、言ふは、成王嘆息して百官に告げて曰く、嗚呼、凡我が有官の君子は汝の司る攸を欽み、汝の號令を出すことを慎め、號令一度出では惟れ行ふこととは輪言汗の如しといへる如く、跡もどりすることなかれ、公明の心を以て私情を滅すに至らば、民は其れ允に懷服するに至らん、

學古入官、議事以制、政乃不迷、其爾典常、作之師、無以利口、亂其官、蓄疑敗謀、怠忽荒政、不學牆面、莅事惟煩。

學古とは、仕官する者は、官學として、律令等を學ぶ學あり、典常は周室の憲法なり、牆面は眼の前に牆を築きし如く、一寸先は闇なるをいふ、これに反し、古を學ばば、坐

〔五六〇〕
して海外万里の事を知ることを得べし言ふは古を學びて官に入り、事を議するには制度を以て標準とすれば政治迷亂の患なく、周室の憲法を師として、利口辯佞さかしらをして其の官を亂ることなく、疑を蓄ふれば謀を敗り、怠りて忽にする時は政を荒廢し、學ばざる時は面前に牆を築きし如く、事に莅んで只々煩はしきものなれば、よく注意して疑はず、怠らず、古を學びて政治に勉むべしとなり、牆面の二字論語に出づ、其他論語左傳等より引きたる所多き様思はる。

戒爾卿士功崇惟志業廣惟勤惟克果斷乃罔後艱。

成王前言を反覆し、卿士を申戒して曰く、功の崇大なるは惟れ志の大なるに由り、業の廣きは惟れ勤むるに由る、惟れ克く事を處するに果斷なれば後艱あることなし。

位不期驕、祿不期侈、恭儉惟德、無載爾僞、作徳心逸、日休、作僞心勞、日拙。

位貴ければ期せずして驕り、祿高ければ期せずして侈るものなれば、在上者たる者は恭儉を惟れ徳とし身に體すべし、汝の僞を事とし行ふこと勿れ、恭儉にして

徳を行はば、心逸豫して其名日に美しく、之れに反して、僞を行はば、心勞苦して事は日に拙劣となるなり。

居寵思危、罔不惟畏、弗畏入畏。

寵を極めて位貴く祿高ければ、危きを思ひて畏れ慎むべし、若し畏れ慎まざれば、却つて災厄に遇ひ、畏れざるべからざる境遇に至る、故に戦々兢兢として深く畏るべきなり。

推賢讓能、庶官乃和、不和政厯、舉能其官、惟爾之能、稱匪其人、惟爾不任。

厯は獸毛の交れることにて、厯雜にして亂るゝことなり、稱は推舉することなり、言ふは、官位高ければ自ら安んじて、言路を塞ぎ、賢者能者を忌み、只其人の聞ゆる有るを恐るゝ如きは、賊に小人の事なり、先、上位に在る者は、獨り自ら安んぜずして、成るべく賢者を推し上げ能者に讓るときは、百官は之れに服して和睦すべし、若し之れに反し、和睦せざれば、政事厯雜の弊に陥るべし、其の官に適當せる能者を登用するは、惟れ汝の自ら能者たる地位に在ると同じきなり、其の人にあらず

して海外万里の事を知ることを得べし言ふは古を學びて官に入り、事を講ずるには制度を以て標準とすれば政治迷亂の患なく、周室の憲法を師として、利口辯佞さかしらを以て其の官を亂ることなく、疑を蓄ふれば謀を敗り、怠りて忽にする時は政を荒廢し、學ばざる時は面前に牆を築きし如く、事に莅んで只々煩はしきものなれば、よく注意して疑はず、怠らず、古を學びて政治に勉むべしとなり、牆而の二字論語に出づ、其他論語左傳等より引きたる所多き様思はる、

戒爾卿士功崇惟志業廣惟勤惟克果斷乃罔後艱

成王前言を反覆し、卿士を申戒して曰く、功の崇大なるは惟れ志の大なるに由り、業の廣きは惟れ勤むるに由る、惟れ克く事を處するに果斷なれば後艱あることなし、

位不期驕祿不期侈恭儉惟德無載爾僞作德心逸日休作僞心勞日拙

位貴ければ期せずして驕り、祿高ければ期せずして侈るものなれば、在上者たる者は恭儉を惟れ徳とし身に體すべし、汝の僞を事とし行ふこと勿れ、恭儉にして

居寵思危罔不惟畏弗畏入畏

徳を行はば、心逸豫して其名日に美しく、之れに反して、僞を行はば、心勞苦して事は日に拙劣となるなり、
寵を極めて位貴く祿高ければ、危きを思ひて畏れ慎むべし、若し畏れ慎まざれば、却つて災厄に遇ひ、畏れざるべからざる境遇に至る、故に戦々兢兢として深く畏るべきなり、

推賢讓能庶官乃和不政厯舉能其官惟爾之能稱匪其人惟爾不任

厯は獸毛の交れることにて、厯雜にして亂るゝことなり、稱は推舉することなり、言ふは、官位高ければ自ら安んじて言路を塞ぎ、賢者能者を忌み、只其人の聞ゆる有るを恐るゝ如きは、誠に小人の事なり、先、上位に在る者は、獨り自ら安んぜずして、成るべく賢者を推し上げ能者に讓るときは、百官は之れに服して和睦すべし、若し之れに反し、和睦せざれば、政事厯雜の弊に陥るべし、其の官に適當せる能者を登用するは、惟れ汝の自ら能者たる地位に在ると同じきなり、其の人にあらず

る不能者を推舉するは、惟れ爾が其の任に堪へざると同じきなり、

王曰、嗚呼、三事暨大夫、敬爾有官、亂爾有政、以佑乃辟、永康兆民、万邦惟無斁。

三事は立政の三事なり、有官有政の有は、賁助なり、亂は治なり、斁は厭なり、成王終に臨みて、更に前言を繰り返し、大要を撮みていへる様、嗚呼、三事及び大夫に於ては、汝の官職を治めて、以て汝の君を助け、永く兆民を康せば、万邦惟れ厭ふことななく、我が周室の徳を慕うて、永く歸服するに至るべし、此れ汝等に望む所なりと、

君 陳

此の篇亦偽古文なり、鄭玄の注に、君陳は周公の子にして、伯禽の弟なりとあり、果して然りとせば、篇中今少しく周公の語を引くべき筈なるが、これ無きは疑はし、然し偽古文のことなれば、深く穿鑿するの要なし、

王若曰、君陳、惟爾令德、孝恭、惟孝友于兄弟、克施有政、命汝尹茲東郊、敬哉。

周公親ら般の頑民を監せしが、既に歿して後、成王君陳をして、代りて之れを監せ

しめ、發するに臨みて、此の言を以て君陳を諭したるなり、王若曰は、史官成王の言を録したるを以てかくいへるなり、令德は親に孝にして、他人に對して恭敬なるをいふ、孝恭は令德の解釋なり、東郊は鎬京なり、尹は我が維新前の京都町奉行、大阪城代などの如く、近畿諸國を司る役なり、言ふは、成王はかく曰はれたり、君陳よ、足下は令徳ありて、父母に孝に、他人に對しては恭敬なり、惟れ孝徳は万善の本にして、万事に及ぼし、兄弟には友情篤く、政治に施せば國を和ぐことを得べし、足下、今此の令徳あるを以て、命じて此の東郊に尹たらしむ、宜しく君命を奉じて、般の頑民を教訓すべしとなり、惟孝の上に論語には孝乎の二字あり、作者之れを引き、て此篇を書ける時、此の孝乎の二字を脱したるものならん、

昔周公師保万民、民懷其德、往慎乃司、茲率厥常、懋昭周公之訓、惟民其乂。

師保は師匠保母なり、厥常は周公の立て置かれし其の常法なり、又は治なり、言ふは、昔周公は万民の師匠となりて教へ導き、万民の保母となりて愛し育くみしを以て、民其の徳に懐けり、今汝行きて汝の司を慎み、茲に周公の立て置かれし常法

に率ひ懲めて周公の訓を昭にせば、惟れ民は益々周家の徳に歸服して、治を致さ

我聞曰、至治馨香感于神明、黍稷非馨、明德惟馨、爾尙式時、周公之猷訓、惟日孜孜、無敢逸豫。

既に周公の訓を昭にし、更に上古聖賢の言を擧げて、君陳を教ふるなり、馨香は善事の發聞するをいふ、猷訓は教へ導くなり、孜孜は説文に汲々なりとあり、汲々として勉強するなり、言ふは、我れ上古聖賢の言に聽くに、至治の馨香は神明を感ぜしむ、其の證據には黍稷を以て神明を祭るも、祭者に明德なき時は、神明は感受することなし、汝庶幾くは此の周公の猷訓に法り、惟れ日々に孜孜として敢て逸豫することなかれとなり、我聞云々あたりは左傳などより取りたるらし、
凡人未見聖、若不克見、既見聖、亦不克由聖、爾其戒哉、爾惟風、下民惟

草

凡そ常人の情は、聖人を見ざる前には、見ざるを以て憾とし、思慕止まざれども、一度之れに見えて、其の教訓を受くるに及では、之れに由り行ふこと能はざるもの

なり、爾君陳にありては、其れ之を戒め慎めよや、爾は在上者なれば、其徳化は風の如く、下民は艸の如し、其の風の吹くまゝに隨ひ靡きて、善とも惡ともなるものなれば、爾の言動を慎み、下民の模範標準とならざるべからずとなり、未見聖云々は時經に本つき、爾惟風の二句は論語の君子之徳風、小人之徳艸、艸上之風必偃、に本つき、之を節約せしなり

圖厥政、莫或不艱、有廢有興、出入自爾、師虞庶言同、則繹。

其政事を圖り謀るに、先づ其艱難なるを思ひ謀らざるべからず、さて事に於て廢すへきあり、興すべきあり、之を出し、之を納るゝに、皆爾の師衆に由りて謀るべし、衆庶の言ふ所合同すれば、則ち布き陳ねて、之を公にし、敢て之を専らにするゐるなかれと、

爾有嘉謀嘉猷、則入告、爾后于内、爾乃順之于外、曰、斯謀斯猷、惟我后之徳、嗚呼、臣人咸若、時惟良顯哉。

汝善き謀、嘉き道あらば、内密に爾の君上に申し上げ、汝は知らざる者の如くして、其事を外にて行ふべし、然して曰、斯の謀、此の道は、惟れ吾明君の御徳より出で

しなりと常に其の効を君に歸するは臣たる者の義なり、嗚呼、人臣たる者、皆此の如くんば、惟れ良臣にして、其の君は世に顯明なるに至らん、爾有嘉猷嘉謀云々は禮記の坊記に取りたるなり、

王曰、君陳、爾惟弘周公丕訓、無依勢作威、無倚法以削、寬而有制、從容以和。

兎角壯年の者は急激の改革を好むものなれば、成王之れを戒めて曰く、君陳、汝は惟れ周公の丕訓を弘大にし、自己の權勢を恃みて、威を擅にすることなく、法を濫用して刻削なることなく、寬大にして制の宜きを失はず、從容とゆつたりして、和ぐを以て專一とせよ、

般民在辟、予曰、辟爾、惟勿辟、予曰、宥爾、惟勿宥、惟厥中。

前節は我儘を戒め、此の一節は、徒に君命のみを奉行すべからざるを戒む、言ふは般の人民辟ありて、予れ之れを辟せよと命ずるも辟すること勿れ、之れを宥せといふも宥すこと勿れ、要は惟れ中正至公の道を以て、之れを處斷し、輕重宜しきを得、般民をして不平あらしむること勿れとなり、

有弗若于汝政、弗化于汝訓、辟以止辟、乃辟。

汝の政に従はず、汝の教訓に化せざる者あり、罪辟して以て万民の鑑戒となるものなれば、之れを辟せよ、これ刑罰は獨其の人を懲すのみにあらず、万民をして之れに懲り、刑罰なからしむるに至るを以て目的とすればなり、孔傳止の字を以て句とす、禁傳の辟を以て句とするに如かず、

狙于姦宄、敗常亂俗、三細不宥。

惡の外に在るを姦とし、内に在るを宄といふ、敗常は殺人強盜などの如く、常法の禁ずる所を犯すをいふ、言ふは姦宄の惡事に狙れ、惡事を以て何とも思はず、常法の禁を犯し、又は風俗を壞亂するが如き、此の三つは、假令細事たりとも、必ず辟して宥すこと勿れとなり、

爾無忿疾于頑、無求備于一夫、必有忍其乃有濟、有容德乃大。

汝頑愚なる者ありとも、忿疾することなく、之れを教訓すべし、人には各、長所ある者なれば、其の長所のみを取り用ひて、備はらんことを一人に求むることなかれ、君長たる者は容忍すれば成ることあり、包容する所あれば、其の徳大なり、無求備

云々は論語微子篇より取り、有忍有容云々は國語より取れり、

簡厥修亦簡其或不修進厥良以率其或不良。

般民は紂王の惡風に感染し居れども、其の中には又善者なきにあらず、其の善く修むるものを簡み進めて修まらざる者と混ぜざらしめ、厥の賢良を進め用ひて、不良なる者ある時は、之れを率ゐしめて善に進めよ、

惟民生厚、因物有遷、從上所命、從厥攸好、爾克敬典、在德時、乃罔不變、允升于大猷、惟予一人膺受多福、其爾之休、終有辭于永世。

生性古は相通じたる者なり、敬典は君臣父子兄弟夫婦朋友の常道を敬むなり、言ふは、惟れ民の天性は至りて善なる者なれども、外物の爲に遷りて輕薄に陥ることあり、故に在上者は其接せしむる物を慎まざるべからず、又人の性は上の命する所には從はずして違ふも、上の好む所には從ふものなれば、汝君陳に於ては、克く君臣父子夫婦兄弟朋友の常道を敬みて、道德を身に持する時は、如何に紂王の惡風に感染せし般の頑民も、其の惡習慣を變じて善に遷らざることなく、允に大なる道に升りて、善良なる民となるに至らん、既に此の境に至らば、惟れ予れ一人

の多福なるのみならず、其れ汝の休美なる名譽は、終に永世に辭ありて、不朽なるに至らん、此の一節は、重きを君陳に歸し、以て自ら勵ましめたり、總べて人は責任を持たしむれば、力相應の事を爲すものにて、人を使ふには責任を持たしめざる程、大害あるはなし、これ成王心此の篇の終に臨みて、重きを君陳に歸し、十分に責任を持たしめたる所以也、

願命

此の篇は今文古文共にあり、鄭玄曰く、死に臨み回顧して命を發するなりと、即ち遺言のことなり、成王崩御に臨み、遺言して康王を立て、群臣を顧みて之れを補翼すべきことを遺命せしを、史官之れを録して、併せて康王に傳へしなり、且つ古の人の終りを慎みしことを、万世の後に遺して、掟とせられたり、大抵人は死期に迫れば精神亂れ易く、隨ひて事を過ち易し、故に左傳にも、男子は婦人の手に死せずなどあり、世間財産家と唱ふるもの、多くは、死後に於て後嗣又は遺産分配などの争ひ起り勝なるは、主として其の終を慎まざるの致す所なり、

惟四月哉生魄、王不禫、甲子、王乃洮頰水、相被冕服、憑玉几、乃同召太

保夷芮伯彤伯畢公衛侯毛公師氏虎臣百尹御事。

(五十四)

惟四月哉生魄王不懼。惟四月は成王の即位より二十八年目の四月なり、二十七年目との説あれども非なり、哉生魄は月の十六日、月の傍へ少し黒きもの、現はるゝをいふ、懼は古本に釋に作る、これ本字なり、心のむすばれて解けず悦ばざるをいふなり、言ふは成王即位の二十八年四月十六日病あり、心むすばれて解け悦ばざりきとなり、

甲子王乃洮頰水相被冕服憑玉几。洮は髪を洗ふことなり、頰は面を洗ふことなり、王者群臣に臨む時は沐浴齋戒するが禮なれども、此には病篤きを以て略して髪と面とを洗ひしなり、言ふは甲子の月に至り、王は病の起たざるを知り、乃ち髪を洗ひ、面を洗ひ、輔けられて冕服を被り、玉几に憑りて群臣に臨みたり、

乃同召太保夷芮伯彤伯畢公衛侯毛公師氏虎臣百尹御事。夷のみ名の出づるは夷は周の文王より康王の代に至りし長壽の老人なり、故に召公夷にあらざるかとの疑ある故、名を出しゝなり、太保以下毛公迄が六卿とて大

臣なり、師氏は中大夫の身分の官にて、次官位の役なり、虎臣は近衛の大將、中將位なり、百尹は百官の長なり、御事は諸治事の官なり、言ふは成王玉几に憑りて、以上の諸官を召されしとなり、是れまでは顧命を爲す前の有様を書き、以下は顧命の辭なり、

王曰嗚呼疾大漸惟幾病日臻既彌留恐不獲誓言嗣茲予審訓命汝。昔君文王武王宣重光奠麗陳教則肆肆不違用克達殷集大命在後之侗敬迓天威嗣守文武大訓無敢昏逾今天降疾殆弗興弗悟爾尙明時朕言用敬保元子釗弘濟于艱難柔遠能邇安勸小大庶邦思夫人自亂于威儀爾無以釗冒貢于非幾。

王曰嗚呼疾大漸惟幾病日臻既彌留恐不獲誓言嗣茲予審訓命汝。以下顧命の辭なり、疾大漸は漸は進なり、疾の進みて重症に陥れるなり、病

は疾よりも一層重くなりしをいふ、幾は危なり、臻は至るなり、彌留とはいよく留まり直る見込なきをいふ、後世も此の文字を用ひて、天子の大病を彌留といふ、誓言は體にいふことにて、ちかひとは異なり、言ふは嗚呼我が疾日に重りて惟れ

(五十一)

危く、病日に至りて全快の見込なし、我れ此の儘にて死せば、恐らくは誓言を獲て、我が志を嗣ぐこと能はざらん、茲れ予が訓を審にして、汝達に命ずる所以なり、

昔君文王武王、宣重光奠廟、陳教則肆肆不違、用克達殷集大命。

重光は馬融は日月にして、麗は星の位といふことにて、廿八宿などの宿と同じといふ、蔡沈は重なる光にて、文王武王二代とも善き徳を重ねしこと、麗はおちつき場所なりと説けり、今は蔡説に従ふ、肆肆は違はずして習ひ習ふなり、重言なり、言ふは、昔の君文王武王は二代とも善徳を重ねて、民のおちつき場所を定め、教育を布陳せしを以て、民肆ひ肆うて違はず、用ひて克く殷民にまで通じ、大なる天命を周に集めて、天下を一統せしとなり、

在後之侗、敬逆天威、嗣守文武大訓、無敢昏逾。

侗は魯鈍なり、馬融

本には詞に作れり、言ふは文王武王の後にある我れに於いては、魯鈍なれば敬んで天の威命を迎へ、文王武王の大訓を守りて、敢て昏亂逾越するとなしとなり、

今天降疾、殆弗興、弗悟、爾尙明時、朕言用敬、保元子釗、弘濟于艱難。

今天降疾殆を今天疾殆を降すと讀む説あれど、今天疾を降し危しと讀める蔡

沈の説の穩なるに如かず、弗興弗悟は疾の全癒し難きをいふ、元子は大きな子といふことにて、太子のことなり、釗は康王の名なり、言ふは今天我が身に疾を降して殆く、全癒の見込なし、汝等庶幾くは此の朕が遺命を用ひ、敬んで元子の釗を保安し、大に艱難を濟ひ、徳政を勤め、周室をして隆盛ならしめよとなり、

柔遠能邇、安勸小大庶邦、

柔は安なり、能は順適なり、懐しむるなり、言ふは、遠國の民を安んじ、近國の民を懐柔し、小大の庶邦を安んじ、事業を勸めよとなり、

思夫人自亂于威儀、爾無以釗冒貢于非幾、

夫人は人々なり、亂は治

なり、貢は進なり、非幾はきざしと見る説あれども、不善と解する方宜し、言ふは、人の人たる所以を思ふに、人々自ら心を正しうし、威儀を治むるに在り、汝等之れに

反し、釗をして不善に冒進せしむるが如きことなかれとなり、以上廟命の辭なり、

茲既受命、還出綴衣于庭、越翼日乙丑、王崩、太保命仲桓、南宮毛、俾爰

齊侯呂伋、以二千戈、虎賁百人、逆子釗於南門之外、延入翼室、恤宅宗、

丁卯、命作冊、度、越七日癸酉、伯相命士須材、狄設黼屨、綴衣、牖間、南嚮、

敷重篋席黼純華玉仍几西序東嚮敷重底席綴純文具仍几東序西嚮敷重豐席畫純雕玉仍几西夾南嚮敷重筍席玄粉純漆仍几越玉五重陳寶赤刀大訓弘璧琬琰在西序大玉夷玉天球河圖在東序胤之舞衣大貝鼗鼓在西房兌之戈和之弓垂之竹矢在東房大輅在賓階面綴輅在阼階面先輅在左塾之前次輅在右塾之前二人雀辨執惠立于畢門之內四人綦弁執戈上双夾兩階凡一人冕執劉立于東堂一人冕執鉞立于西堂一人冕執戣立于東垂一人冕執矟立于西垂一人冕執銳立于側階

(五七四)

茲既受命還出綴衣于庭越翼日乙丑王崩綴衣は幄帳なり王寢するの故を以て特に之を設けたるならんさて群臣は顧命を受け涙ながらに退出せしを以て幄帳を中庭に徹出し其の翌日乙丑の日を以て澧焉崩御せられぬ禮記喪大記に疾病君徹縣東首北闔下とあるこれなり
太保命仲桓南宮毛仲愛齊侯呂伋以二千戈虎賁百人逆子釗於南門之外延入翼室恤宅宗以下康王を迎ふることを叙す當時康王は

遠き處にありしものと見ゆ此は敘事文にて興味乏しきが如きも敘事は眞に迫りて畫くが如くなり漢文中一種の特色ある妙文なり爰は搜と同じく引なり是れ江聲の説從ふべし虎賁は勇士なり南門は表御門にて路腰門をいふ逆は迎なり翼室は路腰の旁の左右の翼室なり恤宅は我が邦の喪屋なり宗は宗主なりさて太保には仲桓や南宮毛に命じて齊侯呂伋を導き二本の干戈を執り虎賁百人を率ゐて子釗を路腰門の外に迎へ延いて翼室に入れ這度の喪主とせられたり
丁卯命作冊度冊は冊書なり寸法にきまりありより度といひしならん言ふは丁卯の日に至り史官に命じて顧命を康王に傳ふる冊書を作られしとなり
越七日癸酉伯相命士須材伯相は召公奭なり越えて七日癸酉の日召公奭に命じて棺槨に用ふる材を取らしめたり周以後即位の當時棺槨を造る風ありこれ棺槨を丁寧に進るを以て其の期に及んで容易に間に合はざる故なり支那には今も此の風尙存じ富豪の者は生前に棺槨を備へ置くよしなり先年李鴻章が歐米漫遊の折棺槨を携へ行きしが如きを見ても其の一斑を知るべし
狄設黼屨綴衣秋は下士にて賤しき身分のものなり屨は屏風なり斧の文

(五七五)

を畫きて戸牖の間に置くものなり、言ふは下士に命じて屏風を立て、帷帳を聯接せしめしとなり、

尙

廊間南嚮敷重篋席繡純華玉仍几。 篋席は桃竹枝にて編みし敷物なり、繡は白黒の雜繡なり、純は縁なり、即ち篋席へ白黒雜繡の縁を附けたることなり、華は彩色なり、仍は因なり、言ふは、廊間に南嚮して、白黒の雜繡にて縁を取れる篋席を敷き、彩色し玉を以て飾られたる憑几は生前の者を据えつけあり、故に仍といふ、此所は帝王が群臣を見、諸侯を觀する坐なり、

西序東嚮敷重底席綴純文具仍几。 西序は旦夕事を聽く坐なり、底席は蒲にて編みし席なり、綴は雜彩なり、西序には東に嚮ひて、蒲席の雜彩を施せる織物にて縁をとりしものを敷き重ね、文ある貝にて飾りし憑几は亦生前の物を据え附けられたり、

書

東序西嚮敷重豐席畫純雕玉仍几。 東序は國老を養ひ、群臣を饗する坐なり、豐席は筍席なり、畫は彩色なり、彫玉は刻縷して飾をつけし玉也、東序は西に嚮ひて筍席へ彩色せる縁とりの敷物をしき重ね、彫玉を以て飾りし憑几を舊

に因り据え附けたり、

尙

西夾南嚮敷重筍席玄粉純漆仍几。 西夾は親族私讌の坐なり、筍席は竹席なり、西夾に南嚮きにして、竹席へ玄黒色雜へて縁をつけ、之れを敷き重ねて、漆にて塗りたる憑几を舊に因り据え附けたり、

越玉五重陳寶赤刀大訓弘璧琬琰在西序。大玉夷玉天球河圖在東序。胤之舞衣大貝鼗鼓在西房。兗之戈和之弓垂之竹矢在東房。

赤刀は朱鞘の刀なり、これ周は赤色を尙びしに由る、大典は虞書典謨の類なり、弘璧は大璧なり、璧とは人工を加へて、の如き形を爲すものをいふ、琬琰は圭の名なり、圭とはの如き形の玉なり、大玉は華山より出づる玉なり、夷玉は東夷より出づる玉なり、東夷とは今の朝鮮邊のことならん、天球は雍州より貢する所の玉、蒼くして光澤あり、其の色天と似たり、故に名く、河圖は伏羲氏の時龍馬圖を負うて河より出づ、一六北に位し、二七南に位し、三八東に位し、四九西に位し、五十中に居る者、易の太極に河圖を出すといふものこれなり、胤之舞衣は胤國制する所の舞衣なり、大貝は大きな子安貝、鼗鼓は長さ八尺ある大鼓なり、兗和は右の巧

人なり、垂は舜の共工なり、執れも各工の作に係る戈弓矢等なり、東西序の坐北に玉五重を刊し、又先王寶とする所の器物を陳ぬ、これ群臣諸侯など集まるを以て、一は以て坐の裝飾とし、一は以て讓意を表したるものなるべし、即ち其の寶物とはいはれ、以上に擧げたる所の赤刀、大訓、弘璧、琬琰は西序に在り、大玉、夷玉、天球、河圖は東序にあり、胤之舞衣、大貝、鼗鼓は西房に在り、兗之戈、和之弓、垂之竹矢は東房に在りしとなり、

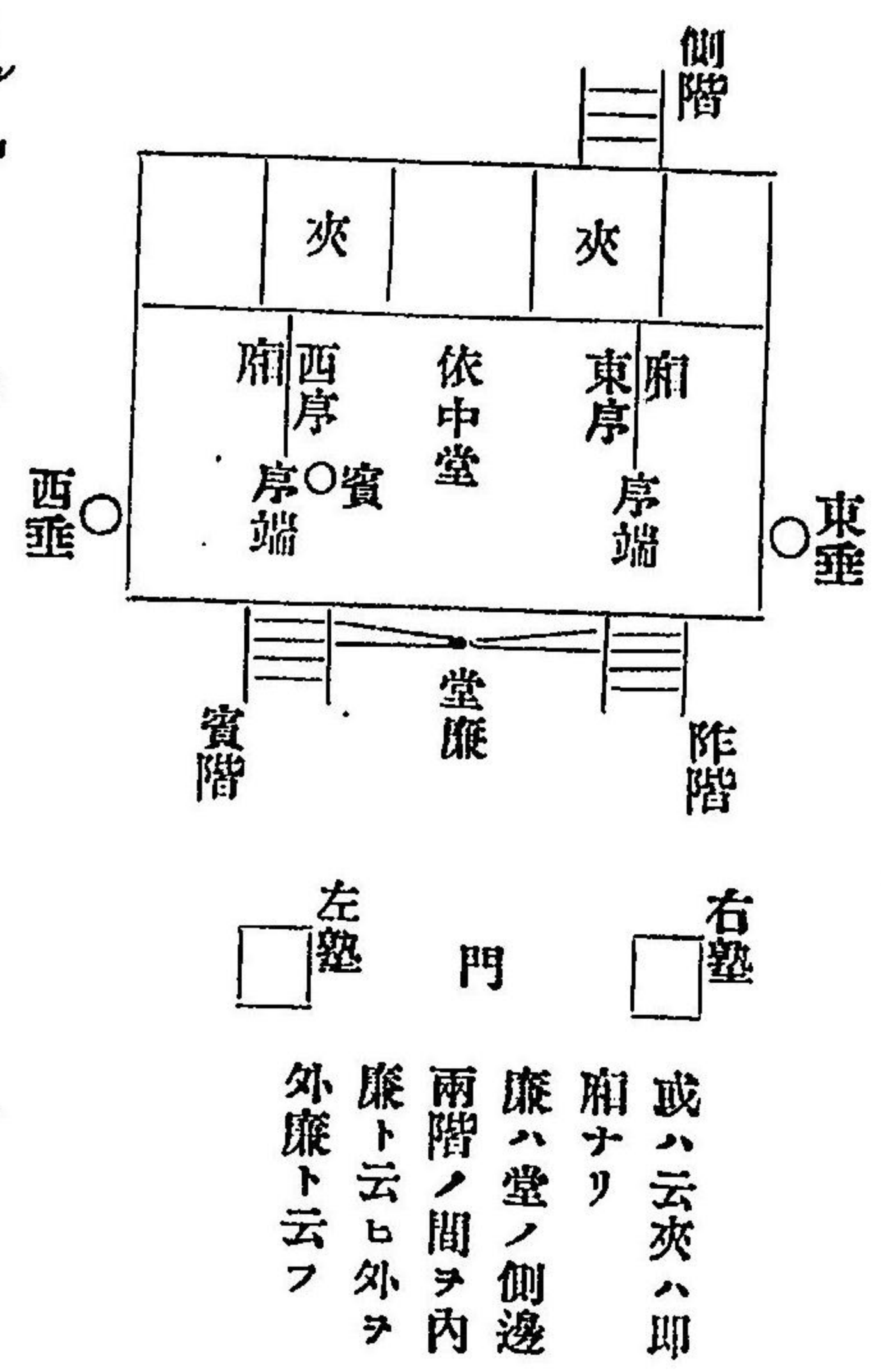
大輅在賓階面、綴輅在阼階面、先輅在左塾之前、次輅在右塾之前。大輅は玉にて飾りし車なり、神を祭るに用ふ、一番貴き車なり、賓階は西階なり、綴輅は黄金にて飾りし車なり、同姓を封ずるに用ふ、阼階は東階なり、先輅は木輅なり、蕃國を封ずるに用ふ、塾は門側の堂なり、次輅とは天子に五輅あり、大輅、綴輅、先輅、革輅、象輅これなり、されば此にいふ次輅とは革輅、象輅のことなり、言ふは、大輅は賓階の面にあり、綴輅は阼階の面にあり、先輅は左塾の前にあり、革輅、象輅は右塾の前にあり、皆成王の生時に象り、顧命を重んずるなり、

二人雀弁執惠、立于畢門之内、四人綦弁執戈、上双夾、兩階、一

冕執劉、立于東堂、一人冕執鉞、立于西堂、一人冕執戣、立于東垂、一人冕執瞿、立于西垂、一人冕執銳、立于側階。弁は士の服なり、雀弁は赤色の弁なり、惠は三隅の矛なり、畢門は路寢の別名にて表御門なり、綦弁は青黒色の混じある弁なり、卮は堂の廉といふなり、冕は大夫の服なり、劉は一鎗に作る、山刀の類なり、戣、瞿は皆戈の類なり、銳も矛の類なり、東西堂は路寢東西廂の前の堂なり、東西垂は路寢の東西の序の外に在り、言ふは、二人赤色の弁を冠し、惠を執りて畢門の内に立ち、四人は綦弁し戈を執り、刃を上に向けて兩階の堂廉を夾さみ、一人は冕し劉を執りて東堂に立ち、一人は冕し鉞を執りて西堂に立ち、一人は冕して戣を執り東垂に立ち、一人は冕し瞿を執りて西垂に立つ、一人は冕し銳を執りて側階即ち北東の階に立てりとなり、

前段を解し易からしめん爲め茲に略圖を掲ぐ、

(五八〇)



王麻冕黼裳由賓階陞卿士邦君麻冕蟻裳入即位太保太史太宗皆麻冕形裳太保承介圭上宗奉同瑁由阼階陞太史秉書由賓階陞御王册命曰皇后憑玉几道揚末命命汝嗣訓君臨周邦率循大卞變和天下用答揚文武之光訓王再拜興答曰眇眇予末小子其能而亂四方以敬忌天威乃受同瑁王三宿三祭三咤上宗曰饗太保受同降盥

尙

書

以異同秉璋以酢授宗人同拜王答拜太保受同祭嚙宅授宗人同拜王答拜太保降收諸侯出廟門俟

王麻冕黼裳由賓階陞卿士邦君麻冕蟻裳入即位 麻冕は麻布にて作りし冠なり黼裳は白黒色に染め分けし袴様のものなり陞は升なり蟻裳は玄色の袴也言ふは康王に於いては麻冕黼裳にて賓階より升り卿士邦君は麻冕蟻裳にて入りて各其の即くべき位置に坐せりとなり

太保太史太宗皆麻冕形裳太保承介圭上宗奉同瑁由阼階陞太史秉書由賓階陞御王册命 形裳は赤黒色の袴なり介圭は鎮圭として玉璽の如きものなり太宗は宗伯なり同瑁は同は圭璽として提子の如きものなり之を以て鬱鬯の酒を挹むなり瑁は玉にて作りし者にて諸侯の圭を冒ふ所以故に瑁と名つく太師は配録係なり御は進なり言ふは太保太史太宗は皆麻冕形裳にて太保は介圭を承げ上宗は同と瑁とを奉げて阼階より升り太史は書を乘りて賓階より升り王に册命を進めたりとなり

曰皇后憑玉几道揚末命命汝嗣訓君臨周邦率循大卞變和天下

(五八一)

尙

書

用答揚文武之光訓。これ願命の辭なり、皇后は大なる君なり、末命は臨終の辭なり、天下は大法に同じ、扱其の冊命の辭に曰はく、大なる君成王には、玉几に憑り臨終の命を道揚し、汝劍に命じて其の訓言を嗣ぎ行はしむ、汝此の周邦に君臨し、周室の大法に率循して、天下を燮和し、以て文王武王の大訓を失墜せず、之を發揚せよとなり。

(五八二)

王再拜興答曰、眇眇予末小子、其能而亂四方、以敬忌天威。眇眇

は微少なり、末は微末なり、共に謙辭なり、而は如なり、亂は治なり、敬忌は敬畏に同じ、言ふは、康王願命の辭を聽き、再拜し興ちて答へて曰く、微少なる予れ小子、何ぞそれ能く先王文武の、天の威命を敬畏し、四方を治めしむべきことを能くせんや、されど奮勵此に従事せざるべからずと、謙遜の辭を以て願命を承けられしとなり。

乃受同瓊、王三宿三祭三哿。上宗曰饗。三宿は宿は左傳に用ふる縮と

同じく、酒をした、らすといふ處に用ふ、即ち茅を束ねて鬱鬯の酒を注ぎ、神を降すなり、元來神は無形なるものなれば鬱鬯の香氣を以て招き降す之、乃ち一方

よりは同を、一方よりは瓊を受け、三度酒を茅に注ぎ、三たび祭り、三度盃を置く、この時神に仕ふる上宗は神に向ひて饗けよと告ぐ、哿は爵を奠くことにて、與に居るを以て飲まざるを示すなり。

太保受同降盥、以異同秉璋、以酢、授宗人同拜。王答拜。璋は玉にて

作りし同の柄なり、酢は自ら酌むなり、宗人は太宗を佐くる下役なり、大保は玉饗する所の同を受けて堂を降り手を盥し、更に異同を以て璋を乗りて以て自ら酌み、下役に同を授けて拜し、王は答拜す。

太保受同祭齊、宅、授宗人同拜。王答拜。齊は酒を齒へ當る程に口へ入

れて飲まざるなり、宅は置と度との兩説あれども、哿のくづれしならん、大保は宗人の洗ひ酌みて進めし同を受け祭り齊し置きて、更に之れを宗人に授けて拜す、王も亦答拜す。

太保降收、諸侯出廟門、俟。廟門は路寢門のことなれども、成王の殯此に

在るを以てかくいへるなり、願命を告ぐる禮既に終りしを以て、太保は堂を降り、祭具を收め、諸侯も亦廟門を出で、以て王の後命を待てり。

(五八三)

伏生の今文には康王之誥へ續けて一篇とし、鄭玄馬融は分ちて二篇とせり、蔡傳も之れに由りしものなるが、前後兩篇を熟讀すれば如何にも一篇の様に思はる、されど習慣の久しきを以て、康王之誥の題を其まゝ存し置くべし。

康王之誥

此の篇今文古文皆有り、但し今文は前篇の終りにいへりし如く、顧命と合せあり、康王之誥は成王歿後一年の後なりとの説あれども、出廟門俟といふ所より考ふるに、政事は一日も忽にすべからざるものなれば、喪中といへどもかゝることありしならん、併し議論の多き篇にて、康王喪に居り、喪服を着けぬことこれなり、蘇子瞻などは大に此を攻撃せり、されども周公禮を制し行ひしものなれば、以て法るに足るべしとは、顧炎武が日知錄中に見えたる説なり。

王出在應門之內。太保率西方諸侯入應門左。畢公率東方諸侯入應門右。皆布乘黃朱。賓稱奉介圭兼幣。曰一二臣衛敢執壤奠。皆再拜稽首。王義嗣德答拜。太保暨芮伯咸進相揖。皆再拜稽首曰。敢敬告天子。皇天改大邦殷之命。惟周文武誕受。爰若克恤西土。惟新陟王。畢協賞

罰。戡定厥功。用敷遺後人。休。今王敬之哉。張皇六師。無壞我高祖寡命。王出在應門之內。太保率西方諸侯入應門左。畢公率東方諸侯入應門右。皆布乘黃朱。賓稱奉介圭兼幣。曰一二臣衛敢執壤奠。皆再拜稽首。王義嗣德答拜。布は陳なり、乘は馬四匹をいふ、黃は黄色の馬、朱は赤き鬃なり、賓は諸侯なり、稱は舉なり、臣衛は蕃衛と同じ、執壤奠は壤地出す所の産物を執りて贄とするなり、義は宜なり、言ふは康王出で、應門の内に在り、太保は西方の諸侯を率ゐ、應門を入りて左し、畢公は東方の諸侯を率ゐて、應門を入り右す、皆四匹づゝの黄色朱鬃の馬を庭上に陳す、此の時諸侯圭と幣とを舉げ奉けて曰く、一二の蕃衛の臣敢て壤土より出し、奠贄を献ずと、皆再拜稽首す、成王は天子となりし上は宜しく先王の徳を嗣ぐべしとて答拜せしとなり。

太保暨芮伯咸進相揖。皆再拜稽首曰。敢敬告天子。皇天改大邦殷之命。惟周文武誕受。爰若克恤西土。揖は兩手を拱して前へさし出すなり、故にすゝむといふ訓あり、誕は大なり、爰若は爰は勝と同じく導くなり、若は順なり、爰は審なりとの説あり、東坡は文王の囚となりし姜里の姜なりといへり、